



みんなが真ん中
すこやかで活気あふれるまち
くみんなでつくろう 国見の未来く

第6次 国見町総合計画 KuniMirai 2030

一部改訂 令和8年(2026年)

Kunimi-Machi 6th Comprehensive Plan

国見町デジタル田園都市国家構想総合戦略
国見町国土強靱化地域計画



町民憲章

わたくしたちは
みちのくの古跡のほとり
あつかし山の美しい山なみを背景に
阿武隈川の清い流れにうるおう
景勝の地に住んでいます。

わたくしたちは
国見町民であることによるこびと誇りをもち
心をあわせて、希望にみちた
生きがいのある町づくりのために
町民憲章を定めます。

あたたかく、 たすけあう町を つくりましょう。	やさしく、愛情をもってまじわりましょう。 老人や子どもをいたわり、希望をもたせましょう。 なごやかで平和な、明るい家庭をつくりましょう。
-------------------------------	--

楽しく働いて、 豊かな町を つくりましょう。	創意をもって、仕事にはげみましょう。 物を大切に、工夫をこらして生活を豊かにしましょう。 はげましあって、産業をさかんにしましょう。
------------------------------	--

すこやかで、 よろこびに生きる町を つくりましょう。	健康で、たくましいからだづくりをしましょう。 希望をもって、強い心で生きましょう。 安全に心をくばり、災害などをなくしましょう。
----------------------------------	--

力をあわせて、 すがすがしい町を つくりましょう。	自然を大切に、緑をそだてましょう。 きれいで、清けつな環境をつくりましょう。 礼儀を重んじ、きまりを守りましょう。
---------------------------------	---

教育文化を高め、 希望にみちた町を つくりましょう。	未来を拓く、若い力をそだてましょう。 教育を高め、文化財や伝統を守りましょう。 教養を深め、郷土に役立つ人になりましょう。
----------------------------------	---

第6次国見町総合計画の 中間見直しにあたって



想定を上回る速度の人口減少、町民生活に大きな影響を及ぼしている物価高騰、急速に進むデジタル化社会の波、地球温暖化に伴う猛暑や豪雨等の自然災害など、私たちを取り巻く社会情勢や生活環境は、年々変化しています。

このような状況下でも、町民が安心して国見町に住み続けられる持続可能なまちづくりを推進するため、第6次国見町総合計画（令和3年度～令和12年度）の中間見直しを行い、後期計画の策定を進めてきました。

後期計画の基本理念を「みんなが真ん中 すこやかで活気あふれるまち ～みんなでつくろう 国見の未来～」と決めました。

「みんなが真ん中」は、まちづくりの主体である町民をはじめ、国見町に関わるすべての人がつながり合い、全員が主役として輝きながらまちづくりを進めていく姿を、「すこやか」は、健康や子育て、子どもの成長などを、「活気あふれる」は、国見町に常に活力や賑わいがある状態を表しています。

策定にあたって、国見町総合計画審議会及び町内の各組織や町民などで構成する5つの専門部会において、課題解決に向けた集中審議を行い、頂いた意見を町民の声として後期計画に反映しています。

後期計画は、今後5年間に国見町が歩む羅針盤です。

基本理念の実現と各施策の着実な前進に向け、町民の皆様をはじめ、国、県、関係・交流団体の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、中間見直しにあたり、熱心に協議・審議いただいた国見町総合計画審議会委員及び専門部会委員の皆様、ご議決いただきました町議会をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた関係町民の皆様に関心から感謝を申し上げ、中間見直しにあたっての挨拶といたします。

令和8年3月

国見町長 村上 利通

目次

CONTENTS

第1篇 序 論

第1章 総合計画の概要	2
1 計画見直しの趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
3 計画の進行管理	5
第2章 国見町の概要	6
1 国見町の位置と地勢	6
2 国見町の特徴	6
3 人口動態	9
4 財政の将来見通しと財政方針	13
第3章 社会情勢と課題	17
1 社会潮流と課題	17
2 町民の意識	21

第2篇 基本構想

1 基本理念	26
2 国見町がめざす5つのまちづくり	27

第3篇 基本計画

第1章 基本計画の概要	32
-------------	----

第2章 重点プロジェクト	32
--------------	----

重点プロジェクト① 暮らす（住環境）プロジェクト	33
--------------------------	----

重点プロジェクト② 育てる（子育て）プロジェクト	34
--------------------------	----

重点プロジェクト③ 広がる（人口減少対策）プロジェクト	35
-----------------------------	----

第3章 5つのまちづくり	36
--------------	----

1 施策体系	36
--------	----

2 各施策の内容と読み方	38
--------------	----

まちづくり1 いきいき健康のまちづくり	40
---------------------	----

まちづくり2 安全・安心で住みやすいまちづくり	54
-------------------------	----

まちづくり3 学びと育みのまちづくり	74
--------------------	----

まちづくり4 活力あふれるまちづくり	92
--------------------	----

まちづくり5 信頼と協働のまちづくり	104
--------------------	-----

第4章 SDGs との関係	122
---------------	-----

1 SDGs とは	122
-----------	-----

2 本計画とSDGs の関係	122
----------------	-----

3 41施策とSDGs の関係	126
-----------------	-----

第4篇 各地区計画

1 小坂地区	132
2 藤田地区	133
3 森江野地区	134
4 大木戸地区	135
5 大枝地区	136

第5篇 国土強靱化地域計画

1 国土強靱化の概要	138
2 基本目標	139
3 事前に備えるべき目標	139
4 強靱化推進の基本的な方針	140
5 国見町における主な自然災害リスク	141
6 脆弱性評価	143
7 強靱化の推進に向けた取組	155
8 4.1の施策とリスクシナリオの関係	156

第6篇 資料編

1 計画見直しの経緯	162
2 審議会委員名簿	164
3 専門部会委員名簿	165
4 管理本部名簿	168
5 中間見直し組織図	169
6 条例及び要綱	170
7 用語解説	175

第1編

序論

第1章 総合計画の概要

第2章 国見町の概要

第3章 社会情勢と課題

01 計画見直しの趣旨

国見町では、令和3年度（2021年度）を初年度とする将来に向けたまちづくりの指針となる「第6次国見町総合計画」（以下「本計画」という。）を策定し、基本理念「命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くにみ」に基づき、各種施策の取組を展開してきました。

その一方で、この間、急速な社会のデジタル化の進展、国際情勢の不安定化、世界的なエネルギー価格高騰による物価高騰、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした新たな日常への対応など、計画策定以降の社会経済情勢は様々に変化しています。また、本町においても令和4年（2022年）4月に町全域が過疎地域に指定されるなど、策定時の予想を上回る速さで人口減少が進んでおり、人口減少対策は喫緊の課題となっています。

更に、平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）からの復旧・復興、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）に伴う人口流出や風評被害の影響は15年以上が経過した現在も続いています。

その後も令和3年（2021年）、令和4年（2022年）と2年連続で発生した福島県沖地震など、数々の災害等により深刻な被害を受けているほか、全国でも能登半島地震をはじめ、台風・豪雨などの大規模な自然災害が増加しています。

このような中、令和7年度（2025年度）をもって計画期間前半が終了することから、中間見直しで現在の国見町の課題や社会情勢の変化に適切に対応し、町民、地域、行政が協働しながら、活気あふれる国見町を次の世代につなげるために本計画の改訂版を策定します。

■ これまでの計画

計画名	年 度	スローガン
第1次国見町振興計画	昭和51年度（1976年度）～ 昭和60年度（1985年度）	明るく豊かで住みよいまち 緑に囲まれた町造り
第2次国見町振興計画	昭和61年度（1986年度）～ 平成5年度（1993年度）	明るく豊かで住みよいまち
第3次国見町振興計画	平成6年度（1994年度）～ 平成12年度（2000年度）	豊かで住みよい活力ある町づくり
第4次国見町振興計画	平成13年度（2001年度）～ 平成22年度（2010年度）	豊かで住みよい活力ある町づくり 心豊かな人にやさしいまちづくり
第5次国見町振興計画	平成23年度（2011年度）～ 令和2年度（2020年度）	国見町民であることに喜びと誇りをもち、 心あわせて希望に満ちた未来を創るまち
第6次国見町総合計画 （計画前期）	令和3年度（2021年度）～ 令和7年度（2025年度）	命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くにみ

02 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」「基本計画」で構成し、目標年次を令和12年度（2030年度）とします。

（1）基本構想

基本構想は、国見町のまちづくりの最も重要な基本姿勢として、まちづくりの理念、町の将来像を示すとともに、まちづくりのベースとなるめざすべき都市構造の方向性を明らかにし、まちづくりの基本目標を定めるものです。基本構想の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、その過程で、社会環境の変化、政策・施策・事業の進捗などに状況変化があった場合は必要に応じて柔軟に見直すものとしています。このため令和8年度（2026年度）を始期として計画後半の見直しを行います。

（2）基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に定め、国見町の各分野の現状と課題を明らかにするとともに、各施策の方向性を示します。

基本計画の計画期間は基本構想と同様に令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とするほか、令和8年度（2026年度）を始期として、計画後半の見直しを行います。

（3）実施計画

実施計画は、基本計画に定めた各施策を実現するための具体的な事業を示すもので、毎年の予算編成と深く連動する必要があります。

これまで、ローリング方式*で策定していた本計画内での実施計画を廃止し、本計画の指針を受けた各分野の個別計画と毎年度の予算に基づく当初予算の概要書をもって実施計画とします。また、実施計画とあわせて計画後半からは【別表】第6次国見町総合計画後期事業一覧表を作成することで、全体構成と事業展開をわかりやすくするとともに進捗管理及び予算編成にかかるプロセスを簡素化します。

（4）各地区計画

各地区計画は、国見町の旧町村単位である、小坂地区、藤田地区、森江野地区、大木戸地区、大枝地区の5地区について、各地区の特徴を活かしたまちづくりの計画を示しています。

(5) 国見町デジタル田園都市国家構想総合戦略との関係

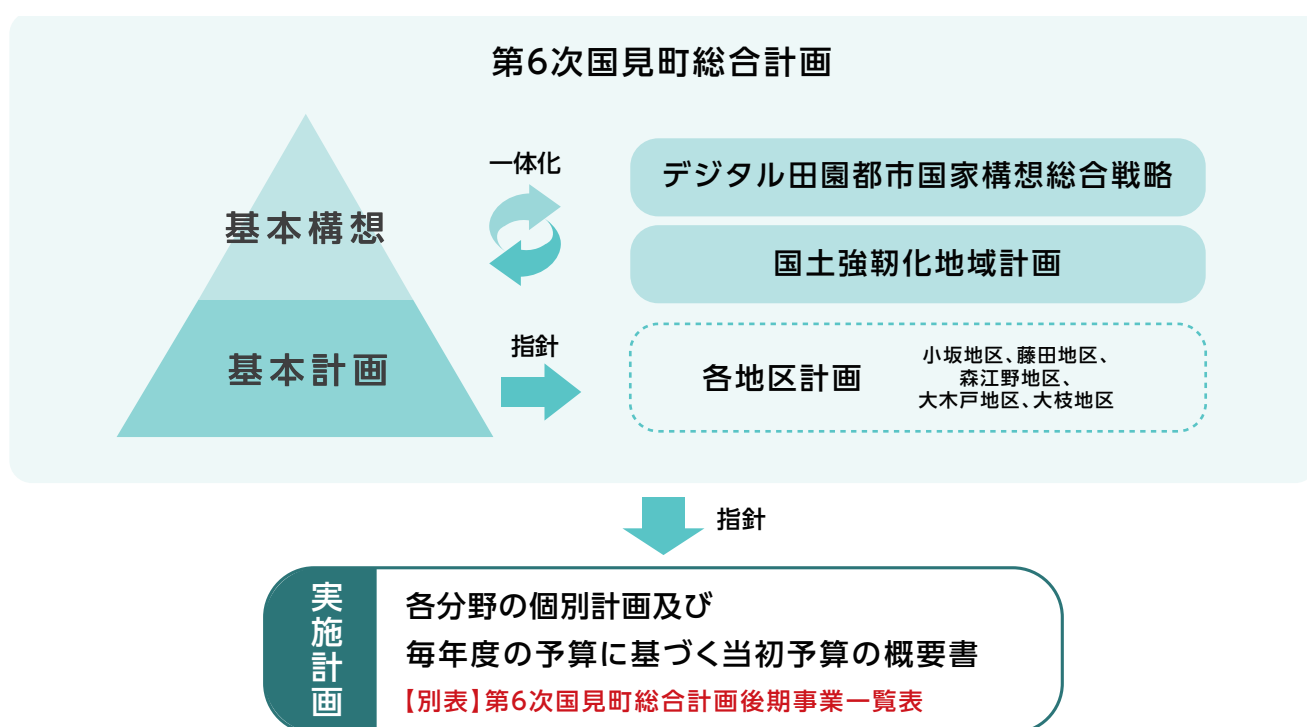
国見町では、人口減少、少子高齢化などへ対応する地方創生の取組について政策の整合性を図るとともに、進捗管理等の事務の簡素化、町民に対する政策や体系のわかりやすさを強化するために本計画と国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定しています。

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、国は令和5年度（2023年度）を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。これに伴い、地方自治体では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改定することが必要となりました。そのため、「国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」はデジタルの力を活用しつつ、地方創生を加速化・深化するための取組を推進するために令和8年度（2026年度）を始期とする本計画後半の見直しと一体として行い、名称も「国見町デジタル田園都市国家構想総合戦略」とします。

(6) 国見町国土強靱化地域計画との関係

平成23年（2011年）の東日本大震災の教訓を踏まえながら、昨今の頻発する大規模な自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する、「強くしなやかな」まちづくりが求められています。この指針となる国見町の「国土強靱化地域計画」の策定にあたっては、本計画と一体となった取組が効果的かつ効果的であることから、本計画と一体化し、強靱化の取組を進めることとします。

■ 本計画の構成のイメージ



03 計画の進行管理

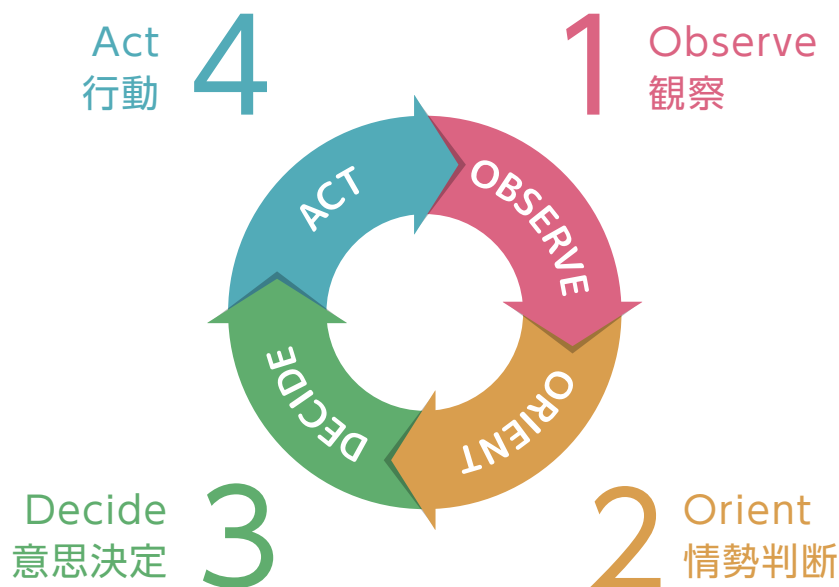
本計画の推進にあたっては、政策分野ごとに各施策の効果を客観的に検証するため、数値目標や指標（重要業績評価指標（KPI））を設定しています。

現在、世の中が不明確で常に変化していく状況の中で、現状から最善の判断を下し、即座に行動を起こすことが必要とされています。

このことから、本計画の推進については、OODA（ウーダ）ループによる進行管理とし、観察（Observe）、状況判断・方向付け（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Act）を行うことで機動力と実効性を高めていきます。そのために、社会環境の変化、政策・施策・事業の進捗などに状況変化があった場合は、必要に応じて柔軟に見直すものとします。なお、国見町総合計画審議会において、毎年度進行管理及び施策の効果検証を実施します。

「意思決定」段階で採択された方針
にもとづいて、意思決定の意図・
命令を踏まえて、行動に移す。

周囲の環境を観察し、固定概念や
期待する想定に固執せず、あらゆる
情報を集める。



5 ループ (Feedforward/Feedback)
再び「観察」段階に戻り、行動の結果を判定して、
次の「情勢判断」に続ける。

01 国見町の位置と地勢

国見町は福島県の中央北部に位置し、北は宮城県白石市、東南は伊達市と桑折町に隣接しています。県都福島市からは16.5kmの距離にあり、仙台市、山形市、郡山市にはそれぞれ60km圏内の距離にあります。また、国道4号、JR東北本線、東北自動車道、東北新幹線が通る交通の要衝となっています。奥羽山脈と阿武隈高地に挟まれた福島盆地（信達盆地）の地勢にあり、総面積は37.95km²、標高は中央部で76m、山間部は100～150mです。 図1



図1 国見町の位置

02 国見町の特徴

(1) 国見町の沿革

国見町での人々の暮らしの痕跡は古く縄文時代にさかのぼり、塚野目地区をはじめ、森山・大木戸地区などに古墳群が見られます。

平安時代末期には、日本の歴史の分岐点ともいえる、源頼朝率いる鎌倉軍と藤原泰衡率いる奥州軍との最大の攻防戦がここ国見町で行われました。

その際に鎌倉軍を迎えるために奥州軍によって築かれた3.2kmにわたる阿津賀志山防塁（日本三大防塁の一つ）は国史跡に指定されており、今なおその痕跡が残っています。

その後、様々な時代の変遷によって変化を遂げながら、近代に至り、明治政府の廃藩置県によって、現在の国見町は福島県の管轄になります。

明治22年（1889年）には市町村制が施行され、小坂村、藤田村、森江野村、大木戸村、大枝村が形成されました。

大正4年（1915年）に、藤田村は、町制を施行して藤田町となり、昭和29年（1954年）には、昭和の町村大合併によって小坂村、藤田町、森江野村、大木戸村そして大枝村が合併して国見町となります。国見山、国見峠の名をとり「栄ゆく国を望む」との意味を込めて「国見町」と名付けられ、現在に至ります。

(2) 交通

国見町の中央部には、国道4号、JR東北本線、東北自動車道、東北新幹線が南北に縦断しています。

国道4号は、国土交通省との共同設置によって平成29年（2017年）5月3日に「道の駅国見あつかりの郷」がグランドオープンし、また、令和5年度（2023年度）末には県北中学校までの4車線化が完了しました。

JR東北本線は、平成30年（2018年）11月に藤田駅前駐車場が整備され、また、平成31年（2019年）3月には藤田駅が改築されました。

東北自動車道には、国見インターチェンジ及び国見サービスエリアが設置されており、国見サービスエリアは令和2年（2020年）9月に下り線、翌10月に上り線がリニューアルオープンしました。

また、県道も縦横に整備され、その他の公共交通では福島交通株式会社の生活路線バスのほか、平成20年度（2008年度）からは高齢者や交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド*型乗合タクシーである「国見まちなかタクシー」が運行されているほか国見町タクシー利用補助事業を実施しています。今後は交通手段の選択肢を増やすなどのさらなる公共交通の強化に向けた取組が必要となります。

(3) 産業

国見町の基幹産業は農業で、果樹と水稻を組み合わせた農業が主な経営形態です。

農業産出額では果樹が突出しており **図2** サクランボ、スモモ、モモ、ブドウ、リンゴの生産が盛んで、中でもモモの出荷量は全国9位、町の部1位（平成22年（2010年））を誇ります。水稻は、令和6年度（2024年度）現在326haで作付されており、半数以上がコシヒカリです。阿武隈川の氾濫原を耕地とする国見産の米は、豊かな味と品質の良さで県内外から高い評価を得ています。また、県内3位の面積を誇る約67.7haの採取ほ場では、コシヒカリ、天のつづ、ひとめぼれの優良種子生産が行われ、福島米のブランド確立に重要な役割を担っています。

畜産業は、肉用繁殖牛をはじめとし、採卵用養鶏、育雛、養豚業に従事する畜産農家も堅実な経営を行っています。

一方、町の北西に連なる1,448haの山林は、ほとんどが私有林です。635haが人工林で、推定材積は約40万m³（令和3年（2021年））です。

農業従事者については、全国平均及び福島県平均よりも年齢層が高く高齢化が著しく進んでおり、後継者不足が課題となっています。 **図3**

図2 品目別 農業産出額
(出典:2020農林業センサス)

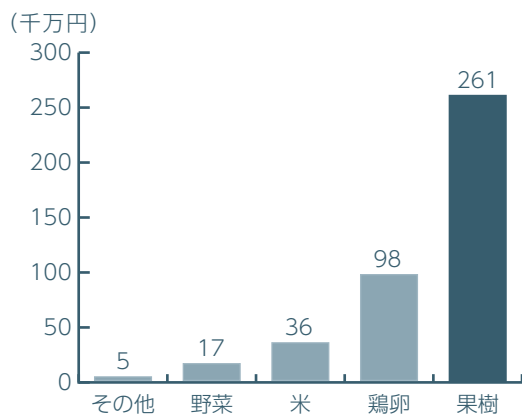
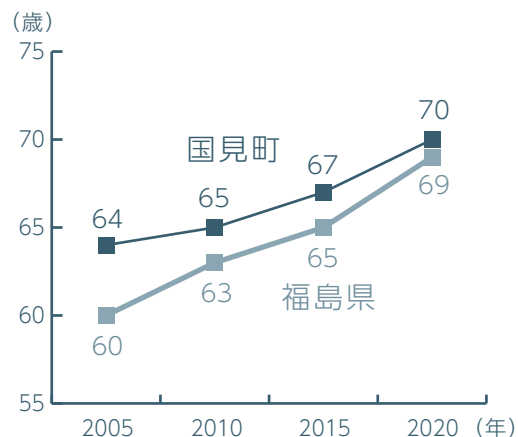


図3 農業従事者平均年齢
(出典:2020農林業センサス)



(4) 教育

国見町には町立の保育所、幼稚園、小学校、中学校が1か所ずつあります。

平成26年(2014年)12月には、県北中学校、国見小学校、くにみ幼稚園をコミュニティ・スクール*に指定し、文部科学省の進める「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいます。

また、学校と地域との効果的な連携・協働のために地域学校協働本部*を設置しており、平成29年(2017年)12月には、町での地域学校協働本部事業の学習支援の取組が評価され、文部科学大臣表彰を受けました。

生涯学習は、複合施設である観月台文化センターを拠点として展開しています。令和2年度(2020年度)には観月台文化センター内に図書館をオープンするなど、図書活動にも力を入れているほか、「食育*」への取組や「木育*」の取組など、地域資源を活かした多様な教育にも取り組んでいます。

また、スポーツ面では、上野台運動公園に総合運動場、体育館、屋外テニスコート、屋内テニスコートを整備し、老若男女問わず各種スポーツを通して健康づくりや体力づくりに参加できる環境を整えています。

03 人口動態

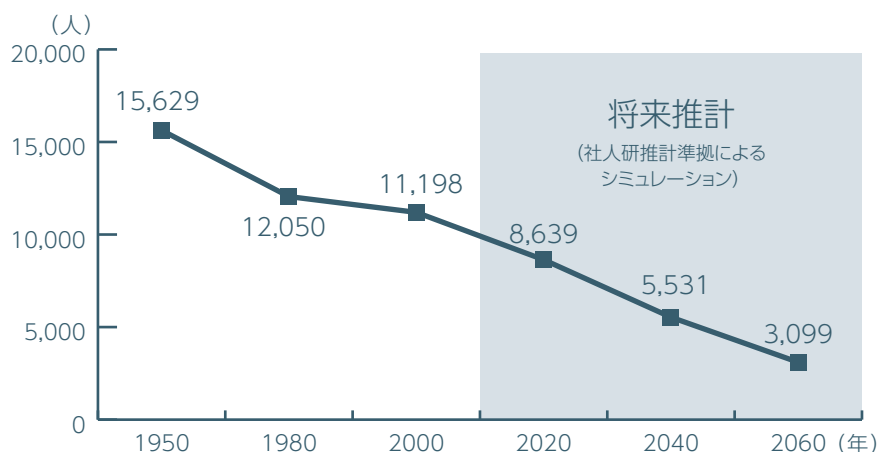
(1) 国見町の人口

国見町の人口は、昭和25年（1950年）の15,629人をピークに、高度経済成長期における都市部への一極集中の影響を受け、減少に転じました。

その後、昭和46年（1971年）からの第2次ベビーブーム以降、石油危機やバブル崩壊などのマイナス要因にもかかわらず、昭和45年（1970年）から平成7年（1995年）までは12,000人前後と横ばいで推移していましたが、以降減少が続いています。

国見町の「人口ビジョン」では、毎年約140人程度減少し、令和22年（2040年）には5,531人になると予測されています。 **図4**

図4 国見町の人口推計（出典：国見町人口ビジョン改訂版）



(2) 年齢別人口

人口ビジョンでは、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年（2000年）頃から減少が加速しており、令和27年（2045年）には、2,000人を割り込む見通しとなっています。また、年少人口（0～14歳）も減少が続いており、令和27年（2045年）には300人を割り込むほか、老年人口（65歳以上）も増加の一途を辿ってきましたが、令和7年（2025年）には減少に転じる見通しとなり、全国や福島県と比べ少子高齢化が進行した状態になると予測されています。

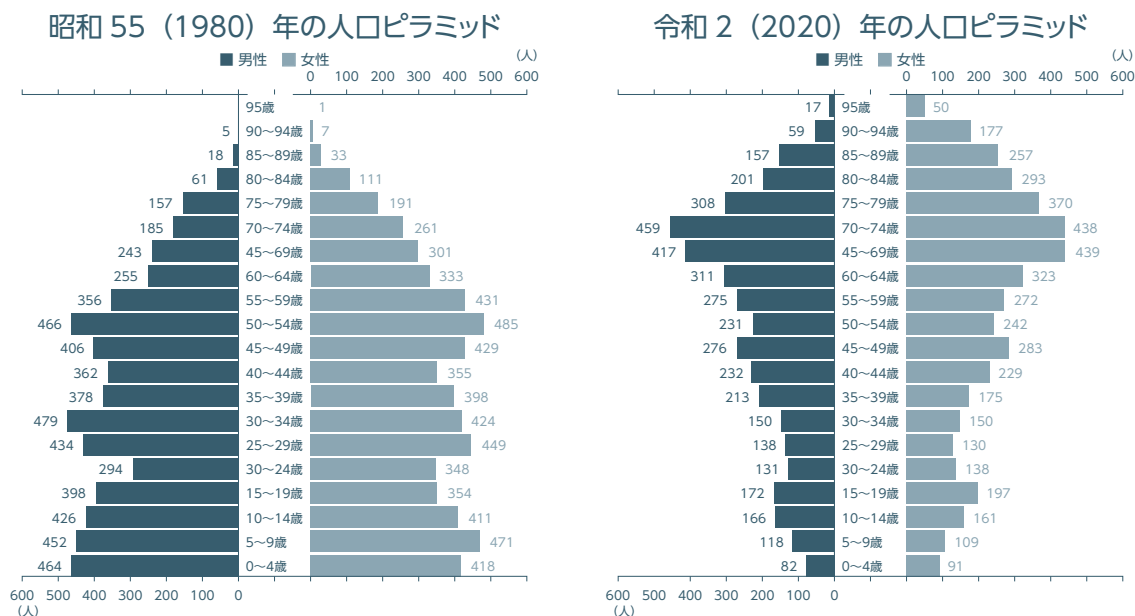
人口ピラミッドで見ると、国見町は出生率が死亡率より低い都市に見られる「つぼ型」の構造になっています。【図5】

詳しく年齢3区分別に見てみると、昭和45年（1970年）頃から生産人口が微減となり、平成7年（1995年）からはその現象が顕著に見られます。

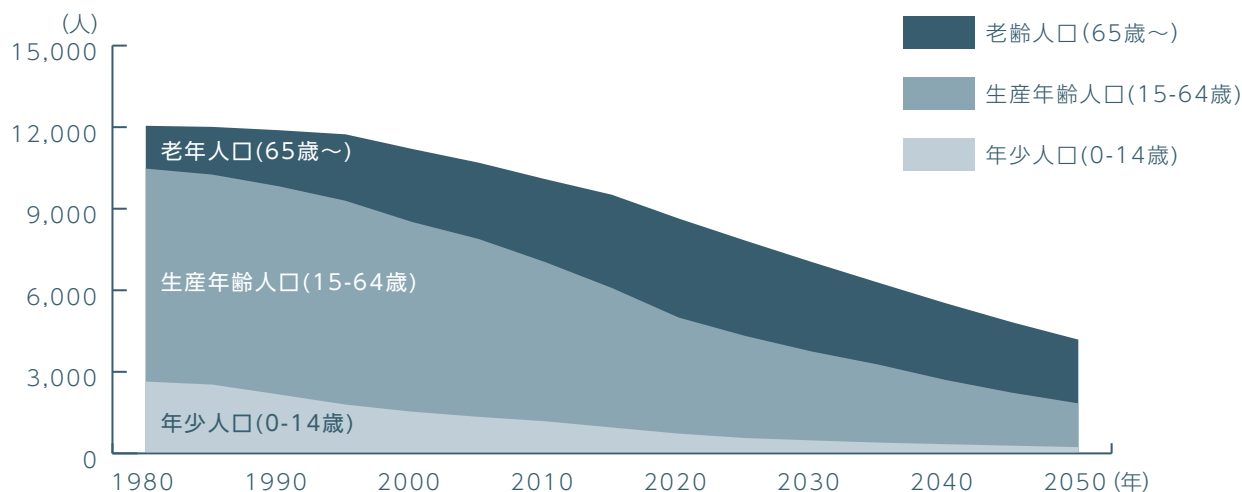
また、平成2年（1990年）を過ぎると老年人口が年少人口を逆転しました。令和12年（2020年）には老年人口が生産年齢人口を上回ることも予測され、人口減少のさらなる加速化が懸念されます。

【図6】

【図5】 国見町の人口ピラミッド（出典：国見町人口ビジョン改訂版）



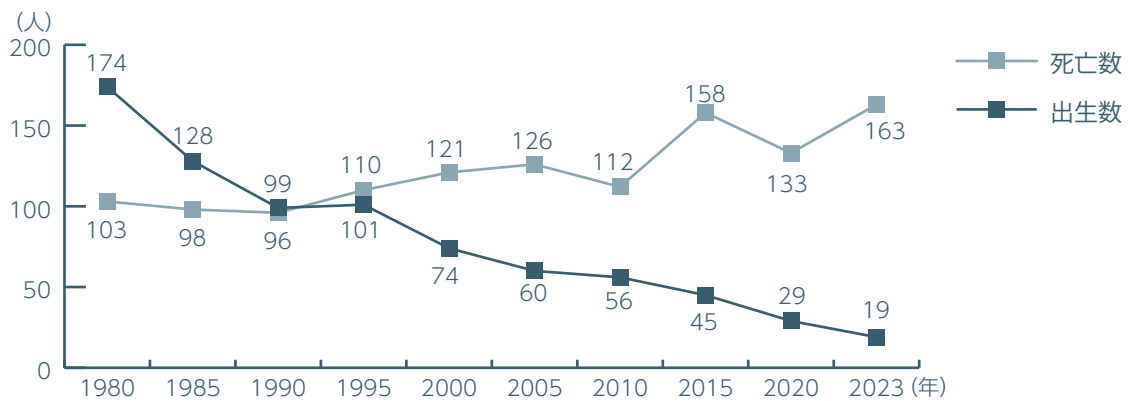
【図6】 国見町の年齢3区分別の推移（出典：国見町人口ビジョン改訂版）



(3) 出生数・死亡数の推移

人口増減の要因は大きく2つに分けられ、そのうちの1つが、出生と死亡に伴う人口の動きの「自然動態」という要因です。国見町における自然動態は、平成2年(1990年)頃まで出生数が死亡数を上回る「自然増」の状況でしたが、以降は出生数が死亡数を下回る「自然減」が続き、現在もその差が拡大傾向にあります。特に、平成23年(2011年)以降は、死亡数が出生数の倍以上となる状況が続いており、一層人口の「自然減」が加速化しています。【図7】

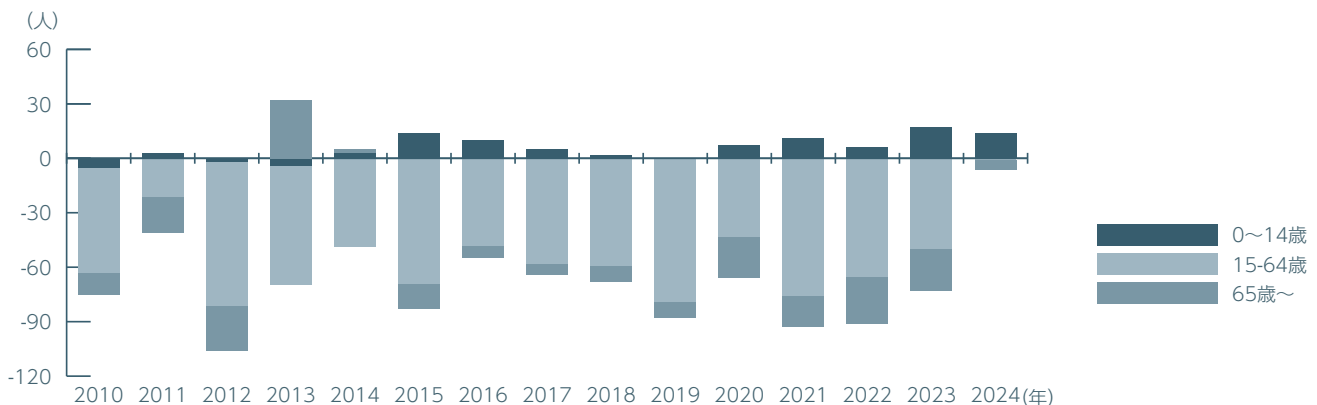
【図7】 出生数と死亡数の推移 (出典:国見町人口ビジョン改訂版)



(4) 転入・転出数の推移

自然動態に対して、もう1つの要因を「社会動態」といいます。これは、転出と転入による人口の増減を指します。国見町においては、転出者数が転入者数を上回るいわゆる「社会減」の状態が続いており、その数は拡大傾向にあります。特に、ここ10年間の社会減は合計で610人と深刻であり、かつ、転出者の多くが生産年齢人口であるため、今後、人口減少と少子化がより一層加速化することが予想されます。【図8】

【図8】 転入・転出数の推移



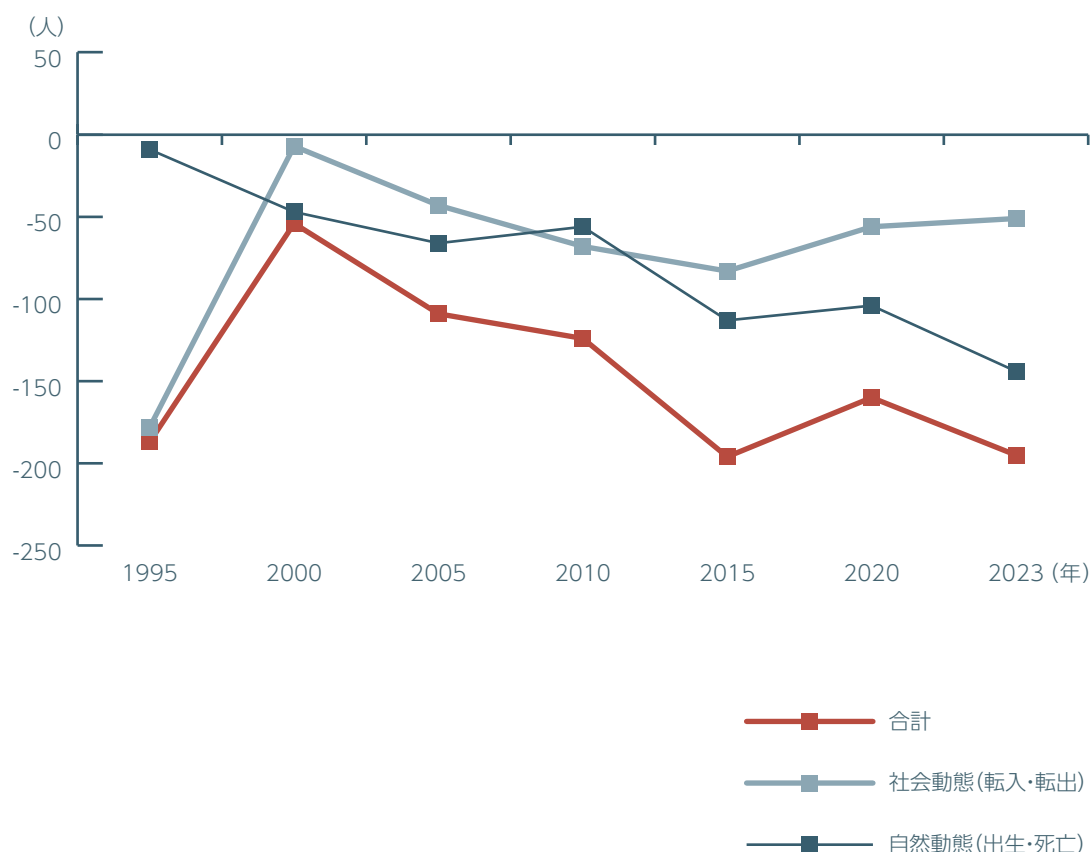
(5) 自然動態・社会動態の関係

「自然動態」「社会動態」とその増減を組み合わせると、自然動態については、出生数が死亡数を下回る「自然減」の状態が続いています。「自然減」については、日本全体がその傾向にあることから、地方の問題としてだけではなく、日本全体での問題として捉え、長期的な視点での対策が必要となります。

一方、社会動態については、平成 10 年（1998 年）以降、転入者よりも転出者が多い「社会減」の状態にあります。

上記のことから、国見町では現在、「自然減」と「社会減」の 2 つの要因によって人口減少が倍加している状態となっています。 **図9**

図9 自然動態・社会動態の関係（出典：国見町人口ビジョン改訂版）



04 財政の将来見通しと財政方針

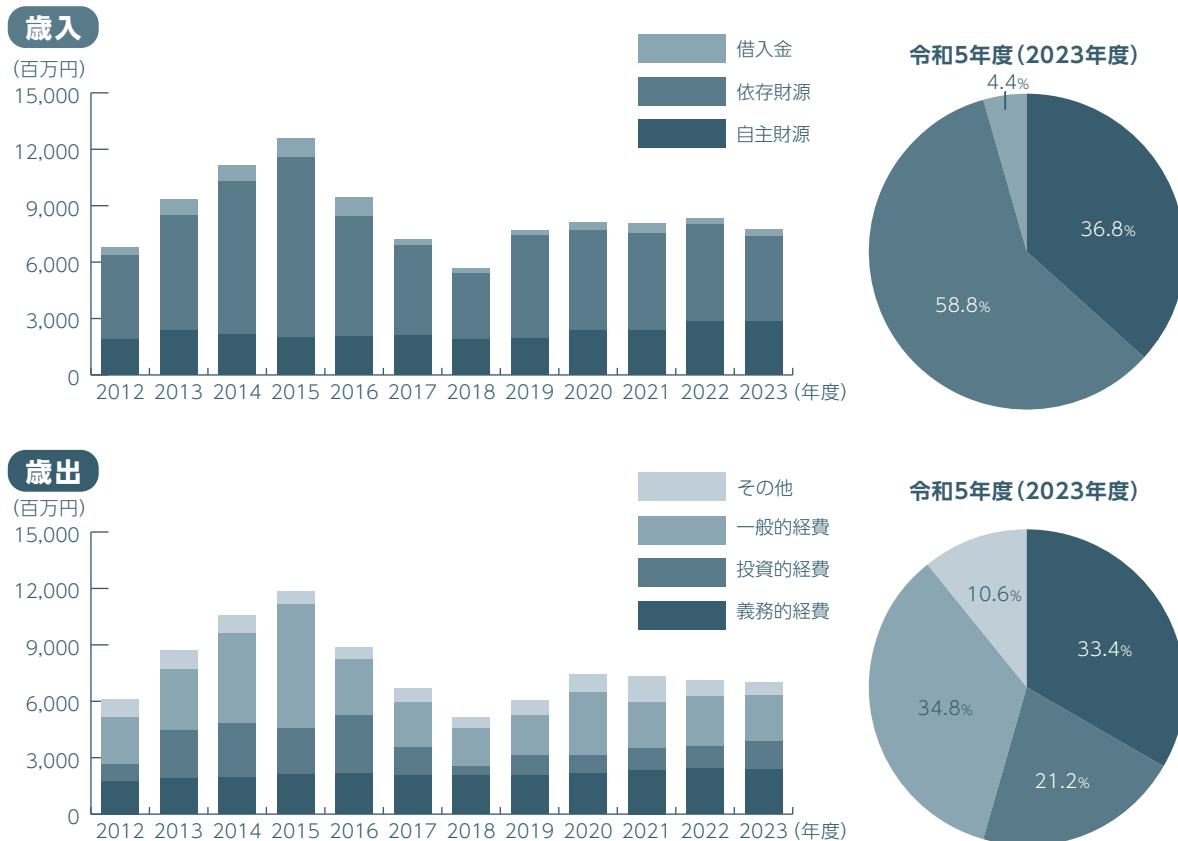
(1) 歳入・歳出

東日本大震災後は、復興に対する交付金・補助金が増加したことから、平成27年（2015年）まで歳入・歳出ともに増加していましたが、今後は、交付金・補助金の割合が年々減少することが予想されます。

歳入は、自主財源よりも依存財源の割合が大きくなっており、国や県からの交付金・補助金の割合が高く、日本全体が人口減少段階に入った今、構造的に生産年齢人口の減少が続くことが予想されることから、依存財源である国や県の補助金等も減少していくことが予想されます。また、自主財源である町民税等の減少が懸念されるため、自主財源の確保が大きな課題となります。

歳出は、義務的経費・一般的経費は横ばいの傾向にありますが、投資的経費の割合が少しずつ増加している状態です。今後、高齢化が更に進行することにより、義務的経費のうち特に扶助費が増加していくと予想されます。図10

図10 年度ごとの歳入と歳出の推移



(2) 町債・基金

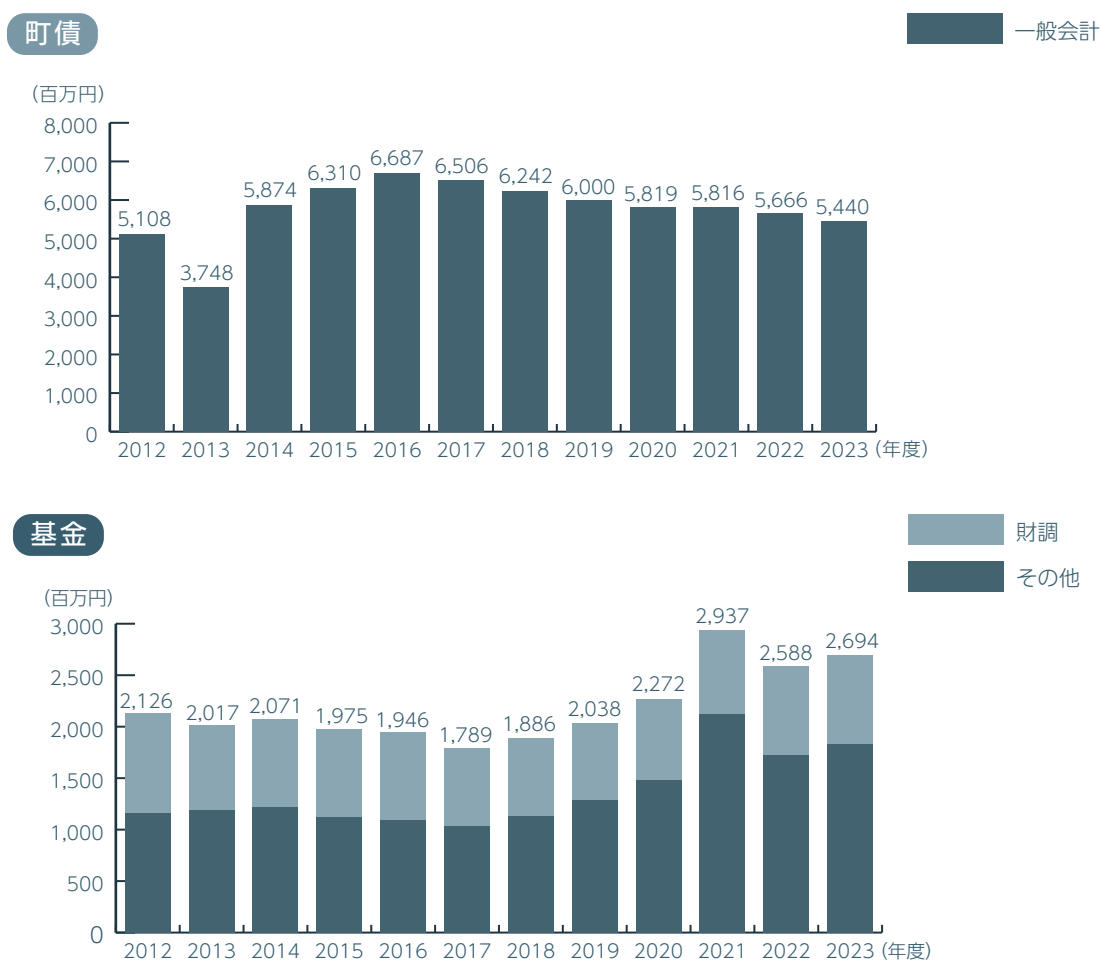
国見町の町債は、近年は借入額よりも返済額が上回っているため、残高は減少しています。

町債発行時は交付税措置がある有利な町債を可能な限り選択し、財政の悪化を避けるとともに、将来世代への負担を少しでも軽減させるよう考慮しています。

国見町の基金は、近年、財政調整基金の大きな取り崩しは行っていませんが、国の財政状況から今後も普通交付税の減少が見込まれるため、現在町が行っている事業については、スクラップ＆ビルド*を常に心がけ、効果的な事業を検討するとともに、効率的な組織体制を構築するなど、財政の健全化に向けた取組が必要です。

その他基金では、目的に応じた活用を行い、将来的な施設修繕等のために新規積立も行っていますが、今後も引き続き適正な管理と運用が必要です。 **図11**

図11 年度ごとの町債と基金の残高

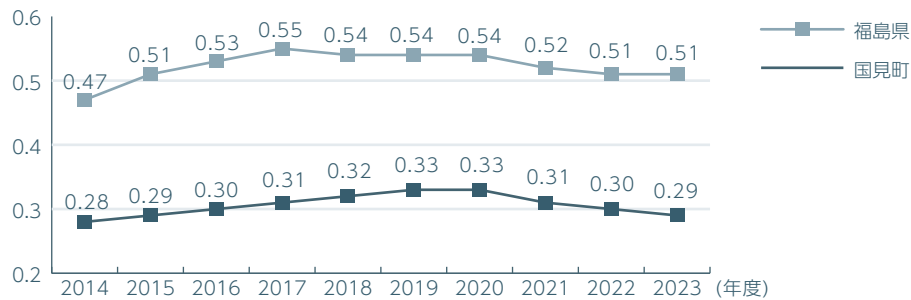


(3) 財政力指数

この数値が 1.0 に近くなるほど財政的に余裕があるといわれ、数値が高いほど自主財源の割合が高いことを示します。

国見町の財政力指数は、福島県平均と比較すると自主財源が少なくなっていますが、平成 30 年（2018 年）以降横ばいの状況が続いています。今後は、人口減少の問題解決を図りつつ、引き続き町民税や固定資産税などの自主財源を確保していくことが課題です。【図12】

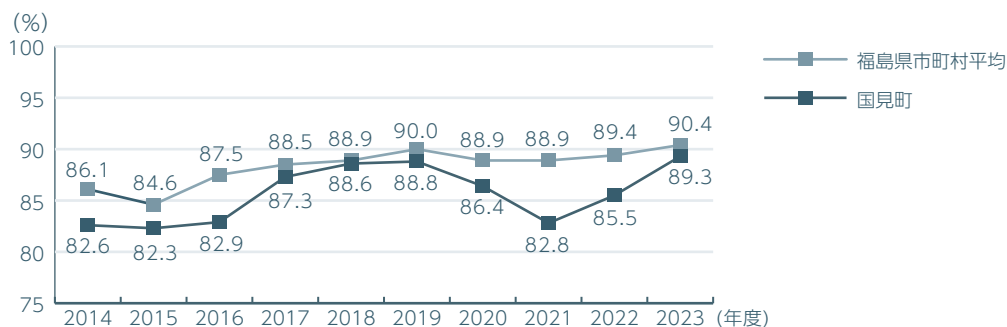
【図12】 財政力指数の推移



(4) 経常収支比率

この数値が 100 を超えてしまうと、財政が硬直化して何もできない状態です。数値が低いほど臨時的に使えるお金が多く、財政に弾力性があることを示します。国見町の経常収支比率は、県平均を下回っており、比較的柔軟な財政運営ができていた状態ですが、平成 30 年（2018 年）以降は 80% 代後半を推移しています。この比率が低いほど新たな町民ニーズにも対応する余裕が出てきますので、事業の優先度を把握し、経常的な経費の削減をめざす必要があります。【図13】

【図13】 経常収支比率の推移



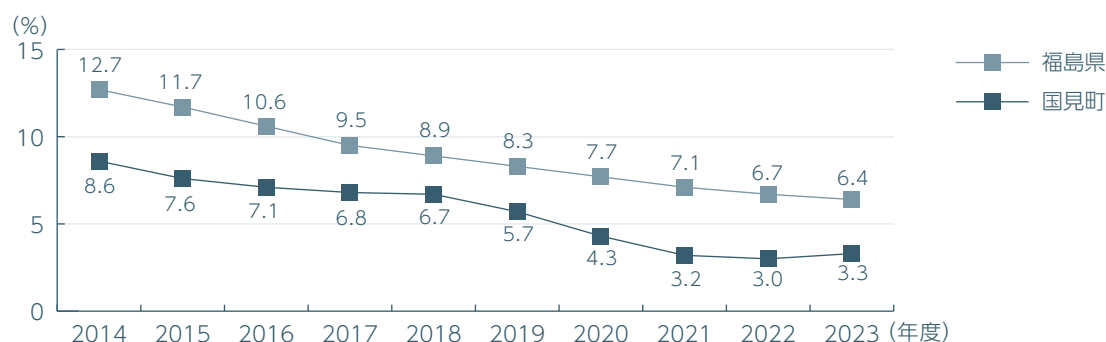
(5) 実質公債費比率

この数値が高いほど、支出のうち借入金の返済に充てている割合が大きいことを示します。

基準値以上になると、新たな借入をする際に国や県の許可が必要になったり、制限がかかったりします。

国見町の実質公債費比率は減少傾向にあるものの、今後は過疎対策事業や大規模施設改修事業などの大型事業での借入金の元利償還により、増加が見込まれています。【図14】

図14 実質公債費比率の推移

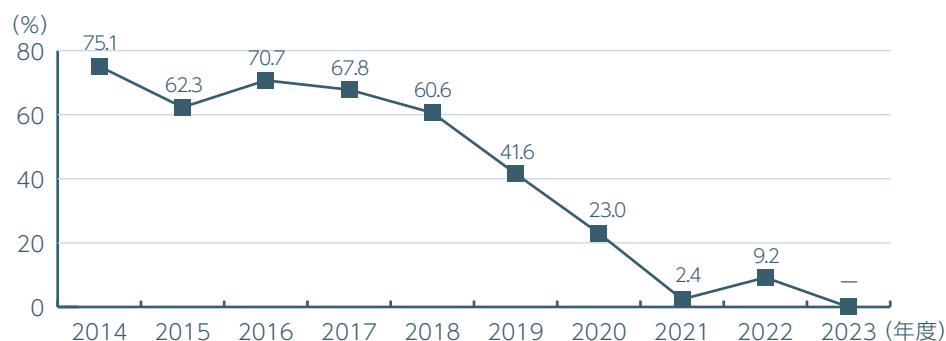


(6) 将来負担比率

この数値は、町が現在抱えている借入金などの負債の大きさを財政規模に対する割合で示したものです。数値が大きいほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなります。国が定める基準は350%未満で、これを超えると厳しい財政改善が求められます。

国見町の将来負担比率は、借入金残高の減少などにより近年減少傾向にありますが、今後も継続して財政の健全化を図るため、組織体制のあり方や事業の整理統合、効率化などを引き続き進め、財政の健全化を図っていく必要があります。【図15】

図15 将来負担比率の推移



01 社会潮流と課題

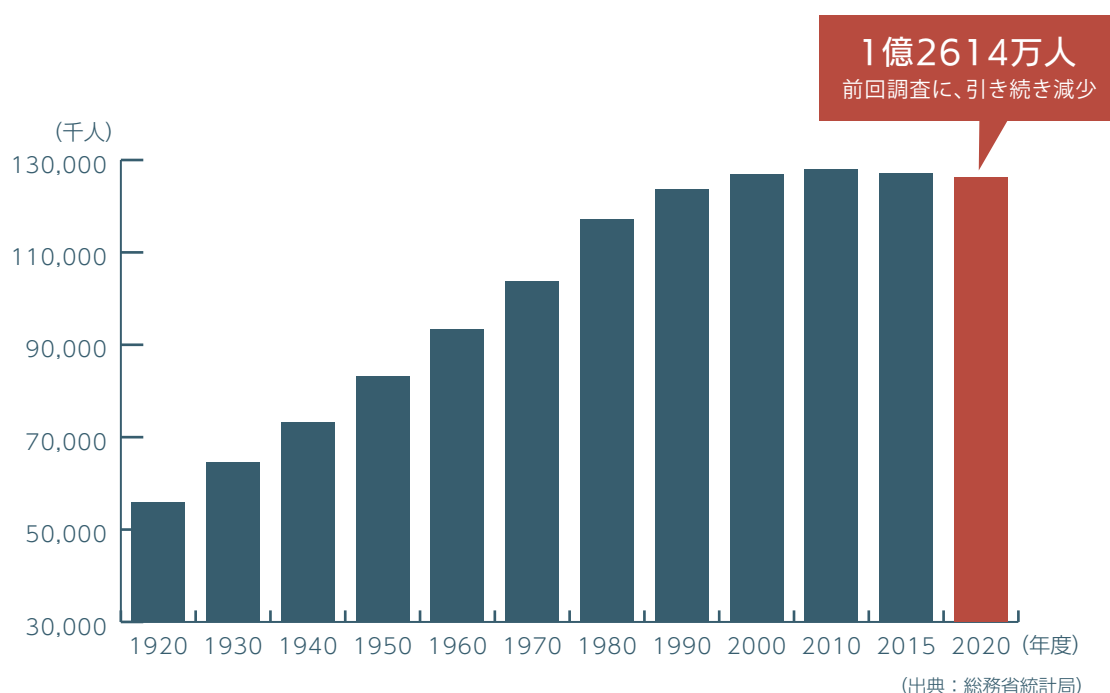
(1) 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、令和2年（2020年）の国勢調査において、1億2614万人となり、平成27年（2015年）の前回調査に引き続き減少となりました。図16

また、令和6年（2024年）の年間出生数は686,061人で、統計を取り始めて以来、初めて70万人を下回る結果となりました。国見町の人口は昭和25年（1950年）の15,629人をピークに、高度経済成長期における首都圏への一極集中の影響を受け減少に転じ、令和2年（2020年）の国勢調査においては、8,644人となっています。

国見町における生産年齢人口、年少人口は減少を続けており、全国、福島県と比較しても少子高齢化が進行しているといえます。

図16 日本全体の人口



(2) 安全・安心に対する意識

平成 23 年（2011 年）に国見町でも甚大な被害を被った東日本大震災をはじめ、令和 6 年（2024 年）の能登半島地震などの度重なる地震や、令和元年（2019 年）の東日本台風などの集中豪雨や大型台風といった様々な自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の疫病の問題など、全国的に防災意識が高まっています。

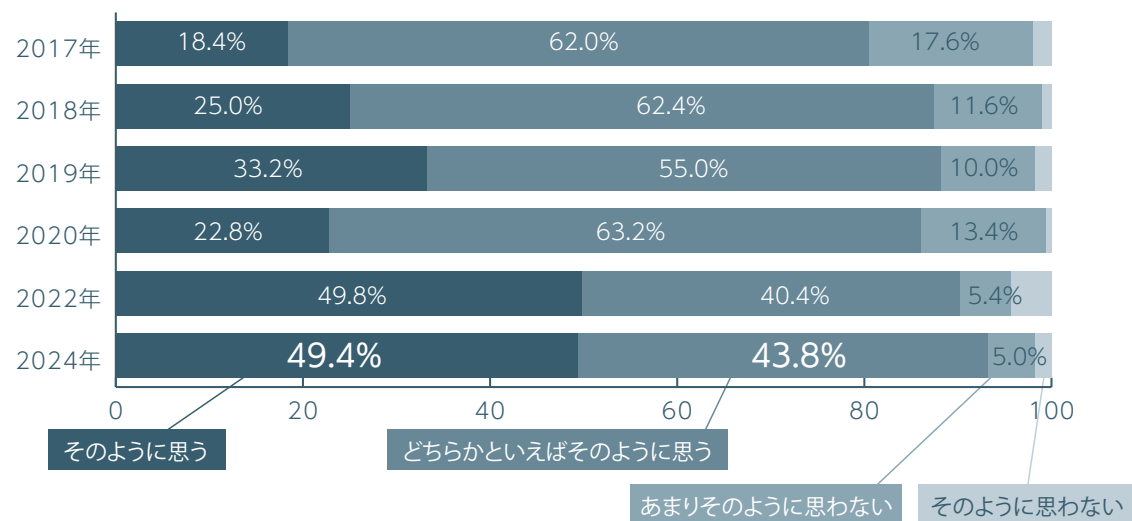
突然発生する災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを構築するには、平時からの体制づくりや関係づくりなどの「準備」が重要です。

そのため、日常生活の様々な場面で、町民と行政が協働して安全・安心に対する取組を進める必要があります。図17

図17 日本全体の防災意識



あなたは、今後、災害の増加や被害が拡大する可能性があるといますか。



（出典：セコム株式会社 「防災に関する意識調査」）

(3) 新たな時代への教育の充実

グローバル化や技術革新の急速な発達により、これからの時代はますます予測が困難となります。子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。学校では、子どもたちがそのような「生きる力」をはぐくむため、小中学校での外国語教育の導入や「プログラミング教育*」の必修化など、社会変化を見据えた新たな学びへと対応するため、新学習指導要領に基づく学習が、小学校では令和 2 年度（2020 年度）から、中学校では令和 3 年度（2021 年度）から全面実施となりました。

(4) SDGsの推進

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された、持続可能な世界の実現に向けて、平成 28 年度（2016 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 15 年間で達成するために掲げた目標で、**「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」**の略称です。

SDGs の目標は持続可能な世界を実現するために、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、17 の目標と具体的な 169 のターゲットで構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。



（５）情報通信技術（ICT*）の進展

令和7年度（2025年度）版情報通信白書によれば、社会基盤的機能を発揮するデジタル領域は年々拡大し、今後はAIがさらに進化し、デジタル社会を支える基盤の要素となる可能性が高まるとされています。また、デジタルが社会基盤として浸透・拡大し、国内外を取り巻く環境も変化する中、その利益を享受しつつ、日本の重要な社会課題解決には、デジタル活用が必要不可欠であるとしています。

また、今後はICTの発展、普及により、サイバー空間と現実世界が高度に融合する時代が始まろうとしており、政府は、めざす社会像として「Society5.0*」を掲げています。国見町でも人口減少が進む中で、将来にわたり適切なサービスを提供していくため、DX*を推進し様々な分野でデジタル技術を活用することで行政サービスの更なる向上や効率化などの取組を進める必要があります。

(6) 地球規模の環境課題

平成 27 年（2015 年）に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、令和元年（2019 年）以降の新たな地球温暖化の枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。この協定は、すべての国が温室効果ガス排出量削減目標の作成及び報告を行い、5 年ごとの点検を受けるルールが初めて共有されるものです。国際社会の一員として、町民、事業者、行政が一体となった環境保全に取り組む必要があります。

(7) 感染症対策は個人の選択を尊重

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、国内でも社会的、経済的に大きな被害を受けました。

令和5年（2023年）5月には、新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」に位置付けられ、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とした対応にシフトしました。

(8) 厳しさを増す行財政運営

人口減少や少子高齢化が進む中、税収の減少と、社会保障関連経費の増加、公共施設の老朽化に伴うランニングコストの増加など地方自治体の行財政運営は厳しさを増しています。

そのため、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行うために、歳入の確保はもとより歳出の整理削減、事業のスクラップ＆ビルド*などの行財政改革に努めるとともに、広域連携の推進による「フルセット行政*」からの脱却が必要となっています。

02 町民の意識

(1) はじめに

町民の意見や希望、求めるニーズを的確に町政の運営に反映させられるよう、適切な情報発信と情報共有を図り、町民と行政との信頼関係に基づいた協働のまちづくりを進めることが重要です。

本計画を見直すにあたり、町民・地域・行政がめざす将来像を共有し、それぞれが取り組むことを明確化することによって、引き続き本計画が使われ続ける計画になるようにするため、町民の意見やニーズをより広く取り入れたいと考えました。

そのため、令和8年度から計画後半に入ることから、本計画で掲げた41の施策について町民の皆様から評価をいただき、後期計画期間に向けた中間見直しへ活かすことを目的とし、町民アンケートを実施しました。

(2) 町民アンケートの実施

■ 目的

本計画の見直しに向けて、国見町の施策や取組に対しての、町民の意識やニーズを将来のまちづくりに活かしていくため、町民アンケートを実施しました。

いただいた意見や提案は、本計画の中間見直しの基礎資料として総合計画審議会や専門部会などで活用しました。

■ アンケートの概要

- ① 調査対象 国見町内に住む、中学生以上の男女個人 2,000 人
(住民基本台帳からの無作為抽出)
- ② 調査方法 郵送調査（自記式アンケート）
- ③ 実施期間 令和7年（2025年）3月12日～3月28日
- ④ 回答数 508（有効回収率 25.4%）

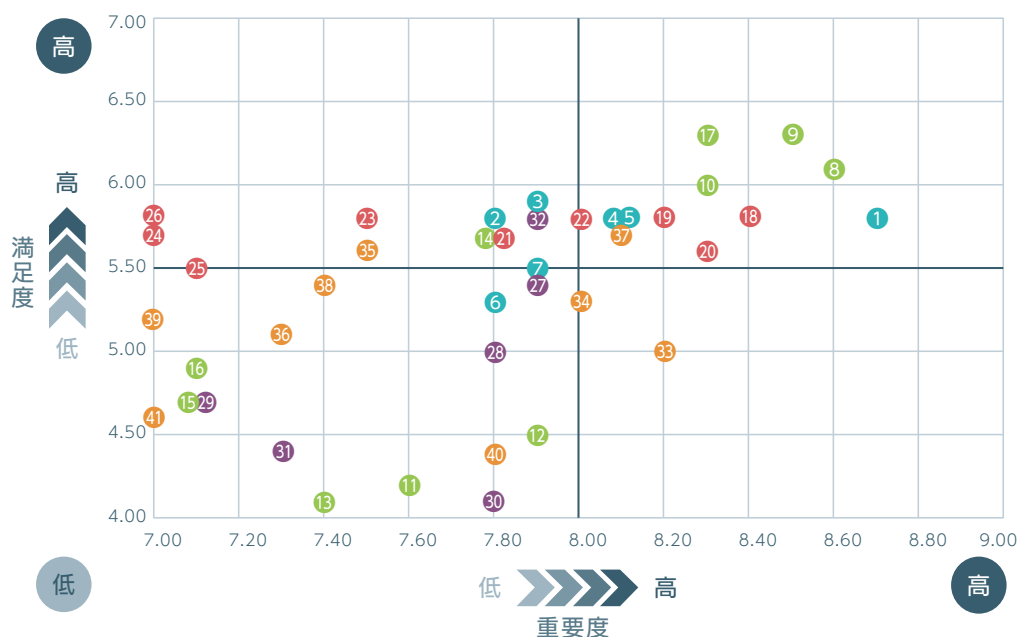
回答者の内訳を見ると、性別では男性 47.0%、女性 52.4%、無回答 0.6%で、年齢別では 65 歳～74 歳が 28.1%と最も多く、次いで 50～59 歳 14.6%、75 歳以上 13.0%となりました。

(3) 施策重要度・満足度【全体・若年層（12～29歳）】

令和6年度（2024年度）に行った「第6次国見町総合計画における中間見直しに向けた町民アンケート」では、本計画の41施策について、それぞれ重要度・満足度に10点満点で点数を付けてもらったところ、重要度・満足度ともに高い右上の枠に集まった施策については、今後も継続して施策を展開していく必要があります。中でも、子育て支援や教育、地域医療、消防・防災の分野の充実が強く求められていることが読み取れ、町民の評価や関心が高くなっています。

また、重要度が高く満足度が低い施策や重要度・満足度ともに低い施策については、施策の見直しや今後も重点的に取り組む必要がある施策になっています。

第6次国見町総合計画（計画前期）における 施策重要度・満足度の散布図【全体】



- ① 地域医療連携の推進
- ② 健康づくりの推進
- ③ 継続的な保健事業の推進
- ④ 高齢者の日常生活支援
- ⑤ 介護予防・支援の推進
- ⑥ 障がい者の自立支援
- ⑦ 地域で支える福祉の推進

- ⑫ 利用しやすい公共交通
- ⑬ 住宅の整備と空家対策
- ⑭ 道路・河川の整備
- ⑮ 循環・再生型社会の実現
- ⑯ 公園緑地と景観の保全
- ⑰ 上下水道の整備
- ⑱ 子育て支援の推進
- ⑲ 子どもの権利の保護
- ⑳ 子どもの生きる力の育成
- ㉑ 地域とともにある教育

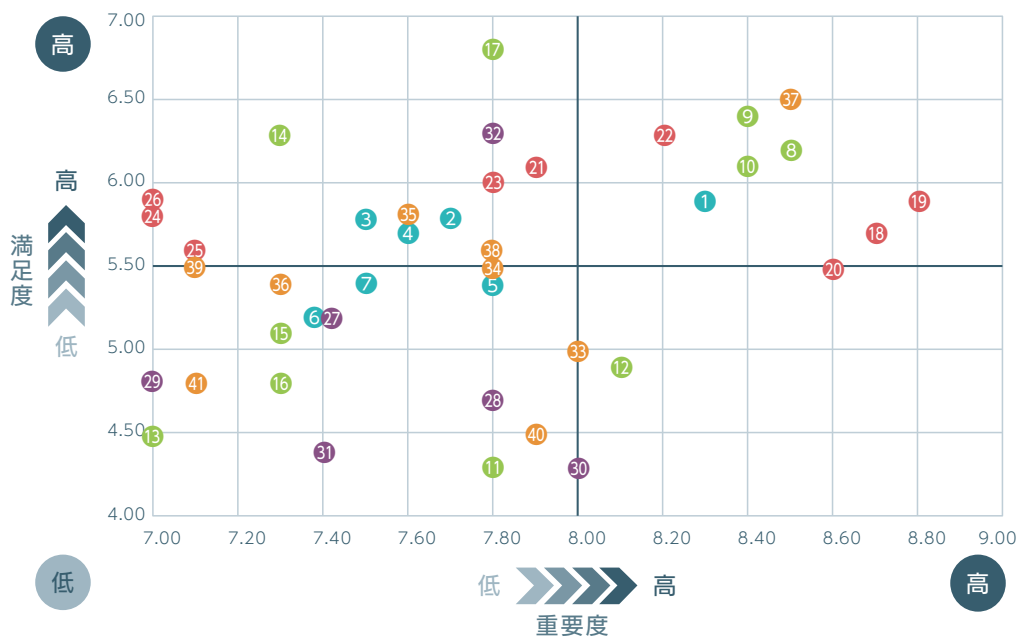
- ㉒ 学習環境の充実
- ㉓ 生涯学習の推進
- ㉔ 芸術文化の振興
- ㉕ スポーツの推進
- ㉖ 歴史まちづくりの推進
- ㉗ 農業生産基盤の整備充実
- ㉘ 担い手の育成と経営支援
- ㉙ ブランド開発と販路拡大
- ㉚ 商業の活性化
- ㉛ 新産業創出と起業支援
- ㉜ 道の駅利活用と観光振興

- ㉝ 持続可能な行財政運営
- ㉞ 職員の人材育成
- ㉟ 効果的な広報広聴
- ㊱ 協働のまちづくりの推進
- ㊲ 人権の尊重
- ㊳ 男女共同参画の推進
- ㊴ 交流連携の推進
- ㊵ 移住定住と関係人口創出
- ㊶ プロモーションの推進

「第6次国見町総合計画における中間見直しに向けた町民アンケート」の結果について、【全体】より「12歳～29歳」の若年層の回答を抜粋した散布図です。【全体】と同様に重要度・満足度ともに高い施策が右上の枠に集まったものとなり、子育て支援や教育の充実が強く求められていることが読み取れます。また、【全体】と比較して、子育てや子ども関係、教育関係が重要度・満足度ともに重要視されていることが読み取れます。

年代ごとに重要とする施策が異なる中で、町民の評価や関心、満足度がより高くなるような施策の検討、事業展開について本計画の見直しに反映させています。

第6次国見町総合計画（計画前期）における 施策重要度・満足度の散布図【若年層（12～29歳）】



- ① 地域医療連携の推進
- ② 健康づくりの推進
- ③ 継続的な保健事業の推進
- ④ 高齢者の日常生活支援
- ⑤ 介護予防・支援の推進
- ⑥ 障がい者の自立支援
- ⑦ 地域で支える福祉の推進

- ⑧ 防災と災害時対策の充実
- ⑨ 消防・救急体制の充実
- ⑩ 交通安全・防犯の推進
- ⑪ 有効な土地利用

- ⑫ 利用しやすい公共交通
- ⑬ 住宅の整備と空家対策
- ⑭ 道路・河川の整備
- ⑮ 循環・再生型社会の実現
- ⑯ 公園緑地と景観の保全
- ⑰ 上下水道の整備

- ⑱ 子育て支援の推進
- ⑲ 子どもの権利の保護
- ⑳ 子どもの生きる力の育成
- ㉑ 地域とともにある教育

- ㉒ 学習環境の充実
- ㉓ 生涯学習の推進
- ㉔ 芸術文化の振興
- ㉕ スポーツの推進
- ㉖ 歴史まちづくりの推進

- ㉗ 農業生産基盤の整備充実
- ㉘ 担い手の育成と経営支援
- ㉙ ブランド開発と販路拡大
- ㉚ 商業の活性化
- ㉛ 新産業創出と起業支援
- ㉜ 道の駅利用と観光振興

- ㉝ 持続可能な行財政運営
- ㉞ 職員の人材育成
- ㉟ 効果的な広報広聴
- ㊱ 協働のまちづくりの推進
- ㊲ 人権の尊重
- ㊳ 男女共同参画の推進
- ㊴ 交流連携の推進
- ㊵ 移住定住と関係人口創出
- ㊶ プロモーションの推進

(4) 町の将来像

今後の施策の展開でどのような町の将来像が望ましいと思うか、町民に下記 10 項目で優先順位を付けてもらったところ、1 位は「安心して暮らせる福祉が充実したまち」、2 位は「産業（農林水産業、工業、商業）が盛んなまち」、3 位は「道路や公共施設、商店などの生活環境が整ったまち」で、いずれも下位の項目を大きく上回る結果となり、今後施策を展開していく上で、めざすべき将来像として考えられていることがわかりました。

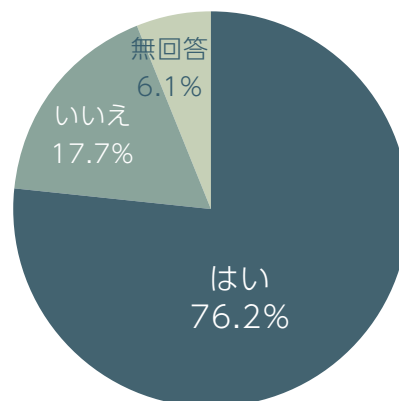
-  **1 位** 安心して暮らせる福祉が充実したまち (3,479p)
-  **2 位** 産業（農林水産業、工業、商業）が盛んなまち (3,167p)
-  **3 位** 道路や公共施設、商店などの生活環境が整ったまち (3,044p)
- 4 位 安心して子どもが育てられるまち (3,022p)
- 5 位 豊かな自然との調和がなされたまち (1,982p)
- 6 位 行政・住民が協力したまち (1,954p)
- 7 位 生涯学習、文化・教育の盛んなまち (1,804p)
- 8 位 歴史や自然を活かした観光レジャーが盛んなまち (1,724p)
- 9 位 周辺市町村と連携し、効率的な行政運営が行われるまち (1,598p)
- 10 位 SDGs や Society5.0* などの社会的取組に先進的なまち (900p)

(5) 国見町への継続居住意思

今後も国見町に住み続けたいかどうかについては、「住み続けたい」との回答が 76.2%となり、大多数の方が継続して住み続けたいと考えていることがわかりました。

一方で、「住み続けたくない」「無回答」と回答した 23.8%の方々に、今後住み続けていきたいと思ってもらえるような施策を推進する必要があります。

Q. あなたは、今後も国見町に住み続けたいと思いますか。



第2編



基本構想

01

計画後期基本理念

みんなが真ん中 すこやかで活気あふれるまち
～ みんなでつくろう 国見の未来 ～

この計画後半の基本理念は、引き続き国見町が将来に向けたまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方と使命を示すものです。

国見町は、古くは宿場町として栄え、その後、激しい時代の流れや社会情勢の中にあっても、先人たちの知恵と行動によって、その主要な産業を養蚕、果樹と変えながら、たくましく発展してきました。

また、国見町は、これまで東日本大震災や福島県沖地震、台風や水害など数多くの災害に見舞われながらも、その逆境にも負けず、町民、事業者、団体、行政が一丸となり、まちづくりを進めてきました。

現在、少子高齢化、地域の担い手不足、公共施設やインフラの老朽化、デジタル化の推進、社会情勢の目まぐるしい変化への対応など、様々な課題があります。

私たちは、これらの課題に対して、町に関わる人全員が主役となりイキイキと輝きながら果敢に取り組み、未来への懸け橋となる新しい活力ある国見町をつくっていく必要があります。

このことから、計画後半の基本理念を「みんなが真ん中 すこやかで活気あふれるまち ～みんなで作ろう 国見の未来～」として掲げます。



国見町がめざす5つのまちづくり

国見町がめざす5つのまちづくりは、計画後期5年間の基本理念を実現するために取組「まちづくり」の姿を掲げるものです。

今後5年間で取組まちづくりの姿を明確に定義することで、すべての国見町にかかわる人たちが同じ目標に向かい、それを理解、共有しながら未来へ向けたまちづくりを推進することができます。

今、「公共」は行政が行うものという考えが一般的です。しかし、まちづくりの主役は町民や国見町に集う人々です。先行きが不透明な今、町民、事業者、団体、行政の壁を取払うことが必要です。みんなが主役となり互いの信頼・協力関係のもとで、それぞれの持つ能力や強みを発揮し、力を合わせ、高めあいながらこの将来像へ向けてまちづくりに取り組みます。





まちづくり 1

いきいき健康のまちづくり

保健・福祉

誰もが、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう支援を充実させるとともに、地域で支えあう仕組みづくりを進めます。また、健康づくりや病気の予防に対する支援を充実させるとともに、地域の医療体制の充実に努め、いつまでも健康に暮らすことができるまちをつくります。

政策

- いつまでも健康に暮らせるまち（保健）
- 共に支えあい暮らせるまち（福祉）



まちづくり 2

安全・安心で住みやすいまちづくり

防災防犯・都市基盤・生活環境

平時から防災の意識を高く持ち、協働しながらこれまでの数々の災害対応のノウハウを後世に引き継げる仕組みを構築します。また、「いざ」という時には町民、地域、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、補完しあい、助けあえる仕組みづくりを構築します。

また、人と自然が共生した地球環境に優しいまちづくりをめざして、町民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるまちをつくります。

政策

- 安全・安心に暮らせるまち（防災防犯）
- 便利で快適なまち（都市基盤）
- 環境に優しいまち（生活環境）



まちづくり 3

学びと育みのまちづくり

子育て・義務教育・生涯学習

安心して子どもを産み、子育てができるとともに、子どもが幸せに育つよう、地域や社会全体で子育てをする環境の整備を推進します。また、児童生徒一人ひとりを大切にした教育の充実と、学校環境の整備を推進するとともに、地域社会と協力して青少年の健全育成を推進し、子どもの生きる力を育むまちをつくりまします。また、年齢を問わず、多様な学びの支援を行い、誰もが生きがいを持ちながら学び続けられるまちをつくりまします。

政策

- 安心して子どもを産み育てられるまち（子育て）
- 生きる力を育むまち（義務教育）
- 誰もがいつまでも学び続けられるまち（生涯学習）



まちづくり 4

活力あふれるまちづくり

農林業・商工観光

水田や畑、果樹園などの多くの優良農地を活かしたおいしい農産物のあるまちをつくりまします。更に、豊かな自然や歴史、文化などの地域資源を有効に活用し、企業誘致や起業支援を推進し、人材育成や経営支援等の活性化対策を進め、交通の便を活かした交流とにぎわい、魅力あふれる働きがいのあるまちをつくりまします。

政策

- おいしい農産物のあるまち（農林業）
- 魅力あふれる働きがいのあるまち（商工観光）



まちづくり 5

信頼と協働のまちづくり

行財政・協働・交流連携

社会情勢の変化に対応できるよう、ICT*の活用や広報広聴を推進し、戦略的、計画的な行政運営を進めます。また、財政基盤の強化を図り、未来を見据えた計画的な財政運営を行うとともに、「顔の見える距離感」を活かし、町民のニーズを的確に把握し、職員の育成に努めることで、町民の期待に応えられる身近で信頼されるまちをつくります。

町民がまちづくりの主役であることを基本に、協働の精神を醸成し、人に優しく、人権を尊重し、そして男女が共同して参画できる環境を、町民が力をあわせてつくります。

町の魅力発信を強化し、様々な交流連携を進め、交流から生まれる関係人口*の創出により、移住、定住、二地域居住を推進し、人が集まり、また来たくなるまちをつくります。

政策

- 身近で信頼されるまち（行財政）
- 力をあわせてつくるまち（協働）
- 人が集まりまた来たくなるまち（交流連携）

第3編



基本計画

第1章 基本計画の概要

第2章 重点プロジェクト

第3章 5つのまちづくり

第4章 SDGs との関係

基本計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で示した町の将来像を実現するための政策、施策を体系的に整理し、その方向性を示すものです。

今回の中間見直しに伴い、計画後半5年間の基本計画は、基本構想に定める「5つのまちづくり」を進めるための41の施策と、それらの施策を横断的に展開するための「重点プロジェクト」で構成します。

見直し後の基本計画の計画期間は、計画後半となる令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

重点プロジェクトとは

人口の減少、超少子高齢化の中でもみんなが便利で快適に暮らせる持続可能なまちづくりを進めるため、本計画の41の施策を推進していきます。なお、推進するうえでは、特に町民サービスの向上と業務の効率化の両方を視野に入れ、行政サービス面のデジタル化をはじめとした様々な分野においてDXへの対応を効果的に取組ます。

41施策で特に相乗効果や波及効果のある施策を横断的に展開し、重点的、戦略的に取り組む施策を「重点プロジェクト」として優先的に推進します。

また、本計画におけるまちづくりの方向性は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」における人口減少対策などの地方創生の取組と合致することから、本計画の「重点プロジェクト」を総合戦略の基本目標として位置付けます。

3つの重点プロジェクト



すべての人が住みたい・ 住み続けたいと思える まちづくり

近年、災害が多発化・激甚化する中で、大規模災害の発生に備え、防災・減災対策の強化に取り組み、安全・安心なまちづくりを進めます。

生活環境向上のため、交通安全・防犯の推進や道路と公共交通の利便性向上、循環型・再生型社会の推進など日々の生活基盤を整え、暮らしやすいまちづくりを進めます。

多世代、多様な交流を含め、地域の特長や魅力ある資源を見出し、町への愛着を育むことで地域の暮らしに生きがいや付加価値等を持たせ、それぞれのライフステージの充実を図ります。

また、高齢者や障がい者、子どもなどみんなが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう地域において見守り、支えあうことのできる体制を整えます。

■ 数値目標（KPI） 自主防災加入率

現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
86.4%	90.0%	95.0%

暮らす(住環境) 重点施策

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1-2-3 障がい者の自立支援 | 2-3-2 公園緑地と景観の保全 |
| 1-2-4 地域で支える福祉の推進 | 2-3-3 上下水道の整備 |
| 2-1-1 防災と災害時対策の充実 | 3-3-2 芸術文化の振興 |
| 2-1-2 消防・救急体制の充実 | 3-3-3 スポーツの推進 |
| 2-1-3 交通安全・防犯の推進 | 3-3-4 歴史まちづくりの推進 |
| 2-2-1 有効な土地利用 | 4-1-1 農業生産基盤の整備充実 |
| 2-2-2 利用しやすい公共交通 | 5-2-1 協働のまちづくりの推進 |
| 2-2-3 住生活の安定確保と向上 | 5-2-2 人権の尊重 |
| 2-2-4 道路・河川の整備 | 5-2-3 男女共同参画の推進 |
| 2-3-1 循環・再生型社会の実現 | |

重点プロジェクト ②

育てる

子育て プロジェクト

互いに育み・ 学びを楽しめる まちづくり

国見町で子どもを産み育てていきたい、また、2人目、3人目をもうけたいと思えるためにも子育ての希望をかなえられるまちづくりを進めます。そのために産前・産後支援体制の充実などに加えて、認定こども園整備のほか、児童・生徒数の減少する学校等についても、効率的かつ効果的な管理運営などを図りつつ、より一層、町に根ざした教育環境づくりに取り組みます。

子ども自身もここで育っていききたい、育ってよかったと思えるように、地域全体で子育てに関わりながら様々な経験やチャレンジの機会を提供するとともに、自由で柔軟な発想を受け入れる環境を整え、まちへの誇りや愛着の醸成につなげていきます。

また、人生100年時代といわれる今、成長と学びに終わりはなく性別、年齢、出身地や国籍も関係なく、みんながいつでも互いに学び続けられるまちづくりを進めます。

■ 数値目標（KPI） 出生数

現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
29 人	30 人	30 人

育てる(子育て) 重点施策

- 3-1-1 子育て支援の推進
- 3-1-2 子どもの権利の保護
- 3-2-1 子どもの生きる力の育成
- 3-2-2 地域とともにある教育
- 3-2-3 学習環境の充実
- 3-3-1 生涯学習の推進



誰もが残りたい・戻りたい・ 移りたい・つながりたいと 思えるまちづくり

国見町の人口は自然減と社会減の両方が拡大し、人口減少に歯止めがかからない状況です。そのため重点プロジェクト①②も含めて包括的に人口減少の抑制と適応に取り組めます。

社会減と自然減の抑制として、重点プロジェクト①②のほか、移り住みたい人を増やすために雇用機会創出と起業支援や町の魅力を見出し、磨き上げ、活用することで、移住・定住施策の具体的な推進・充実へとつなげるなど、交流人口・関係人口等を含めた施策を進めます。

人口減少への適応として、健康寿命の延伸や地域コミュニティの維持、多様な社会の推進、様々な分野でDX推進などに取り組み、行政サービスなどが無理なく維持できる形に賢く最適化（スマート・シュリンク*）していきます。

人口の増減にかかわらず、平和で豊かな暮らしの中、お互いが尊重し合い、活力が維持された「ひと・まちが輝く」みんなが住み続けたいと思えるまちを目指します。

■ 数値目標（KPI） 移住定住者数（累計）

現在値 (2024)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
20 人	40 人	150 人

広がる(人口減少対策) 重点施策

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1-1-1 地域医療連携の推進 | 4-2-2 企業誘致と起業支援 |
| 1-1-2 健康づくりの推進 | 4-2-3 道の駅利活用と観光振興 |
| 1-1-3 継続的な保健事業の推進 | 5-1-1 持続可能な行政運営 |
| 1-2-1 高齢者の日常生活支援 | 5-1-2 職員の人材育成 |
| 1-2-2 介護予防・支援の推進 | 5-1-3 効果的な広報公聴 |
| 4-1-2 担い手の育成と経営支援 | 5-3-1 交流連携の推進 |
| 4-1-3 ブランド開発と販路拡大 | 5-3-2 移住定住と関係人口創出 |
| 4-2-1 商業の活性化 | 5-3-3 プロモーションの推進 |

01 施策体系

計画後期基本理念

みんなが真ん中 すこやかで活気あふれるまち
～ みんなでつくろう 国見の未来 ～

目 標 Mission

政 策 Vision

施 策 Value

まちづくり1

いきいき健康の
まちづくり

保健・福祉

1-1

いつまでも健康に暮らせるまち
(保健)

1-1-1 地域医療連携の推進

1-1-2 健康づくりの推進

1-1-3 継続的な保健事業の推進

1-2

共に支えあい
暮らせるまち (福祉)

1-2-1 高齢者の日常生活支援

1-2-2 介護予防・支援の推進

1-2-3 障がい者の自立支援

1-2-4 地域で支える福祉の推進

まちづくり2

安全・安心で
住みやすい
まちづくり

防災防犯・都市基盤・生活環境

2-1

安全・安心に
暮らせるまち (防災防犯)

2-1-1 防災と災害時対策の充実

2-1-2 消防・救急体制の充実

2-1-3 交通安全・防犯の推進

2-2

便利で快適なまち
(都市基盤)

2-2-1 有効な土地利用

2-2-2 利用しやすい公共交通

2-2-3 住生活の安定確保と向上

2-2-4 道路・河川の整備

2-3

環境に優しいまち
(生活環境)

2-3-1 循環・再生型社会の実現

2-3-2 公園緑地と景観の保全

2-3-3 上下水道の整備

目 標 Mission

政 策 Vision

施 策 Value

まちづくり3

学びと育みの
まちづくり

子育て・義務教育・生涯学習

3-1

安心して子どもを産み
育てられるまち（子育て）

3-1-1 子育て支援の推進

3-1-2 子どもの権利の保護

3-2

生きる力を育むまち
（義務教育）

3-2-1 子どもの生きる力の育成

3-2-2 地域とともにある教育

3-2-3 学習環境の充実

3-3

誰もがいつまでも
学び続けられるまち
（生涯学習）

3-3-1 生涯学習の推進

3-3-2 芸術文化の振興

3-3-3 スポーツの推進

3-3-4 歴史まちづくりの推進

まちづくり4

活力あふれる
まちづくり

農林業・商工観光

4-1

おいしい農産物のあるまち
（農林業）

4-1-1 農業生産基盤の整備充実

4-1-2 担い手の育成と経営支援

4-1-3 ブランド開発と販路拡大

4-2

魅力あふれる働きがいのある
まち（商工観光）

4-2-1 商業の活性化

4-2-2 企業誘致と起業家支援

4-2-3 道の駅利活用と観光振興

まちづくり5

信頼と協働の
まちづくり

行財政・協働・交流連携

5-1

身近で信頼されるまち
（行財政）

5-1-1 持続可能な行財政運営

5-1-2 職員の人材育成

5-1-3 効果的な広報広聴

5-2

力をあわせてつくるまち
（協働）

5-2-1 協働のまちづくりの推進

5-2-2 人権の尊重

5-2-3 男女共同参画の推進

5-3

人が集まりまた来たくなるまち
（交流連携）

5-3-1 交流連携の推進

5-3-2 移住定住と関係人口創出

5-3-3 プロモーションの推進

02 各施策の内容と読み方

施策に関連するSDGsのゴールが色付きになっています。



まちづくり2

安全・安心で住みやすいまちづくり

防災防犯・都市基盤・生活環境

取り組む施策の名称と関連する計画です。

施策 2-1-1

防災と災害時対策の充実

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX推進基本方針
- 地域防災計画



国見町がめざす5年後の姿が書かれています。

5年後の姿

どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」が作り上げられています。また、町民一人ひとりが自主的に災害に備えるとともに地域における防災活動が行われており、「自助」「共助」「公助」の役割が明確になっています。

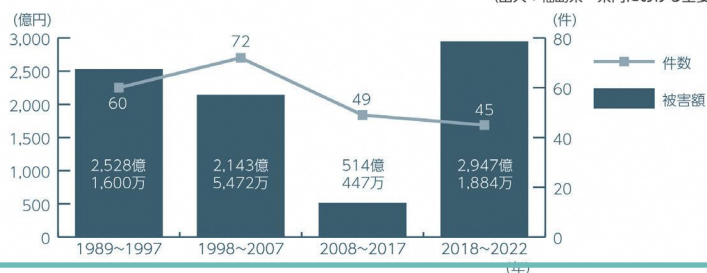
施策に対する現状と解決に向けた課題が書かれています。

現状と課題

- 大規模災害が発生し、国見町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、広域応援協定や民間企業との連携協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制の充実・強化を図る必要があります。また、迅速かつ確かな災害対応を行うため、防災拠点施設の整備・機能充実や疫病対策、町民等への情報伝達手段の多様化が求められています。（公助）
- 町内会ごとに組織された自主防災会が、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築するとともに、民間団体や民間企業と連携した取組を強化する必要があります。（共助）
- 災害による被害を軽減し、迅速な避難を可能にするためには、一人ひとりが町やメディアが発する情報を的確に判断し、また、避難するための事前の備えを徹底し、自身の身を守る取組が大事です。（自助）

施策の参考となるデータです。

■ 福島県内における主要災害発生件数及び被害額の推移（※東日本大震災を除く：被害内容が確定していないため）
（出典：福島県 県内における主要災害）



5年後のめざす姿を達成するための取組（事業）が書かれています。

強

強靱化計画として位置付けられている取組。

デ

総合戦略として位置付けられている取組。

まちづくり2 安全・安心で住みやすいまちづくり

これからの取組

広域応援体制及び防災拠点施設の充実・強化（公助）

強 デ

他市町村や民間企業との連携を促進し、大規模災害時の広域応援体制の充実・強化及び広域連携での備蓄品や災害備品の確保など、相互の円滑な人的・物的支援体制を整備します。また、役場庁舎、社会教育・体育・学校施設、道の駅等の防災拠点施設の整備・拡充及び防災機能の充実・強化に取り組むほか、避難所等の感染症対策や、町民等への情報伝達手段の多重化・多様化を進めます。

自主防災組織の強化及び民間企業との連携（共助）

強 デ

自主防災組織による各種訓練、防災倉庫の点検・管理等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制の構築・地区の特性に応じた地区防災計画の策定を図ります。また、民間企業との連携による新たな災害対応システムを構築することにより、官民連携の防災・災害時対策、備蓄品の確保を進めます。

防災意識の啓発と備蓄品の確保（自助）

強 デ

防災（ハザード）マップの周知、広報等による防災知識・防災意識の普及・啓発、防災出前講座の実施、家庭における非常用備蓄品の確保、地域の防災訓練への参加、防災土育成、防災教育の実践などの取組を促進します。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
自主防災会加入率	86.4%	90.0%	95.0%
協定締結市町村数	35 市町村	36 市町村	37 市町村

深める協働

町民 自主防災会 社会福祉協議会 公立藤田総合病院 警察署 消防署 県 自衛隊

あなたができること

毎年の避難訓練に参加する！

主担当課 住民防災課 連携課 総務課 ほけん課 福祉課

主担当となる課と連携する課が書かれています。

事業によってもたらされる直接的な効果と、進捗管理のための指標が書かれています。なお、現在値は令和元年度（2019年度）の数値です。

施策を進めるために、より関係を深めて協働しあう相手です。

あなたやあなたの家族がこの施策について行動できること、協力できることを直接書き込んでください。一つひとつは小さな行動でも町民全員がこの行動を行うことで大きな動きになります。



政策 1 いつまでも健康に暮らせるまち（保健）

施策
1-1-1

地域医療連携の推進

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- データヘルス計画
- 健康増進計画

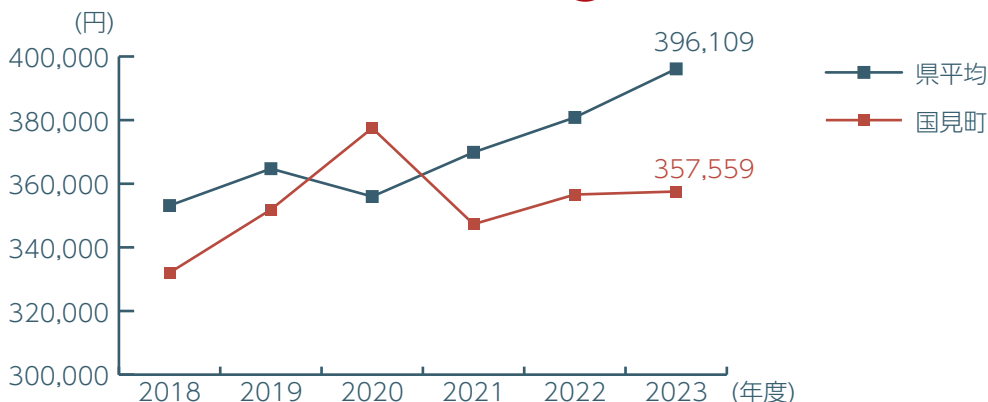


5年後の姿

公立藤田総合病院を地域医療の核として、近隣市町の医療機関との広域連携が進められることで、誰もが適切な医療を受けられています。

現状と課題

- 高齢化や町民の健康や病気に関する意識の高まり、新型コロナウイルス感染症の問題など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、ニーズも多様化・高度化していることから、保健医療体制を強化していくことが求められています。また、大震災等の大規模災害時においても、医療関係団体等の協力のもと、迅速かつ適切な医療救護活動を行うことが求められています。
- 町内の現在の一人当たりの医療費は県内でも低位ですが、今後は、広域的な医師不足や分娩施設、診療所の減少が見込まれるため、医療環境の体制整備が必須となります。
- 人口減少が進む中で、高齢者人口も減少することが見込まれており、今後は医療・介護の需要は徐々に減少傾向になると予想されますが、1人当たりの医療費や介護サービス費は増加しています。このため、疾病を抱えていても自宅等の住み慣れた場所で療養することができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが求められています。

■ 一人当たりの医療費（国保・年間）の推移 

これからの取組

地域医療体制の拡充 **強**

公立藤田総合病院と「かかりつけ医」との病診連携を強化するため、CKD（慢性腎臓病）ネットワークの連携強化や糖尿病性腎症の重症化予防、特定健診やがん検診等の各種検診事業や予防接種事業において医療体制の充実に努めます。また、災害時を含めた救急医療体制の充実のために、伊達地方病院群輪番制協議会と福島市病院群輪番制協議会などとの連携を進めます。

医師不足解消対策の推進 **テ**

医療の高度化・専門化により、病診連携や病院連携がますます重要となっており、広域連携による医療の提供を担保する取組を進めます。また、ICT*の飛躍的な進歩と急速な普及が進むことを前提に、地域の医療機関と連携し、オンライン診療やヘルスケアモビリティ*（医療機器搭載車）の導入など先進技術を活用した地域の医師不足の解消対策を推進します。

在宅医療提供体制の確立

関係機関が連携し、多職種協働によって医療・介護をシームレス*に提供するための地域包括ケアシステム*には、在宅医療の提供が不可欠です。このため、関係する機関との連携によって在宅医療の提供体制を確立します。

重要業績評価指標（KPI）



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
一人当たりの医療費（国保）	353,696 円	360,000 円	360,000 円
訪問診療実施の医療機関（歯科含）	5 件	5 件	5 件

深める協働

社会福祉協議会 民間事業者 各種医療機関 近隣市町 県

あなたができること

主担当課

ほけん課

連携課

福祉課

政策1 いつまでも健康に暮らせるまち（保健）

施策 1-1-2

健康づくりの推進

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- データヘルス計画 健康増進計画
- いのちを支える自殺対策計画



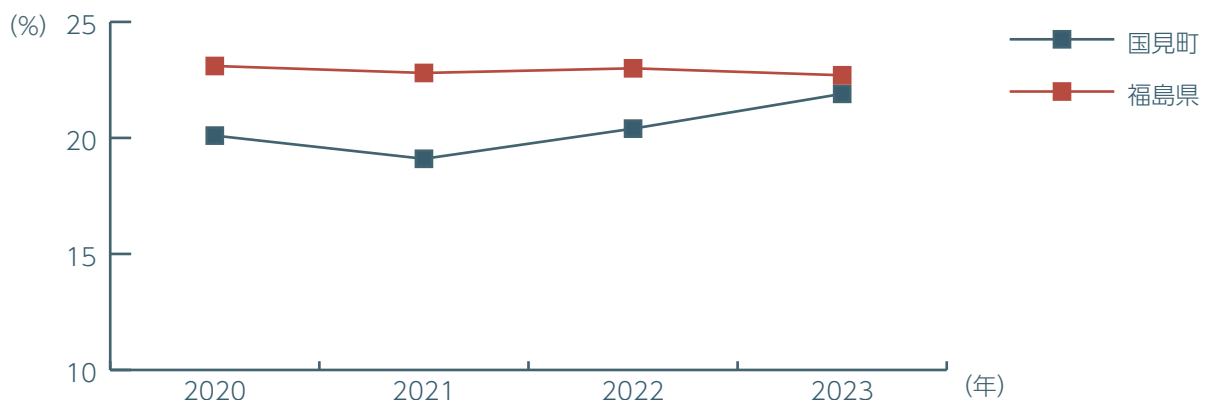
5年後の姿

生活習慣病予防に対する意識が向上したことで、運動が習慣化し、バランスの良い食事をとり、心身ともに健康で豊かに暮らしています。

現状と課題

- 誰もがいつまでも元気でいきいきと生活ができるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識啓発が必要ですが、健康診査の質問票では、「運動習慣なし」が県、国、同規模自治体と比較して高くなっており、運動の習慣化など、生活習慣病の予防への取組が必要となっています。また、メタボの該当者及び予備群の状況は、経年で増加傾向にあり、メタボ予備群はBMI、腹囲に加え高血圧の数値が高い場合が多く、メタボ該当者は血圧と脂質の数値が重複して高い割合が多くなっています。
- 近年の社会環境や労働環境の変化により、仕事や職業生活、更には家庭生活に不安を感じる方が増えており、体のみならず、メンタルケアも重要になってきています。
- 国見町健康増進計画に基づき、食文化の継承と幼少期から食育につながる教育に引き続き取り組む必要があります。

メタボリックシンドローム該当者の推移



これからの取組

体の健康づくり

町民自らが健康づくりに取り組めるよう、意識啓発を推進するとともに、健康の維持・増進・生活習慣病の予防のため、健康教育や健康相談の充実を図ります。また、メタボ該当者率の低下及び運動習慣の定着のため、運動教室を複数回シリーズで開催することで運動の習慣化を図り、さらに、スポーツ施策と連携することで効率的・効果的な取組を進めます。

心の健康づくり

誰もが心穏やかで豊かに生活できるよう、心の健康に関する知識の普及啓発を推進するとともに、心の健康相談の充実を図ることで、心身が両輪となった健康づくりを進めます。

食を通じた健康づくり

健全な食生活を推進し、食文化を継承することで、生涯にわたり食を通じた健康づくりを進めます。また、これからの町を担う子どもたちに対し、地域性を軸とした食育を推進することで、子どもたちの食のリテラシー*を高めます。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
メタボリックシンドローム 該当者・予備軍の割合	34.5%	32.4%	30.0%
1日あたりの塩分摂取量	男 9.5g 女 9.3g	男 8.5g 女 8.0g	男 7.5g 女 6.5g

深める協働

健康推進員 食生活改善推進員 民間事業者

あなたができること

主担当課

ほけん課

連携課

福祉課

政策1 いつまでも健康に暮らせるまち（保健）

施策 1-1-3

継続的な保健事業の推進

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- データヘルス計画
- 健康増進計画



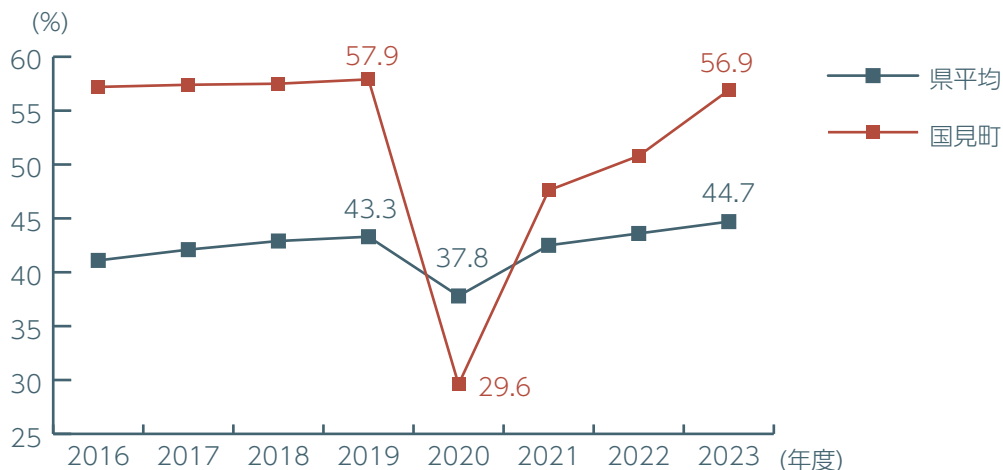
5年後の姿

健康寿命（平均自立期間）が延伸され、町民が元気に自立した生活ができています。

現状と課題

- 食生活の変化や医療の高度化などにより、平均寿命は延びているものの、健康寿命（元気に自立して生活を送れる期間、平均自立期間）との差を少なくすることが必要です。
- 生活習慣の変化により、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病を持つ人が増加しており、各種保健事業の推進による、生活習慣病の未然防止・重症化予防が求められています。
- 75歳に到達すると国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより保健事業が継続されていないため、制度間を接続し、継続的、一体的に保健事業に取り組む必要があります。

■ 特定健康診査受診率



これからの取組

特定健康診査受診率の向上

生活習慣病の早期発見・早期治療のため、周知を強化するとともに、未受診者に対しては、電話や訪問などの手法による個別の受診勧奨によって特定健康診査受診率の向上を図ります。

特定保健指導終了率の向上

特定健診当日の初回面接の実施や自宅への訪問による生活習慣の改善、電話、メールなどによる継続的なアプローチにより特定保健指導終了率の向上を図り、重症化の予防を図ります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施



介護予防・フレイル*対策と生活習慣病等の重症化を予防するため、医療専門職を配置し、関係部署、関係団体等が連携することで、国保から後期高齢者医療まで切れ目なく一体的に保健事業や介護予防を行います。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2029)
特定健康診査受診率 データヘルス計画	57.9%	54.7%	60.0%
特定保健指導終了率 データヘルス計画	41.4%	52.0%	55.0%
平均自立期間 後期高齢データヘルス計画	男 79.2 歳 女 83.3 歳	男 79.55 歳 女 83.90 歳	男 80.15 歳 女 84.30 歳

深める協働

地域の医療関係団体 保健所 県

あなたができること

主担当課

ほけん課

連携課

福祉課

政策 2 共に支えあい暮らせるまち（福祉）

施策 1-2-1

高齢者の日常生活支援

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 高齢者福祉計画
- 介護保険事業計画



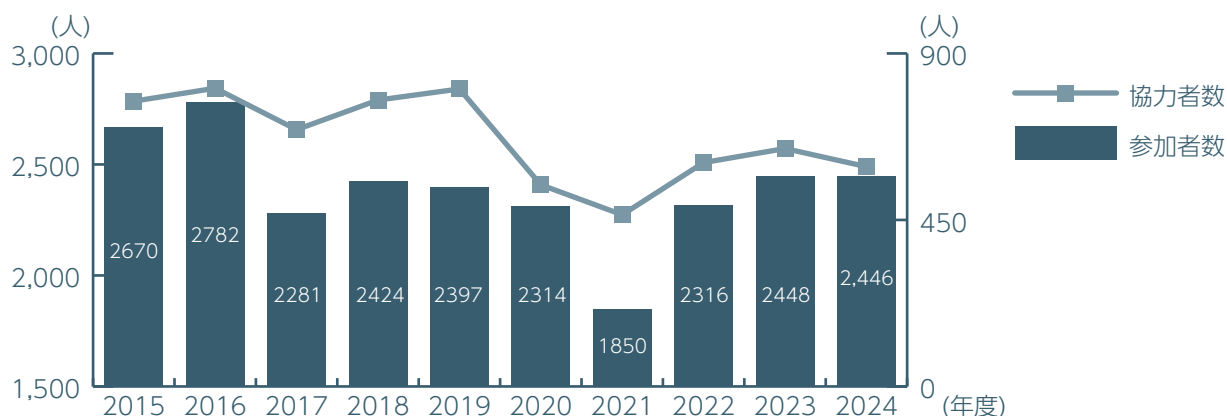
5年後の姿

高齢者が住み慣れた地域で、心身ともに健康で生きがいを持ち、支えあって充実した毎日を暮らせています。

現状と課題

- 高齢者自身が健康管理に努め、生きがいを見つけて活動できるよう、情報提供や活動機会として、いきいきサロン 24 か所、通いの場 20 か所、生きがいデイサービス 1 か所が開設されており、年間約 600 人の参加者がいます。
- 高齢者の居場所は、5 か所で活動していますが、支えあいの展開に苦勞しており、地域の生活課題解決に向けた話しあいには至っていません。
- 高齢化の進展に伴い認知症高齢者が増加しており、県内でも 2012 年で 7 万 6 千人、2025 年には 9 万 9 千人と、高齢者の約 5 人に 1 人が認知症になると予想されています。認知症対策の更なる推進と徘徊高齢者への対応は喫緊の課題となっています。また、高齢者の日常を支援するために「支えあい・助けあい」の地域づくりと次代を担う地域づくりサポーターの育成が求められています。

いきいきサロン参加者・協力者集計 更新



これからの取組

生きがいの場づくりと社会参加の推進

高齢者の閉じこもりの解消や生きがい活動の場づくりを目的に、地区集会所等においていきいきサロンを開設し、健康体操教室、栄養指導教室等を実施するとともに、生きがいデイサービスにおいて、要介護認定を受けていない高齢者の健康の維持と社会参加の促進を目的に生きがい活動支援（送迎、昼食、健康体操、趣味活動等）を継続実施します。

高齢者の暮らしを支える地域の体制づくり

生活支援コーディネーター*を配置し、地域の福祉関係者や関係団体の協力により、協議体「さえ愛」において、各地区の居場所の情報共有や連携強化、地域の生活課題の解決に向けた生活支援サービス等の開発・提供に向けた活動を支援します。

認知症対策と在宅医療・介護の支援

認知症への理解を深め、地域の認知症高齢者を見守るために「認知症サポーター」養成講座を継続的に開催するとともに、徘徊高齢者の痛ましい事故を防ぐため「国見版認知症高齢者 SOS ネットワーク」を構築します。

また、高齢者の日常を地域で支援する地域づくりサポーターの育成を支援します。

重要業績評価指標（KPI）



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
いきいきサロン実施箇所数、登録者数	24 カ所 400 人	24 カ所 420 人	25 カ所 440 人
居場所の実施箇所数	5 カ所	6 カ所	7 カ所
認知症サポーター数	1,200 人	1,500 人	1,700 人

深める協働

町内会 地域包括支援センター 社会福祉協議会 民生児童委員 健康推進員
ボランティア NPO 法人

あなたができること

主担当課

福祉課

連携課

ほけん課

政策 2 共に支えあい暮らせるまち（福祉）

施策 1-2-2

介護予防・支援の推進

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 高齢者福祉計画
- 介護保険事業計画



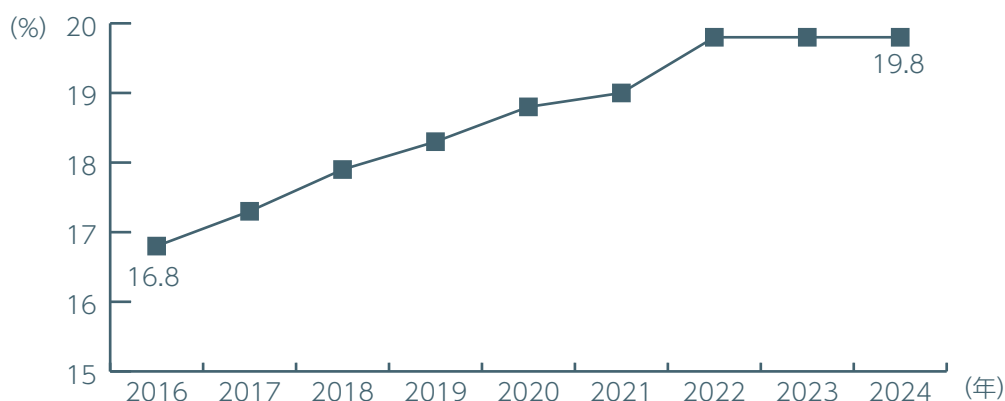
5年後の姿

高齢者の多様なニーズに対応できる介護サービスと支援が連動して提供される地域包括ケアシステム*が構築されています。

現状と課題

- 高齢化率は、令和 2 年（2020 年）3 月末現在 40%、高齢者人口は 3,652 人となっており、人口減少と高齢化の進展により高齢者人口も令和 7 年（2025 年）には減少局面に入る見込みです。また、団塊の世代が 75 歳を超える令和 7 年（2025 年）から 75 歳以上の高齢者の増加は令和 10 年（2028 年）まで続き、さらに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加する見込みであることから、多様化するニーズに適応できる仕組みづくりが必要となってきました。また、施設入居待機者については、ほぼ横ばいで推移しています。
- 要介護にならずに住み慣れた自宅等において自分らしい生活を送れるように、ケアプランの作成や介護予防に取り組む必要があります。
- 介護状態となっても住み慣れた地域で住み続けられるようにするため、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進が必要です。

■ 要介護認定率の推移（10 月時点）（認定率／65 歳以上人口） 



これからの取組

介護予防活動の推進

生きがいや役割を持って生活し、支えあえる地域となることをめざし、地域づくりによる介護予防事業に取り組んでいくため、地区集会所等での「通いの場」の立ち上げや運営を支援するとともに、通いの場等の町民主体の活動へのリハビリテーション専門職の派遣を実施し、地域における介護予防活動の支援を行います。

自立支援・重度化防止に向けた体制の整備

専門職（6職種）からの意見をもとにケアマネジャー*等のアセスメント*能力の向上を図り、ケアプランの見直し等、お世話型のケアプランから自立支援型のケアプランに移行していきます。

地域包括ケアシステムの推進

「医療と介護の退院調整ルール*」の活用、地域の医療機関や介護事業所等の関係者が参画する会議等の場づくりによる「顔のわかる関係性」の構築、更に在宅医療・介護連携の場づくりによる「情報共有、課題の抽出、解決策の協議」を進める体制を構築することで、医療と介護をシームレス*に提供するシステムを推進します。

重要業績評価指標（KPI）



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
要介護認定率	18.8%	20.3%	22.3%
自立支援型ケア会議検討事例件数	8件	6件	6件

深める協働

各種専門職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等） 地域の医療機関
介護事業所 近隣市町 包括ケアを支える伊達ネットワーク委員会

あなたができること

主担当課

福祉課

連携課

ほけん課

政策 2 共に支えあい暮らせるまち（福祉）

施策 1-2-3

障がい者の自立支援

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 障がい者福祉計画



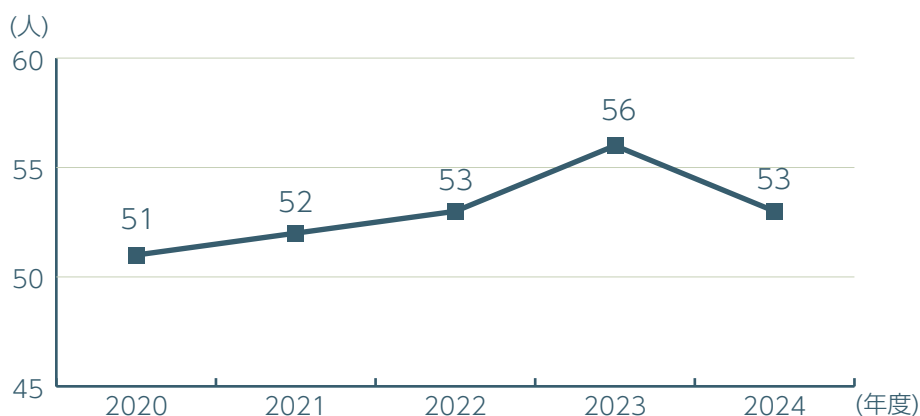
5年後の姿

すべての障がい者が、地域社会で日常生活や社会生活を営むための支援を受け、地域で共に生きていける状態になっています。また、社会的障壁（差別・偏見）が除かれた状態になっています。

現状と課題

- 地域資源（事業所・NPO）に乏しく、多くを町外の事業所等に頼らなければならない状態です。近隣市町村との連携による事業実施が不可欠ですが、事業実施まで時間がかかります。また、精神障がい者の病院から地域への移行は県北管内的に進んでいますが、町内には施設（グループホーム）がありません。
- 障がい者の 8050 問題 * や医療的ケア児 * への対応など新たな課題も発生しています。
- 障がい者に対する、差別や偏見といった社会的障壁を除くために、障がい者との交流会や共同作業、研修会などの開催を通して、障がいのある人の理解を進めることが必要です。

就労系サービス利用者数



これからの取組

福祉サービスの拡充

町内に福祉事業所がないため、事業所の誘致や農業と福祉の連携なども視野に入れながら検討を進めるとともに、町外の施設を利用することで利用者の希望する福祉サービスを提供します。

支援体制の構築

地域生活支援拠点*や精神包括ケアシステム*、医療的ケア児支援など、障がい者やその家族が安心して生活できる体制の構築を一層推進します。

サポーターの養成

研修会や障がい者との交流会などを通して、障がい者の「居場所づくり」をサポートする支援者を養成します。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
就労系サービス利用者数	46 人	50 人	55 人
拠点整備事業登録者数	0 人	20 人	40 人
障がい者支援サポーター数	0 人	30 人	50 人

深める協働

専門知識を有する病院 相談支援事業所 福祉施設等各専門機関 サポーター

あなたができること

主担当課

福祉課

連携課

ほけん課

政策 2 共に支えあい暮らせるまち（福祉）

施策
1-2-4

地域で支える福祉の推進

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 地域福祉計画 障がい者福祉計画



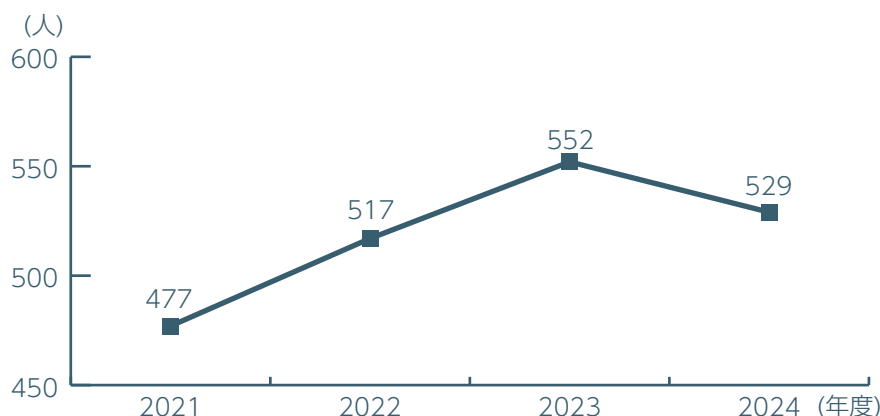
5年後の姿

地域が要支援者を見守る体制ができています。災害時にも避難を呼びかける人、避難を助ける人を地域で決めてあり、安心して避難誘導が可能になっています。また、地域において「ささえ愛活動」もボランティアとの認識が普及し、地域での助けあいが日常化し、ボランティア精神の醸成も子どもと一緒に地域活動をすることで養われています。

現状と課題

- 核家族化や地域のつながりが希薄化しているため、地域で生活したい高齢者や障がい者、子どもたちが安心して暮らせる体制を整備するために、町民、各種団体、行政が相互に連携して支える仕組みづくりが必要です。また、自主防災会（町内会）との連携のために、要支援者の避難誘導について話し合いが必要です。
- 低所得者などの生活の安定を図るためのセーフティネットの整備と、自立に向けた支援の充実を図ることが求められています。
- 一人ひとりがいきいきと暮らすことができる共生社会をつくるために、人に優しい社会づくりをめざすユニバーサルデザイン*の理念の普及が必要です。

避難行動要支援者登録数



避難行動要支援者登録制度

大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく制度。

これからの取組

地域共生社会の推進 **強**

高齢者や障がい者、子どもなど誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域において見守り、支えあうことのできる体制を整備し、そのための啓発や担い手の育成、活動団体への支援も行います。また、避難行動要支援者の情報を有効なものにするため、具体的な避難支援プランを作成し、地域の支援者と情報交換を行う体制づくりを進めます。

生活を支えるための低所得者への支援 **デ**

生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の周知を図り、低所得者の生活実態に即した支援ができるよう、体制づくりを進めます。

ユニバーサルデザインの推進 **デ**

情報の提供や研修会への参加など、広く理念の普及促進を図るとともに、様々な分野においてユニバーサルデザインが導入されるよう啓発を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
避難行動要支援者登録数	404 人 ※ 2020.10 現在	415 人	510 人
個別計画作成件数	143 件	155 件	305 件

深める協働

町内会 消防団 民生児童委員 社会福祉協議会 社協ボランティアセンター 町民サポーター
警察署

あなたができること

主担当課

福祉課

連携課

ほけん課



政策 1 安全・安心に暮らせるまち（防災防犯）

施策
2-1-1

防災と災害時対策の充実

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 地域防災計画



5年後の姿

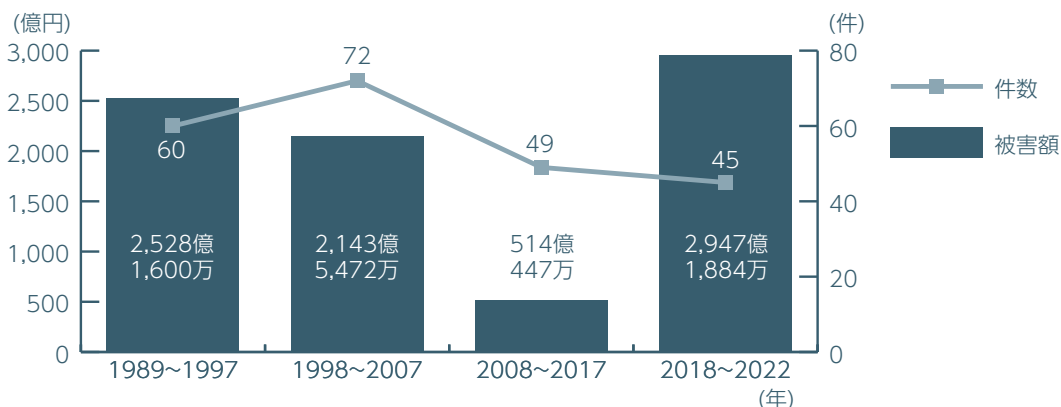
どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」が作り上げられています。また、町民一人ひとりが自主的に災害に備えるとともに地域における防災活動が行われており、「自助」「共助」「公助」の役割が明確になっています。

現状と課題

- 大規模災害が発生し、国見町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、広域応援協定や民間企業との連携協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制の充実・強化を図る必要があります。また、迅速かつ確かな災害対応を行うため、防災拠点施設の整備・機能充実や疫病対策、町民等への情報伝達手段の多様化が求められています。（公助）
- 町内会ごとに組織された自主防災会が、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築するとともに、民間団体や民間企業と連携した取組を強化する必要があります。（共助）
- 災害による被害を軽減し、迅速な避難を可能にするためには、一人ひとりが町やメディアが発する情報を的確に判断し、また、避難するための事前の備えを徹底し、自身の身を守る取組が大事です。（自助）

福島県内における主要災害発生件数及び被害額の推移（※東日本大震災を除く：被害内容が確定していないため）

（出典：福島県 県内における主要災害）



これからの取組

広域応援体制及び防災拠点施設の充実・強化（公助）

他市町村や民間企業との連携を促進し、大規模災害時の広域応援体制の充実・強化及び広域連携での備蓄品や災害備品の確保など、相互の円滑な人的・物的支援体制を整備します。また、役場庁舎、社会教育・体育・学校施設、道の駅等の防災拠点施設の整備・拡充及び防災機能の充実・強化に取り組むほか、避難所等の感染症対策や、町民等への情報伝達手段の多重化・多様化を進めます。

自主防災組織の強化及び民間企業との連携（共助）

自主防災組織による各種訓練、防災倉庫の点検・管理等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制の構築、地区の特性に応じた地区防災計画の策定を図ります。また、民間企業との連携による新たな災害対応システムを構築することにより、官民連携の防災・災害時対策、備蓄品の確保を進めます。

防災意識の啓発と備蓄品の確保（自助）

防災（ハザード）マップの周知、広報等による防災知識・防災意識の普及・啓発、防災出前講座の実施、家庭における非常用備蓄品の確保、地域の防災訓練への参加、防災士育成、防災教育の実践などの取組を促進します。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
自主防災会加入率	86.4%	90.0%	95.0%
協定締結市町村数	35 市町村	36 市町村	37 市町村

深める協働

町民 自主防災会 社会福祉協議会 公立藤田総合病院 警察署 消防署 県 自衛隊

あなたができること

主担当課

住民防災課

連携課

総務課

ほけん課

福祉課

政策 1 安全・安心に暮らせるまち（防災防犯）

施策 2-1-2

消防・救急体制の充実

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 地域防災計画



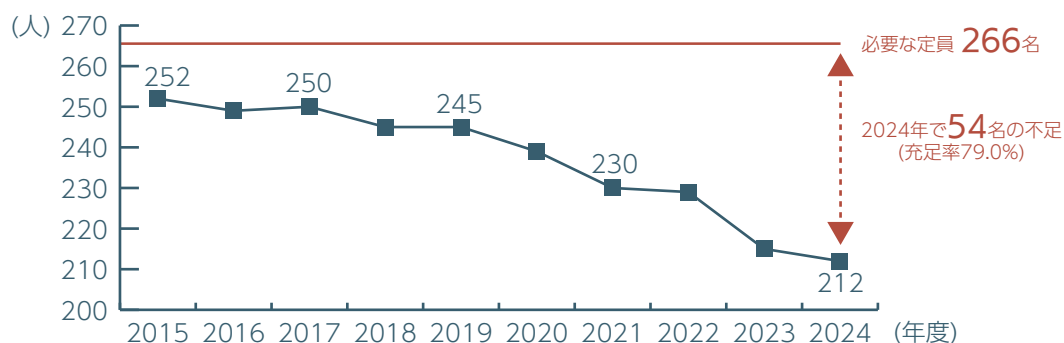
5年後の姿

火災などの災害に対して迅速かつ的確な対応を行うことで町民の安心・安全が確保できています。また、普段からの予防活動も充実しています。

現状と課題

- 近年、地震などの自然災害に加え、NBC 災害*、武力攻撃災害などの特殊災害の発生も危惧されるなど、安全・安心に対する関心は一段と高まりを見せ、消防に寄せられる期待はますます大きくなっていますが、消防団員への加入者が減少しており、団員の安定的な確保が必要となっています。あわせて、常備消防の更なる充実強化も重要です。
- 火災や水害などの発生時に迅速で効果的な活動ができるよう、消防車両等の更新や資機材の配備を進め、消防体制の充実を図る必要があります。また、消火栓や防火水槽の整備を進め、消防水利の不足する地域をなくす必要があります。
- 救命率の向上を図るために、医療機関との連携を強化することで救急業務の高度化を進める必要があります。さらに、町民に対しても応急手当の普及啓発と救急車の適正な利用に対する理解が必要です。

消防団団員数の推移



これからの取組

消防団と常備消防の充実



消防団の活動に対する地域や事業所の理解・支援が得られる環境の創出を図り、若者や町職員などの加入推進や、機能別団員の確保を図ります。また、常備消防との連携を密にし、施設整備についても構成市町と連携して対応します。

消防施設の整備



消防団に配備する消防車両等の更新及び資機材の配備を計画的に実施し、消防力の強化を図るとともに、消防水利の不足する地域において消火栓や防火水槽の計画的な整備、更新を進め、消防施設の充実強化を図ります。

応急手当の普及啓発



救急車が到着までの間に適切な措置が行われるよう、救命講習会の開催など、応急手当の普及啓発を進めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
消防団員の充足率	89.9%	95.0%	100.0%

深める協働

町民 消防団 公立藤田総合病院 消防署 警察署

あなたができること

主担当課 住民防災課

政策 1 安全・安心に暮らせるまち（防災防犯）

施策 2-1-3

交通安全・防犯の推進

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 交通安全計画



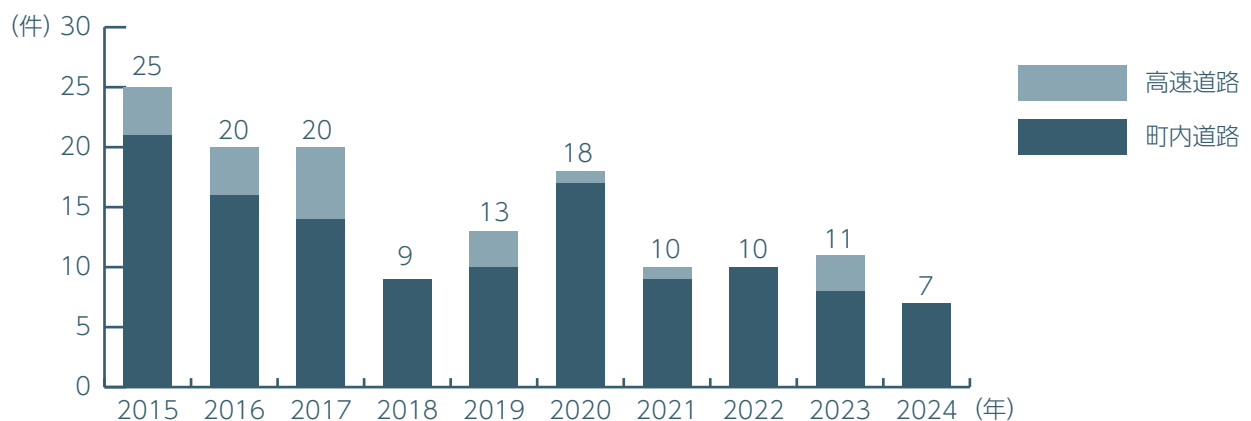
5年後の姿

誰もが交通安全のために自主的に日々の生活の中での取組を進めています。また、町民一人ひとりの防犯意識が高く、安全・安心な生活が送られています。

現状と課題

- 交通事故発生件数については、平成 28 年（2016 年）から減少傾向にあります。しかし、高齢者の交通事故は増加傾向にあることから、自転車を含めた交通車両運転者のルール遵守及びマナーの向上が求められています。
- 子どもに対する声かけ事案、女性に対する性犯罪、高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺など、犯罪が多様化・高度化し、後を絶たない状況にあるため、地域の防犯力の向上が求められています。犯罪の抑止や検挙につながる防犯灯の適正な維持・管理が必要です。
- 国際化・情報化社会などの生活様式の変化に伴い、便利で快適な生活を送ることができるようになりましたが、一方で、詐欺や悪徳商法などの不当な消費者被害につながる事件も発生しています。

国見町交通事故発生件数



これからの取組

交通安全教育の推進及び意識の啓発

警察や交通安全団体、学校と連携し、幅広い年齢層に応じた交通安全教室や街頭啓発等による広報・啓発活動を推進し、交通安全に取組意識を醸成します。

防犯意識の啓発と防犯灯の整備

町内会を通じたお知らせはもとより、SNS* 等を使用した迅速な情報提供に努め、防犯意識を高めるとともに、地域の防犯力の向上を図ります。また、防犯灯の適正な維持管理のため LED 化を促進し、省エネルギーに配慮した安全・安心な環境を整えます。

消費者教育の推進

広報くにみや公式ホームページの活用によって意識啓発を図ります。また、高齢者だけでなく、若年層に対する情報提供により、トラブルを未然に防止する取組を進めます。さらに、消費生活相談体制を整備するとともに消費者教育の推進を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
交通事故発生件数	14 件	11 件	9 件
LED 防犯灯設置率	16.1%	33.4%	100.0%

深める協働

交通安全協会 母の会 防犯協会 消防団 警察署 県

あなたができること

主担当課

住民防災課

連携課

総務課

産業振興課

政策 2 便利で快適なまち（都市基盤）

施策 2-2-1

有効な土地利用

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 国土利用計画 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画 地域計画
- 農業振興地域整備計画



5年後の姿

町民が生活しやすく便利な都市機能が形成され、景観、環境にも配慮された土地利用がされています。

現状と課題

- これまでの総合政策や平成 13 年（2001 年）に策定された都市計画マスタープランに基づき、一定の都市機能は市街化区域 * への集約が図られてきましたが、人口が減少傾向にある今、その変化に合わせたマスタープランと都市計画道路の見直しを行う必要があります。
- 農業後継者不足に伴って、農地の適正な管理が難しくなり、遊休農地の増加による景観、環境の悪化が進んでいます。
- 良好な自然環境を有する市街化調整区域 * では、優良農地を保全することも重要です。あわせて、既存集落の維持のための道路交通網、コミュニティの維持など複合的な課題を解決していく必要があります。

都市計画区域・用途区域の人口構成



	福島市	伊達市	桑折町	国見町	対象区域 合計
都市計画区域内人口（人）	263,700	46,400	11,400	8,700	330,200
市街化区域内人口（人）	210,500	26,500	6,400	4,200	247,600
市街化区域内シェア率（%）	79.8	57.1	56.1	48.3	75.0

（出典：2023 年度都市計画基礎調査報告書より）

これからの取組

市街化区域の適正な規制と誘導

都市計画マスタープランの見直しを進めるとともに、立地適正化計画に基づき、適正な土地利用の規制・誘導のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成と都市計画道路の見直しを進めます。

優良農地の保全と確保

農地等の利用の最適化を図り、田園風景を維持していきます。そのために、遊休農地の集約化や持続可能な耕作、管理を促進します。あわせて計画的な土地利用を進めます。

適正な開発と抑制

大規模な開発は、都市計画法に基づき適正な開発となるよう、協力、助言を行っていきます。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
市街化区域内人口シェア率	48.3%	48.5%	48.8%

深める協働

町民

あなたができること

主担当課

建設課

連携課

企画調整課

産業振興課

農業委員会

政策 2 便利で快適なまち（都市基盤）

施策 2-2-2

利用しやすい公共交通

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



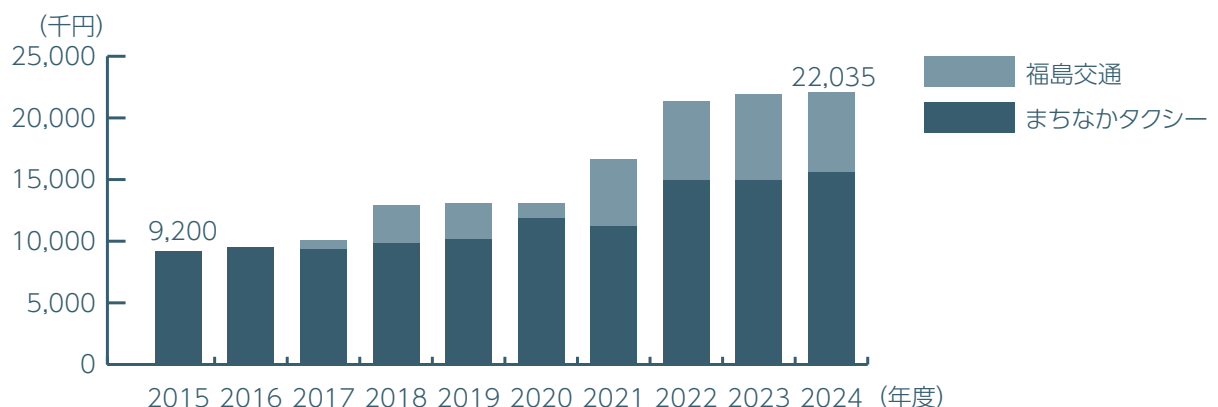
5年後の姿

誰もが気軽に利用できる公共の交通手段が整備されています。

現状と課題

- 平成 20 年度（2008 年度）からのまちなかタクシーの運行により、福島交通バス路線の廃止区間の代替機関として運行を行ってきましたが、運行時間などの問題や他の交通手段との競合もあり、利用者が伸び悩んでいる状況です。
- 令和 6 年度（2024 年度）から本格運行したタクシー利用補助事業は、まちなかタクシーの運行時間外に利用できる制度です。朝や夕方、土日・祝日等でタクシーの利用が可能となる一方、待ち時間が長い等の課題があります。
- 高齢者による交通事故の増加が懸念され、運転免許の自主返納をする高齢者も増えるの見込まれることから、新たな交通体系に誘導する必要があります。

公共交通機関に対する補助額の推移



これからの取組

地域公共交通の再編

鉄道、バス、タクシー、民間送迎サービス、スクールバスなどの官民連携の一体的な運営をめざすことで、財政的な負担を抑えつつ町民の利用しやすい交通網の整備を進めます。

タクシー事業等の拡充

高齢者等の生活の利便性を確保するため、まちなかタクシーやタクシー利用補助事業の拡充や新たな形態の公共交通制度を模索します。

運転免許返納者への対応

免許所有率が高い団塊の世代の高齢化など、運転免許返納者の増加に対して、公共交通機関への誘導を図ることで、交通弱者となることを防ぎ、安心して免許を返納できる環境を整えます。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2024)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
まちなかタクシー・ タクシー利用補助事業 利用者数	16,116 人	16,500 人	17,000 人

深める協働

商工会 民間事業者 公立藤田総合病院 近隣市町 県 国

あなたができること

主担当課

住民防災課

連携課

福祉課

政策 2 便利で快適なまち（都市基盤）

施策 2-2-3

住生活の安定確保と向上

関連計画

- 国土強靱化地域計画 空家等対策計画
- 住生活基本計画 耐震改修促進計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



5年後の姿

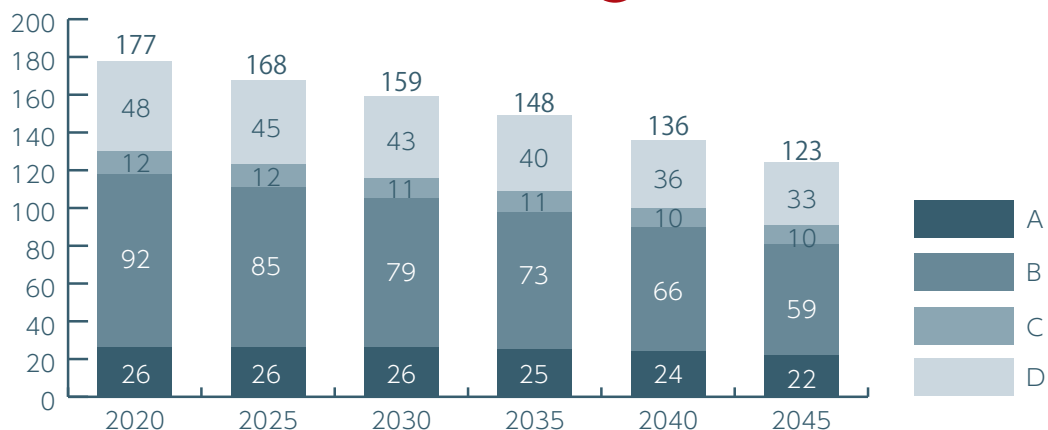
町民が快適で安全な居住環境で生活を送られています。

現状と課題

- 町営住宅については、耐用年数を超えている建物の老朽化や施設設備の陳腐化が進んでいます。今後は、安全性を確保しつつ住宅セーフティネットの観点から、住宅確保要配慮者への対応を進め、特に子育て世帯の生活スタイルにマッチした住宅を確保する必要があります。
- 東日本大震災で多くの建築物が被災しましたが、その中には耐震改修を行っていない老朽住宅も多くあり、安全な居住環境を支援する必要があります。
- 人口減少に伴い空家は増加しており、空家の活用拡大、管理の確保、特定空家等の除却の取組が課題となっています。町では関係団体とも連携し空家対策に取り組んでおり、国見町空家等バンクの取組を進めています。

■ 公営住宅等の需要の見通しに基づく将来のストック量の推計（出典：国見町公営住宅長寿命化計画 令和6年1月改訂）

特定のニーズを有する「要支援世帯数」の推計結果



これからの取組

町営住宅の適切な管理



老朽化した町営住宅の除去や長寿命化改修を進め、誰もが使いやすい居住性の高い住宅を供給し、良好な住環境の形成を推進します。住宅需要変動に柔軟に対応するため、町営住宅の目的外使用のほか、民間賃貸住宅等の借上げ方式による町営住宅についても検討を進めます。また、収入超過者の民間住宅への斡旋を図るなど、町営住宅の住み替えを推進します。

耐震改修の促進



地震災害から町民の生命財産を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、町有建築物や民間建築物の耐震化を推進します。

空家等対策



空家調査を進めるとともに、空家バンクの活用や適切な情報発信を行っていくなど、空家の効果的な利活用を促進します。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
将来公営住宅等ストック数	250 戸	233 戸	159 戸

深める協働

民間事業者 空家所有者

あなたができること

主担当課

建設課

連携課

総務課

企画調整課

税務課

産業振興課

政策 2 便利で快適なまち（都市基盤）

施策 2-2-4

道路・河川の整備

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 都市計画マスタープラン 立地適正化計画
- 社会資本総合整備計画 橋梁長寿命化修繕計画



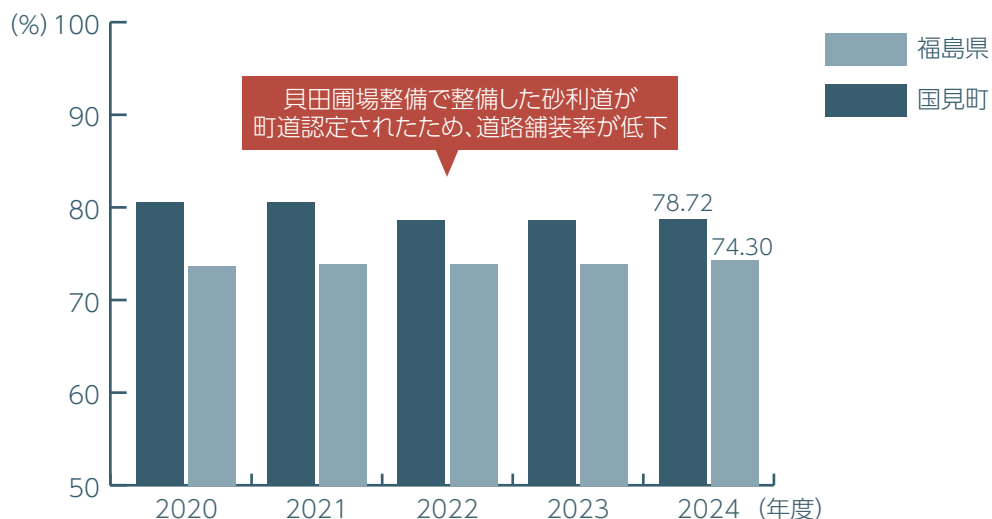
5年後の姿

町民の生活に必要なインフラ*が整備され便利で快適な生活が送られています。

現状と課題

- 町道、林道や橋梁は、老朽化が顕著となっており、集中的に更新時期を迎えることから、計画的な維持管理が求められています。
- 国道4号の拡幅事業は完了しましたがゆずりあい車線事業は進行しており、国道に接続する町道の整備が重要になります。
- 狭あい町道の拡幅、林道の整備を計画的に進める必要があります。
- 令和元年（2019年）の東日本台風で堤防決壊や越流による被害が発生したことから、無堤区間や未整備区間の早急な整備が必要です。

道路舗装率・福島県との比較（県データ：「福島県の道路」（福島県道路計画課）より）



これからの取組

町道・林道の適切な維持管理

事故防止と利便性の向上のため、町道、林道や橋梁などの点検、修繕、改良、改修などを推進します。降雪時には通行確保のため、基準を設定して除雪を行います。また、道路パトロールや町民から寄せられる情報に基づき、町道、林道の迅速かつ適切な維持管理に努めるとともに、路面性状調査により道路状況を把握し、町道の計画的な整備を進めます。

町道・林道の整備

国道等の幹線道路までのアクセスとなる町道の改良・整備や狭あい町道の拡幅を進めるとともに、既設林道の計画的な整備を進めます。

河川改修・堤防強化の推進

国・県の管理する河川や堤防の整備を推進することにより、台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
道路舗装率	80.5%	81.0%	82.0%
道路改良率	67.7%	68.0%	70.0%

深める協働

県 国 町内会

あなたができること

主担当課 建設課

政策3 環境に優しいまち（生活環境）

施策 2-3-1

循環・再生型社会の実現

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



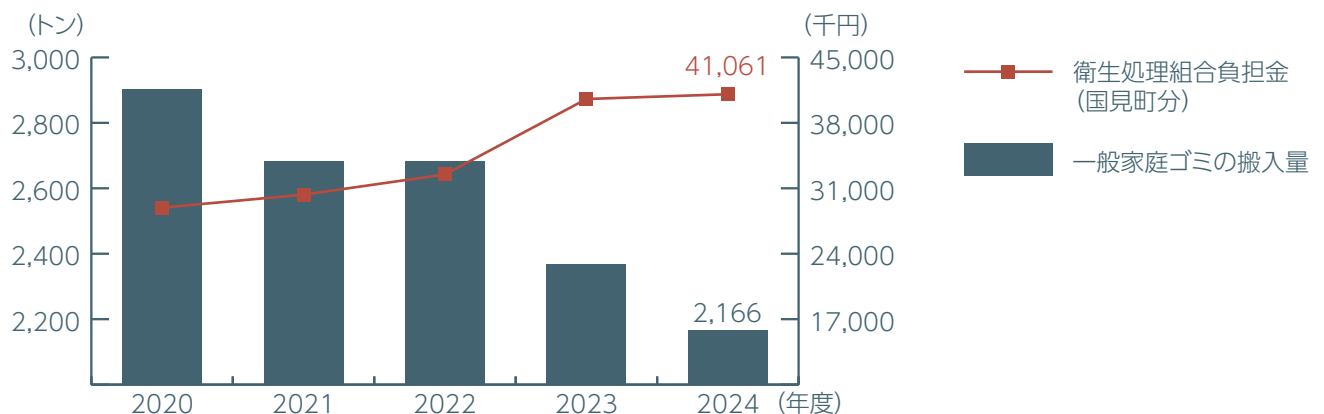
5年後の姿

町民一人ひとりが環境への関心と理解を深めると同時に、それぞれの立場で、環境にやさしい生活様式への転換など、具体的な行動を実践しています。

現状と課題

- 平成 27 年（2015 年）パリ協定にもあるように、温室効果ガスの削減が喫緊の課題となっており、国見町の豊かな自然環境を未来に引き継ぐためにも、こうした世界共通の課題を身近な問題として認識し、ライフスタイルを見直し、天然資源の消費を抑制し、環境にやさしい循環型社会への転換を進めていく必要があります。
- 資源化できるものが家庭ごみとして排出されている状況にあります。そのため、一人ひとりが分別を徹底するとともに、わたしたちのライフスタイルを見直し、天然資源の消費が抑制され、環境にやさしい循環型社会への転換を進めていく必要があります。
- これまでの大規模災害の教訓を活かし、災害により発生した廃棄物は、民間施設の協力体制や広域処理の体制を整えることで適正に処理する必要があります。

■ 廃棄物処理量と衛生処理組合負担金の推移



これからの取組

再生可能エネルギーの推進



豊かな自然環境との調和を図りながら、太陽光発電や地熱、風力、ペレットなどの再生可能エネルギーへの転換を推進し、省エネルギーと地球温暖化防止に関する意識の醸成を進めます。

ごみの3R*の推進



ごみの3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進し、ごみの減量化・資源化を図り、特に2R（発生抑制・再使用）を重点的に推進していきます。また、ごみの分別区分を徹底することで更に資源化の向上を図ります。

災害廃棄物対策及び有害物質対策の推進



災害時に発生する廃棄物については、各団体との連携により迅速に対応できる体制を強化します。また、関係法令に基づき、有害物質を取り扱う事業者に対し、指導・啓発を継続して実施し、有害物質の拡散・流出の事前防止対策を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
1人1日当たりのゴミ排出量	759g	689g	619g

深める協働

町民 町内会 生活環境推進員

あなたができること

主担当課

住民防災課

連携課

産業振興課

政策3 環境に優しいまち（生活環境）

施策 2-3-2

公園緑地と景観の保全

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 都市計画マスタープラン 立地適正化計画
- 景観計画



5年後の姿

緑が多く、快適な憩いの空間が整ったまちが形成されています。

現状と課題

- 公園、緑地、緑道は、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場として、生活に潤いを与えるとともに、災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。令和元年度（2019年度）末現在で国見町では、公園は2カ所（観月台公園、上野台運動公園）ありますが、都市計画公園*については整備されていません。令和3年度（2021年度）には、あつかし千年公園が整備されました。
- 公園施設の老朽化が進んでいます。既存施設の有効活用や長寿命化を図るとともに、維持、改修、更新費用の軽減、平準化を図る必要があります。
- 森林などの自然環境は、心に潤いや快適さをもたらすとともに、温暖化防止や土砂災害防止など環境保全としての役割も担っています。

都市計画公園・都市計画緑地*等の整備状況

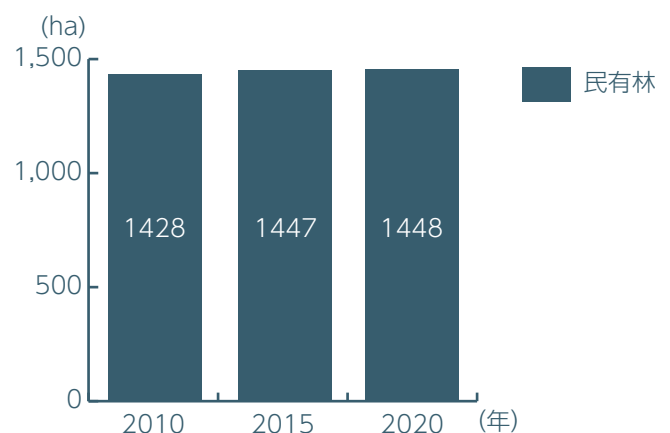
（出典：福島県都市計画年報（統計データ））



	都市計画公園	都市計画緑地
福島市	72	10
伊達市	5	0
桑折町	1	0
国見町	0	0

国見町における林野面積

（出典：RESAS）



これからの取組

| 周辺環境を活かした緑の保全・創出

恵まれた自然景観や歴史性を活かしつつ、生活に潤いと安らぎを与える空間としての緑の資源の保全・創出と身近で特色のある公園・緑地、広場等の整備やネットワーク化を推進します。

| 公園施設の維持管理の推進

予防保全型の管理を行う公園施設について、施設の長寿命化を図るとともに、更新時期の集中を避けるために計画的な維持管理を行います。また、公園における花植えや樹木の剪定、清掃などについて、地域住民による自主管理やボランティアの活用など、町民との協働による管理体制づくりを進めます。

| 地域の特性を活かした良好な景観の形成

地域に残る歴史や文化、自然環境を守り、活かしながら周辺の景観と調和したまち並みや公園緑地を創出することで、良好な景観の形成を図ります。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
都市計画公園・都市計画緑地配置数	0 箇所	1 箇所	1 箇所
町土の森林地の割合	37.0%	37.0%	37.0%

深める協働

町民 民間事業者 観月台公園管理会

あなたができること

主担当課

建設課

連携課

総務課

産業振興課

政策3 環境に優しいまち（生活環境）

施策 2-3-3

上下水道の整備

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX推進基本方針
- 水道事業ビジョン 水道事業経営戦略
- 水道事業アセットマネジメント 漏水防止対策計画
- 公共下水道事業計画 下水道事業経営戦略
- 下水道事業ストックマネジメント計画



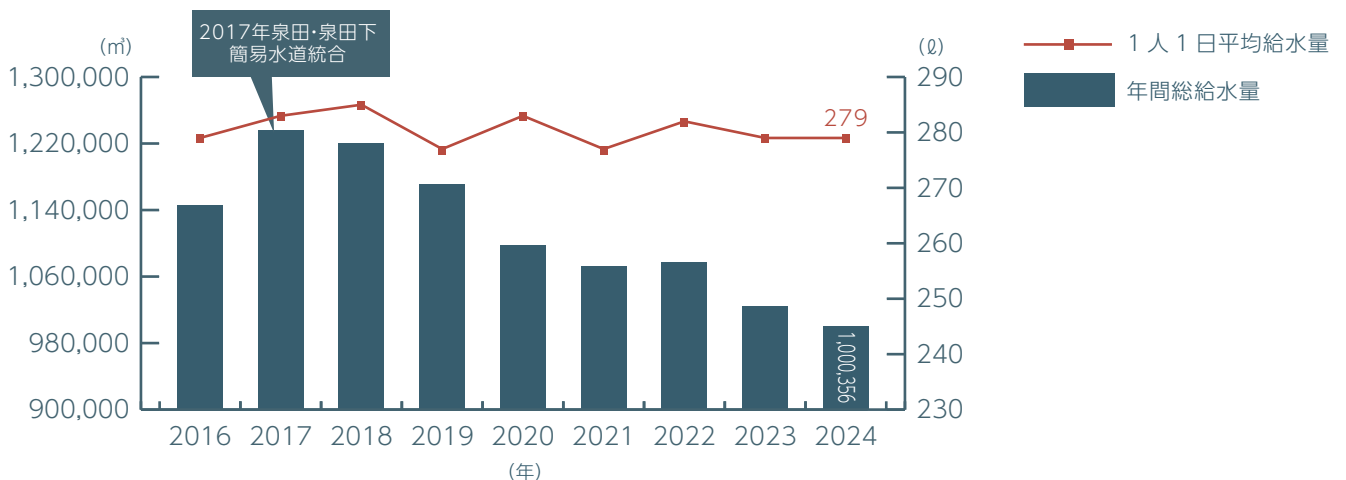
5年後の姿

持続可能な事業経営によって、町民に信頼される安全・安心な上下水道環境が整備されています。

現状と課題

- 水道事業は、良質で安定した摺上川ダムを水源とした福島地方水道用水供給企業団からの受水により、長期安定的な供給体制が確立されるとともに、施設・設備の計画的な更新の時期となっています。
- 下水道事業は、衛生的な都市環境の保全や公共用水域の水質保全のため、下水道未接続世帯の解消や、下水道計画区域外での合併処理浄化槽の更なる普及に取り組む必要があります。
- 上下水道事業ともに、安定的に持続可能な経営を行っていくため、経営基盤の強化を行う必要があります。公営企業として、人口減少社会に対応した新たな視点での経営を進めていく必要があります。

年間総給水量・1人1日平均給水量の推移



これからの取組

安全・安心な水の供給と緊急時の体制強化 **強** **デ**

引き続き福島地方水道用水供給企業団からの安定供給により、安全・安心なおいしい水道水の供給をめざし、老朽施設・設備の更新を行います。また水道施設の耐震化や緊急時の体制強化を図り、災害時にも強い水道施設を構築します。

下水道施設の安定化と合併処理浄化槽の普及 **強** **デ**

下水道施設の安定稼働のため、下水道管渠内の堆積物の調査や清掃、不明水*の調査や改善などを実施し、良好な下水道施設の維持管理を行います。また、環境保全の観点からも未接続世帯の解消促進、下水道計画区域外での合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

持続可能な公営企業経営

持続可能な上下水道事業経営となるよう、水道については未加入家庭の加入促進と料金の適正化を進めます。下水道については法適用化による健全な経営を推進し、料金の適正化を進め、透明性のある安定的な経営をめざします。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
上水道の有収率 (有収水量 / 給水量 料金徴収の対象となった水量の率)	77.0%	86.0%	90.0%
上水道の加入率（給水人口 / 給水区域内人口）	98.5%	99.0%	100.0%
水洗化率（下水道・合併槽）（汚水処理人口 / 国見町人口）	66.2%	70.0%	75.0%

深める協働

町民

あなたができること

主担当課

上下水道課

連携課

住民防災課



政策1 安心して子どもを産み育てられるまち（子育て）

施策
3-1-1

子育て支援の推進

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 教育ビジョン
- 子ども・子育て支援事業計画



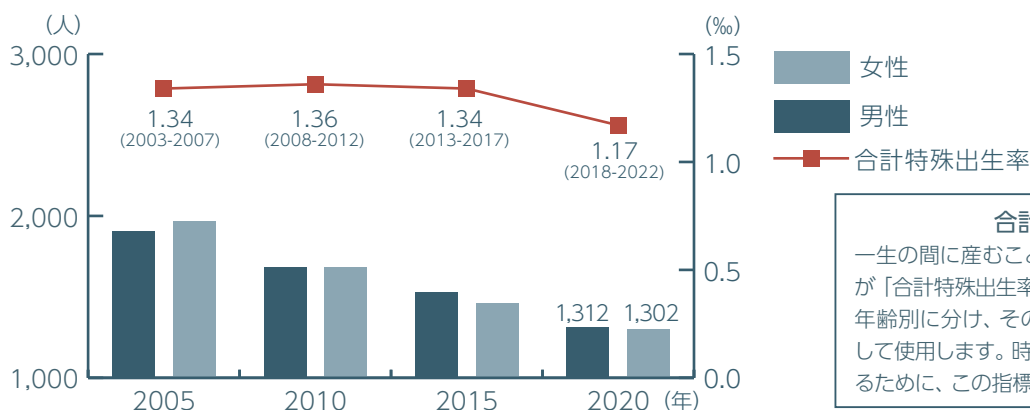
5年後の姿

結婚から妊娠、出産、子育て期にわたるまで切れ目のない相談体制や支援によって安心して子どもを産み育てる環境があり、すべての子どもたちが健やかに成長しています。

現状と課題

- 令和6年度（2024年度）に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う国見町こども家庭センターを設置しました。保健師や助産師に気軽に相談できる「ももさぼ相談ルーム」を開設して様々なお悩みに対応するとともに、栄養相談や育児相談ができる「ニコニコ相談会」を毎月開催して母子の心安まる居場所づくりをしています。また、「くにみもたん広場」、「子ども木育広場 つながる〜む」を開設し、子どもや保護者が相互に交流を図る場として重要な役割を果たしています。
- 少子化の進行に伴って保育・就学前の教育の充実のため、国見町では0歳児から藤田保育所による保育、くにみ幼稚園による3年保育を実施してきました。しかし、さらに少子化が進むにつれ、子どもの成長に必要な集団生活や異年齢の交流が困難となることから、幼保一体での保育・教育が課題となっています。
- 核家族化や共働き家庭などの社会構造の変化により、子育てサービスへのニーズが多様化しています。また、経済的な負担も少子化の要因の一つとなっています。

■ 合計特殊出生率と国見町15歳～49歳人口の推移（出典：国見町人口ビジョン改訂版、RESAS）



合計特殊出生率

一生の間に産むことができる子どもの数の平均が「合計特殊出生率」です。15～49歳の女性を年齢別に分け、その出生率の総計を人口指標として使用します。時代や地域ごとの出生率を比べるために、この指標を活用します。

これからの取組

切れ目のない支援体制の整備

母子保健事業、母子相談事業を拡充するとともに、保護者同士のサークル活動の支援や、SNS*の活用による相談支援体制の強化など、同じ悩みを持つ保護者同士のコミュニティを育むことで、町民、行政の双方からの支援体制を整備し、婚活から結婚、妊娠、子育て期にわたり、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

子育て世帯への経済的支援

子どもを望む夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、不妊治療の助成制度を創設します。また、ひとり親家庭等の経済的な自立のため、資金制度や就業支援制度の活用を促進します。

認定こども園*の整備と保育体制の拡充

就学前の子どもに対する教育と保育の総合的な提供と、保護者等に対する子育ての支援を目的に認定こども園の整備を行います。また、放課後子どもクラブ等の一層の充実を図り、社会構造等の変化などによって多様化する保育ニーズに対応します。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
出生数	29 人	30 人	30 人

深める協働

町民 民間事業者

あなたができること

主担当課 福祉課 教育施設課 連携課 ほけん課

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち（子育て）

施策 3-1-2

子どもの権利の保護

関連計画

- ー デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- ー 教育ビジョン
- ー 子ども・子育て支援事業計画



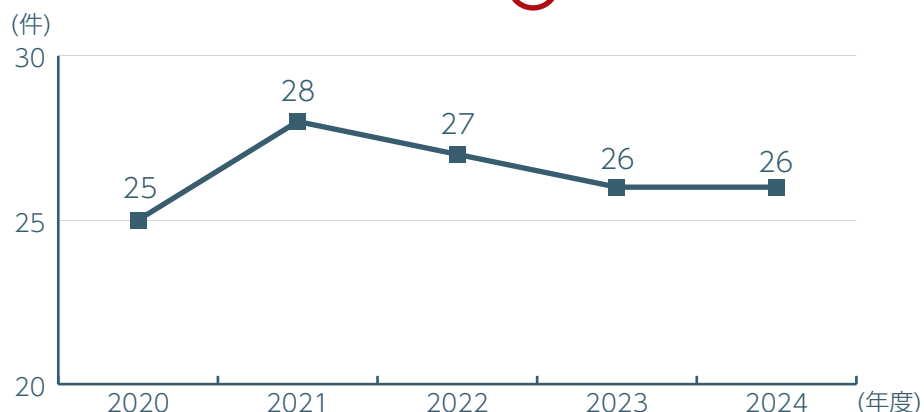
5年後の姿

子どもが生き生きと家庭と社会（学校・地域）で育まれており、課題のある家庭や子どもはすべて把握され、支援を受けられています。

現状と課題

- 急速な少子高齢化によって家族形態の小規模化・多様化、子育ての孤立化、コミュニティ意識の希薄化により、家庭や地域における子育て力の低下が指摘されています。現在、虐待のケースに登録されている児童生徒については、定期的に要保護児童対策地域協議会*を開催し、関係部署と情報共有を図るとともに、個別に対応が必要なケースについては、随時ケース検討会議を開催し、対応方針、その後の経過や計画進行管理を行っています。
- 次世代を担う子どもたちの権利が保障されるとともに、未来に向かって夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長できるよう支援していくことが重要です。
- 令和6年度に設置された国見町こども家庭センターの相談機能を活用し、福祉部門や教育部門、各種関係機関で連携しながら子どもとその家庭及び妊産婦を対象とした実情を適切に把握し、必要な調査や訪問等による継続的なソーシャルワーク*を行っていくことが重要です。

要保護児童対策地域協議会登録件数



これからの取組

児童虐待の予防と対応

児童虐待の早期発見と予防を呼びかける広報活動を行うとともに、中央児童相談所、警察署等の関係機関で虐待のケースに登録されている児童生徒の情報共有、進捗管理を実施します。

子どもへの人権教育

学校の授業や公民館活動などを通して、人権尊重の理念を定着させ、多様性や男女平等をはじめとする人権教育を推進します。

国見町こども家庭センターの効果的な運営

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、子どもとその家庭及び妊産婦を対象とした実情の把握をサポートプラン等のツールを活用することで適切に行い、必要な調査や訪問等による継続的なソーシャルワーク*を実施します。また、関係機関と連携することで個に応じて効果的な支援を行います。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2024)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
要保護児童対策地域協議会登録件数	26 件	25 件	20 件

深める協働

児童相談所 警察署 各種教育機関

あなたができること

主担当課

福祉課

連携課

ほけん課

教育総務課

教育施設課

生涯学習課

政策2 生きる力を育むまち（義務教育）

施策
3-2-1

子どもの生きる力の育成

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 教育ビジョン
- 子ども・子育て支援事業計画



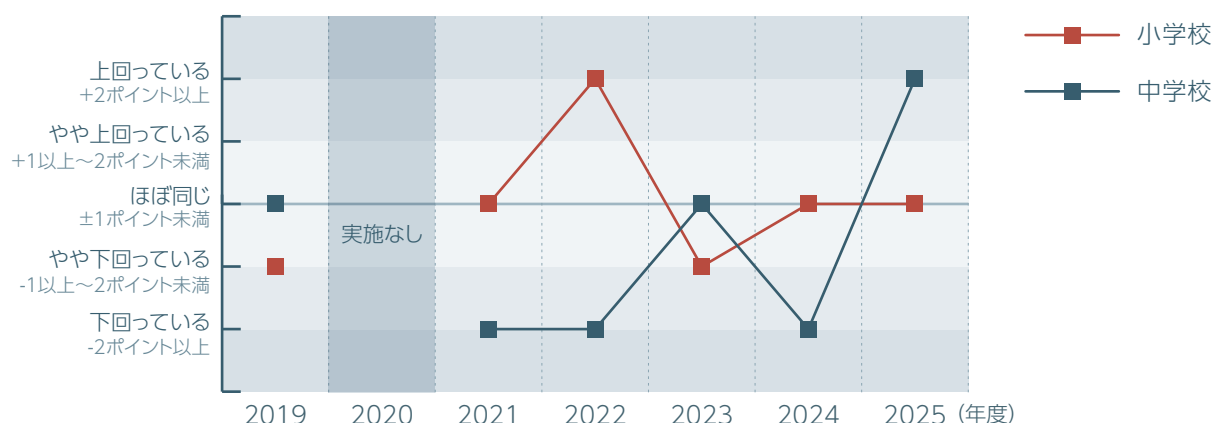
5年後の姿

すべての児童生徒が情報活用能力と言語能力に支えられた資質・能力を確実に身につけ、確かな社会性と豊かな心を備え、自己マネジメント力を発揮し、自己の良さに気づき、他者と協力しながら主体的に生きることができています。

現状と課題

- 児童生徒の学力については、全国や県と同程度ですが、学力の二極化の傾向が見られ、上位の子どもの割合が低くなっています。
- いじめ認知を積極的に行い、早期に子どもや保護者とのかかわることで早期解決に結びついていますが、SNS* 利用にかかわる生徒指導上の問題も発生し、思いやりと規範意識を醸成することが必要です。また、不登校及び不登校傾向の児童生徒の増加傾向が見られるため、関係機関と連携した組織的な対応が求められます。
- 体力・運動能力の二極化傾向が見られます。子どもの実態を的確に把握し、課題改善に向けた取組を継続的に行うことが必要です。

国見町における全国学力学習状況調査（国語）正答率比較



これからの取組

学力の向上



総合学力調査等の学力調査により変容を把握し、主体的、対話的で深い学びを実現する授業改善への支援を行い、学びを充実させ子どもの学力を向上させます。また、読書の習慣化により、国語力の向上（語彙力、読解力、表現力）を図ります。

豊かな心の育成



学級における人間関係づくりを基盤に、学校教育全体を通して社会性を育てます。また、家読*等読書の奨励に家庭と連携して取り組み、読書の習慣化を図り、豊かな人間性を醸成します。いじめの未然防止に向け、「国見町子どもいじめ防止条例」にそった実効性ある取組を推進します。

健康・体力の向上



体育科の時間を中心に運動量を確保し運動能力の向上を図ります。自分手帳を効果的に活用することで、児童生徒の主体的な生活習慣の形成、健康の保持増進、運動能力の向上を図ります。

重要業績評価指標（KPI）



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
全国学力学習状況調査の国語正答率比較※	ほぼ同じ	上回っている	上回っている
体力・運動能力調査結果比較値	小学校 -5.81 中学校 -3.12	小学校 -2.0 中学校 -1.0	小学校 ±0.0 中学校 +1.0
全国学力学習状況調査（質問紙） 「いじめはいけないことだと思う」	小学校 93.2% 中学校 94.5%	小学校 97.0% 中学校 97.0%	小学校 100% 中学校 100%

※ 福島県教育委員会基準 ほぼ同じ:±1ポイント未満 やや上(下)回っている:±1以上～2ポイント未満 上(下)回っている:±2ポイント以上

深める協働

学校 保護者 地域

あなたができること

主担当課

教育総務課

連携課

教育施設課

生涯学習課

政策 2 生きる力を育むまち（義務教育）

施策 3-2-2

地域とともにある教育

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 教育ビジョン
- 子ども・子育て支援事業計画



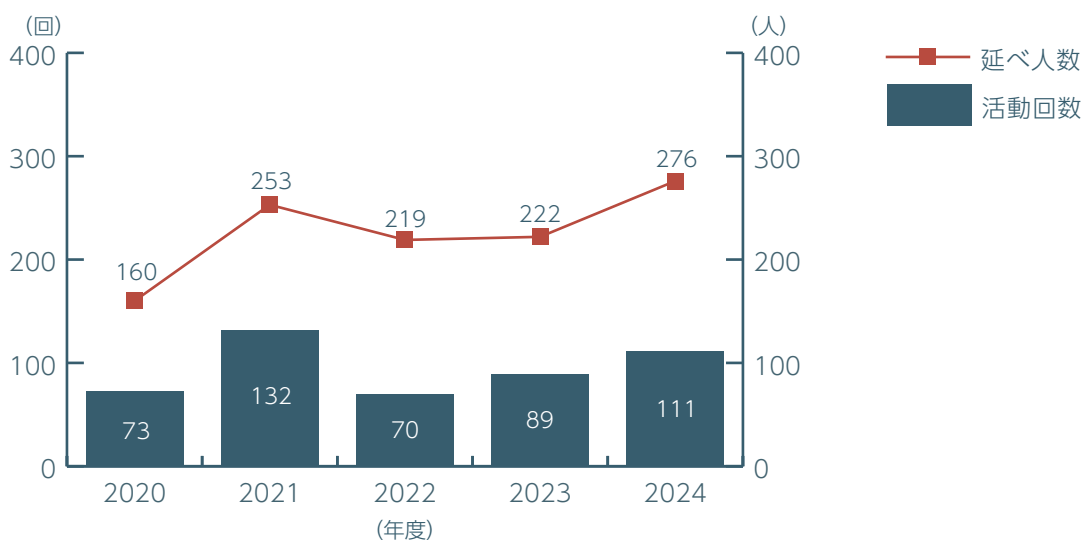
5年後の姿

学校、保護者、地域が一体となり、学校と地域の双方向の連携が図られており、学校を核とした地域づくりが形成されています。

現状と課題

- 学校教育の担う領域が広く多岐にわたることから保護者・地域の教育的なかかわりがより大切になってきています。
- 学校が一方的に支援を受けている状況から、学校や子どもが地域に何ができるのかという視点でなかかわりを見直す必要があります。
- 閉ざされた学校のみ環境では、国見町に生まれた子どもたちが国見町や地域のことを知らないまま大人になることが予想されます。地域との連携を強化し、開かれた学校とすることで児童生徒の能動的な郷土愛を醸成することが大切です。

学校支援ボランティア実績



これからの取組

コミュニティ・スクール*の推進・拡充

小学校・中学校・幼稚園がそれぞれ1つという特性を活かし、保育所を含めた4つの保育・教育機関を一体的に運営・協議し、その運営に保護者や地域が責任をもってかわることで学校・家庭・地域がそれぞれの立場で主体的に子どもの成長を支えます。

地域学校協働活動*と青少年健全育成

学校と地域の連携により子どもの多様な学びの充実、地域の活性化を図ります。子どもたちも地域活動にかかわることで、地域のひとと交流し社会の一員として役割を担います。また、公営塾を開設し、自ら学ぶ環境づくりとその支援を進めるとともに、放課後や休日の居場所を確保し、青少年の健全育成を促進します。

国見学（ふるさと学）の推進

地域の特色を活かし、課題解決・体験・探究型を中心とした多様な学習機会を持たせた国見学「国見を知り、国見を考え、国見で拓く」を推進することによって、これからの時代に必要とされる能力を育み、国見町への愛着と誇りを育てます。

重要業績評価指標（KPI）



指 標	現在値 (2024)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
学校支援活動の実施回数	111 回	120 回	125 回
学校支援活動参加者延べ人数	276 人	300 人	350 人
学校ボランティアの登録者数	51 人	60 人	65 人

深める協働

学校 保護者 地域

あなたができること

主担当課 教育総務課 教育施設課 生涯学習課

政策 2 生きる力を育むまち（義務教育）

施策
3-2-3

学習環境の充実

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 教育ビジョン
- ICT 教育推進基本計画 学校施設の個別施設計画
- 子ども・子育て支援事業計画



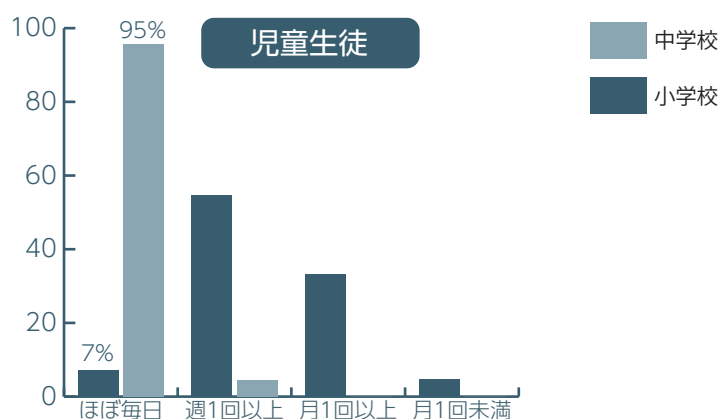
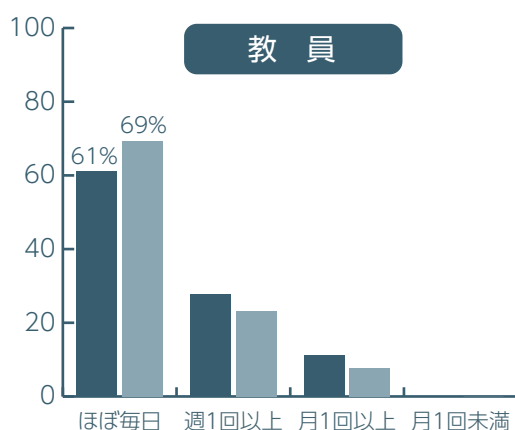
5年後の姿

社会の変化に対応した、安全・安心な生活・学習環境が提供されています。

現状と課題

- 国見町の ICT* 環境は国の計画水準より遅れており、早急に整備を進める必要があります。また、整備後の活用と適切な運用を図るため、人材の確保や教職員・子どもの ICTリテラシー* の向上への取組が必要です。
- 子どもたち一人ひとりが必要に応じた支援を受け、豊かな学びを保障するためには、スクール・カウンセラー* やスクール・ソーシャルワーカー*、特別支援教育支援員、スクール・サポート・スタッフ*、部活動指導員、ICT 支援員などの多様な専門スタッフの充実を図る必要があります。
- 施設の老朽化が進んでおり修繕・改修が必要となっています。児童生徒等がいきいきと活動し、学べるようにするためには、登下校時の安全対策及びスクールバス運行等を含めた総合的な安全対策と危機管理体制を検討する必要があります。

ICT 活用実態調査



これからの取組

ICT 環境の整備 **デ**

ネット環境やパソコン、拡大提示装置の整備、ICT 支援員の配置等一体的な整備を行うことにより、子どもたちの学びの充実と教員の指導力向上、校務運営の適正化を図ります。また、学校運営にかかわる多様なスタッフを配置することで、教員をサポートする体制を整え、学校力の向上を図ります。

個に応じた教育の推進 **強** **デ**

発達特性や家庭環境等によって、学校生活への適応が困難な子どもや不登校傾向の子どもが増加傾向にあることから、多様な専門スタッフを配置することで、個に応じた教育を推進します。また、ALT* や部活動指導員などをはじめとした専門的な技能や知識、指導力を持つ人材を配置し、豊かで多様な学びの機会を確保します。

適正な教育環境整備 **強** **デ**

認定こども園の整備とあわせて教育施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化した設備等の更新を進めることで適正な教育環境を提供します。また、遠距離の地区に対してはスクールバスを運行し、登下校の安全を確保します。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
教員の ICT 活用の実施回数 / 週	小学校 0 回 中学校 0 回	小学校 5 回 中学校 3 回	小学校 10 回 中学校 10 回
子どもの ICT 活用の実施回数 / 週	小学校 0 回 中学校 0 回	小学校 5 回 中学校 3 回	小学校 10 回 中学校 10 回

深める協働

地域の関係機関 地域団体 町内会

あなたができること

主担当課

教育総務課

教育施設課

連携課

生涯学習課

政策3 誰もがいつまでも学び続けられるまち（生涯学習）

施策 3-3-1

生涯学習の推進

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 教育ビジョン 図書館の基本的運営方針
- 図書館資料収集方針



5年後の姿

いつでも学びの機会を得る環境があり、学んだことを地域で活かせる機会も豊富です。

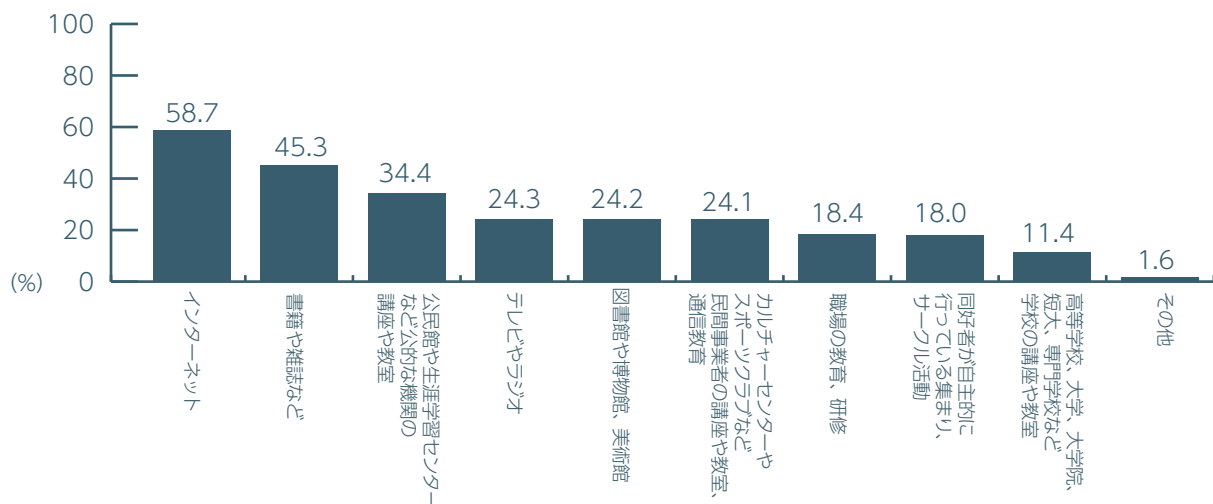
現状と課題

- 人生 100 年時代*といわれる現在、相対的に「学び」の期間も長期化しており、そのための基幹施設は図書館です。令和 2 年（2020 年）10 月に「国見町図書館」がオープンし、町民一人ひとりが読書に親しむ環境が整いました。
- 生涯学習講座では、これまでの知識や技術の習得を主としたインプット型の講座から、学習した成果を発表することや、習得した知識や技能を地域で活かす、アウトプット型の機会の確保が求められています。
- 生涯学習の機会の確保のため、ICT* や AI* を一層の活用した学習機会の創出やプログラム、カリキュラムの充実が求められています。

■ 生涯学習に関する世論調査（出典：内閣府生涯学習に関する世論調査（令和 4 年 7 月調査））



問「今後学習したい場所や形態」と解答した者のうち、その学習形式（複数回答可）



これからの取組

図書館の充実



読書が持つ、語彙力、想像力、思考力をはじめとした様々な効果をさらに醸成するため、図書館を核として「読書の町・国見」をめざす取組を進め、読書を楽しむ町民があふれ、読書を通じて各々の心の豊かさをはぐくみます。

アウトプット型学習の推進



これまでの「覚える」という学習方法から、「考える」ことを中心にしたアウトプット型学習にシフトすることで、学びの循環をつくります。

ICT を活用した生涯学習の創出



生涯学習活動を発展させるため、ICT や AI 技術を活用した学習・活動機会の提供、支援に取り組むとともに、この技術を活用できる人材の育成に取り組めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
図書館の書籍貸出冊数 (100 人当り)	160 冊	200 冊	250 冊
町民講座の参加者数	38 人	50 人	80 人

深める協働

町民 民間事業者 関係団体

あなたができること

主担当課 生涯学習課

政策3 誰もがいつまでも学び続けられるまち（生涯学習）

施策 3-3-2

芸術文化の振興

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 教育ビジョン



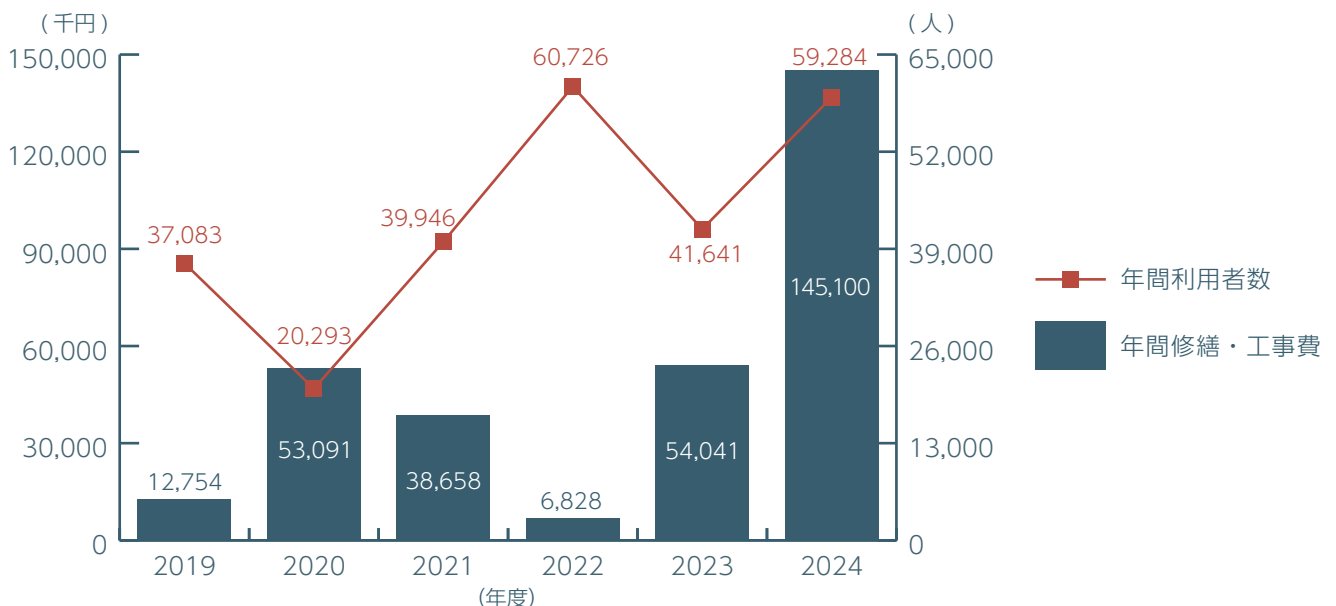
5年後の姿

文化・芸術団体が芸術文化の意義を理解し、自主的・継続的に活動しています。

現状と課題

- 芸術文化の振興を図るため、文化施設の効率的な運営と文化・芸術団体への支援育成が必要です。
- 地域住民の文化活動の拠点である観月台文化センターの老朽化により、維持管理費が増大しています。町民一人ひとりが長寿命化と維持を意識した使用を心がける必要があります。
- 生活・娯楽が多様化し、たくさんの情報があふれる現代社会において、普段から気軽に芸術文化に触れ、活動に参加できる機会や環境を創出する必要があります。

■ 観月台文化センター年間修繕・工事費と利用者の推移



これからの取組

文化・芸術団体への支援



文化・芸術関連の自主的な団体活動を活性化させるため、成果発表の機会の提供や後援などによる事業支援を通して、文化団体の育成・支援を進めます。

観月台文化センターの整備充実



町内の文化団体等の活動促進と有事の際の避難場所として、観月台文化センターの施設・設備の機能を維持・向上させるとともに、施設機能のあり方を再検証し、時代に即した整備を行って地域住民の文化活動を推進します。

参加・鑑賞・発表機会の確保



観月台文化センターの環境を活かし、町民が文化・芸術に直接参加・鑑賞・発表できる機会の充実に努めるとともに、広域での共同使用など効率的な施設運用を検討します。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
観月台文化センターの利用者数	37,083 人	45,000 人	50,000 人

深める協働

町民 文化団体連絡協議会 民間事業者 関係団体

あなたができること

主担当課

生涯学習課

連携課

福祉課

教育総務課

教育施設課

政策3 誰もがいつまでも学び続けられるまち（生涯学習）

施策
3-3-3

スポーツの推進

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 教育ビジョン



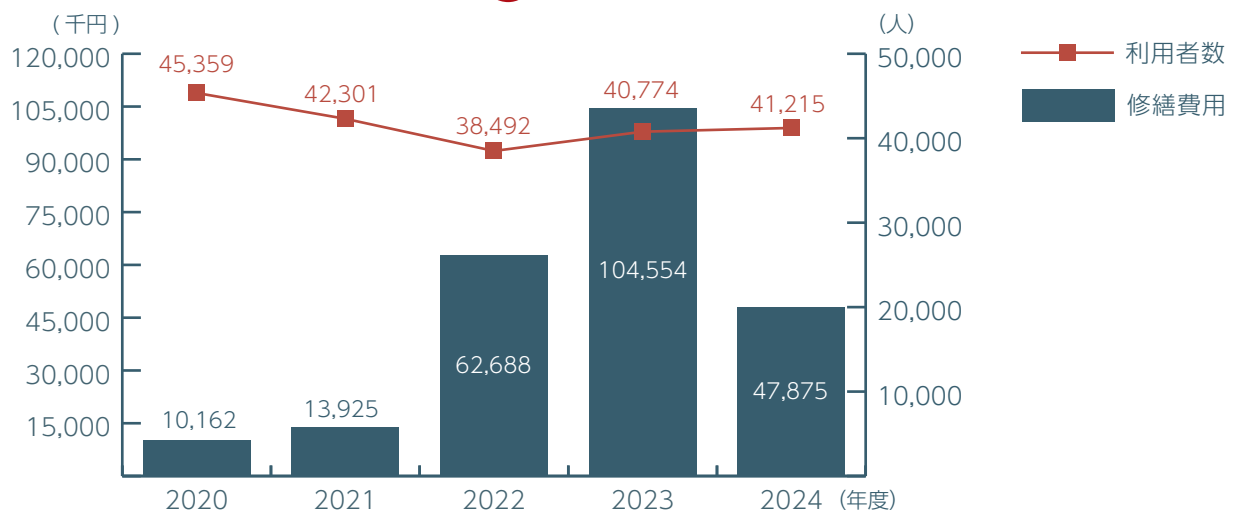
5年後の姿

町民の運営によって、誰でも、いつまでも、スポーツを楽しむことができます。

現状と課題

- 急速な少子化により、スポーツ少年団等の活動が困難になっており、幼少期のスポーツ教育に支障をきたす可能性があり、多様化するスポーツのニーズに対応するには、町民自らが主体的に行動する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランス*の推進などによる余暇時間の増加により、それぞれのライフステージでスポーツに親しむことのできる環境が求められています。
- スポーツ施設の老朽化によって維持管理費が増しており、施設の維持費の確保や使用料の徴収が課題となっています。
- 人口減少や高齢化の背景もあり、フルセット行政*からの脱却が必要となっており、近隣市町村との広域的な施設の共有化を進める必要があります。

■ 体育施設の利用者数と施設修繕費用



これからの取組

総合型地域スポーツクラブ*との連携及び運営支援

地域住民が参画し、スポーツクラブの運営に携わり、運営スタッフや指導者を育成するためには、地域人材の確保が必要となります。地域の現状に応じたスポーツ活動を維持するため、町との連携や町の課題に対応できる体制の構築など、人的・財政的な支援を進めます。

スポーツ機会の充実と体育施設の維持管理 **強**

体育施設を有効に活用し、町民のライフステージにあわせた多様なスポーツと触れあう機会を充実させるとともに、町内のスポーツ団体等の活動を支援します。また、老朽化した施設の計画的な維持管理を進めることで長寿命化を図り、スポーツ機会の充実と並行して災害時の避難場所としての活用を進めます。

広域共同利用の推進 **デ**

施設の老朽化に伴う維持管理費や修繕・改修費の増大や多様化する町民ニーズに対応するため、近隣自治体との施設の共同利用化を進めることで、施設の効率的な運用につなげます。また、公共施設予約システムの近隣自治体との共同利用、電子決済の利用促進を図るとともに、電子キーの導入などのDXを進め、広域的な共同利用を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
社会体育施設の利用者数	62,552 人	65,000 人	70,000 人

深める協働

町民 体育協会 総合型地域スポーツクラブ

あなたができること

主担当課

生涯学習課

連携課

ほけん課

福祉課

教育総務課

教育施設課

政策3 誰もがいつまでも学び続けられるまち（生涯学習）

施策
3-3-4

歴史まちづくりの推進

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 歴史文化基本構想 歴史的風致維持向上計画
- 阿津賀志山防塁整備基本構想
- 史跡阿津賀志山防塁第Ⅰ期整備基本計画・下二重堀地区計画



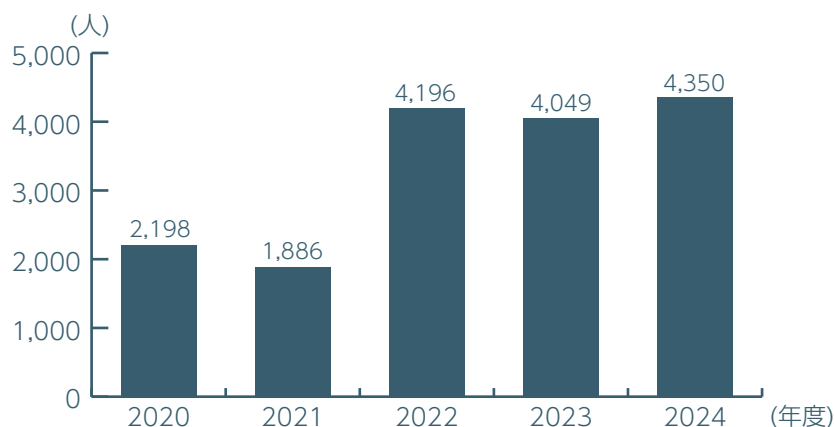
5年後の姿

地域固有の歴史や伝統を反映した活動と歴史的風致の維持・向上、次世代への継承が図られ、歴史を活かしたまちづくりが行われています。また、文化財等は歴史観光資源として活用が進んでいます。

現状と課題

- 令和7年（2025年）3月に「国見町歴史的風致維持向上計画（第2期）」の認定を受けて歴史を活かしたまちづくりを推進しています。
- 情報発信・周遊の拠点として「道の駅国見あつかしの郷」や「あつかし歴史館」を整備するとともに、シンポジウムやワークショップの開催により歴史まちづくりの啓発に努めた結果、町内における令和元年（2019年）時点の計画認知度は33.2%となりました。来町者に対する観光の魅力を増大させるため、拠点を活かした情報発信を行うとともに、周遊性の向上と案内機能の充実を図る必要があります。
- 阿津賀志山防塁をはじめとした町内の貴重な文化財等を後世に継承していくとともに、これまでの調査で把握した歴史的建造物などを、今後どのように保存・活用していくかが課題となっています。

■ あつかし歴史館（国見町文化財センター）利用者数



これからの取組

意識向上と情報発信の推進



町外の観光客が「道の駅国見あつかしの郷」や「あつかし歴史館」を基点に町内の文化財を効率良く観光できるよう、案内看板や案内ガイドの充実を図ります。また、町ホームページやSNS*などにより、歴史まちづくりについての周知啓発と認知度の向上を図るとともに、ふるさと学習「国見学」をはじめとした学習機会の提供と内容の充実を図ります。

文化財等の保存と活用の推進



阿津賀志山防塁をはじめとした文化財等を後世に伝えるため、必要な防災対策を講じ、適切な維持管理に努めるとともに、保存継承の担い手の育成に努めます。また、観光資源や教育活動の場として活用を推進するとともに適切な環境整備を行います。

歴史的建造物の保存と周辺整備



これまでの調査で把握した建造物を保存していくため、歴史的風致形成建造物等の指定を進めます。また、旧宿場町の良好な景観形成とにぎわいのある空間の創出を図ります。

重要業績評価指標（KPI）



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
くにみ案内人（文化財ボランティア）利用者数	250 人	300 人	350 人
あつかし歴史館（国見町文化財センター）利用者数	2,198 人	2,600 人	3,000 人

深める協働

歴史まちづくりフォーラム 郷土史研究会 二重堀サポートネットワーク 各保存会

あなたができること

主担当課

企画調整課

連携課

建設課

教育総務課

生涯学習課

政策1 おいしい農産物のあるまち（農林業）

施策 4-1-1

農業生産基盤の整備充実

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 地域計画 農業振興地域整備計画



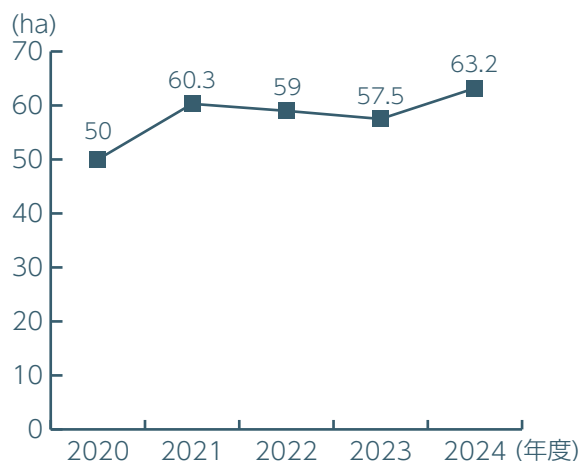
5年後の姿

農業経営者が希望とゆとりをもって農業を経営し、国見町の風土に適した豊かな農産物が盛んに生産されています。

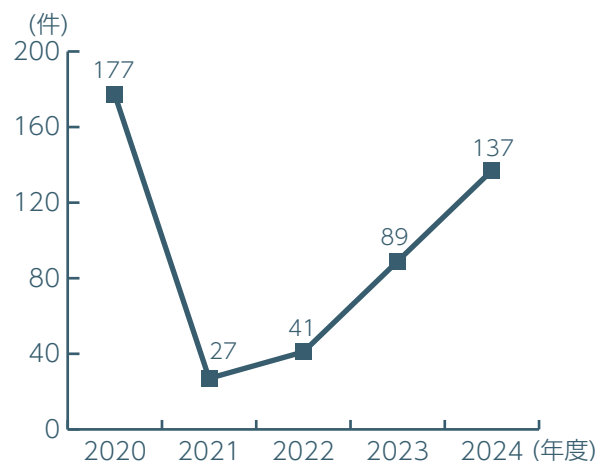
現状と課題

- 年々農業就業者の高齢化と後継者不足が進み、耕作放棄地や遊休農地の増加、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増えています。
- 老朽化が進む農業水利施設や農道等の農業生産基盤の持続的な保全管理が求められています。
- 耕作放棄地の増加や里山林の手入れの遅れ、狩猟者の高齢化や新規参入者の減少により、有害鳥獣による農作物被害が増加しています。

■ 遊休農地面積 (更新)



■ 有害鳥獣捕獲数 (更新)



これからの取組

農業生産基盤の整備

スマート農業*など最新技術の導入によって生産性の高い農業生産基盤の整備を推進し、効率的な農業経営の改善を図ります。また、今後老朽化が進む排水機場やため池、水路、渇水対策施設等の農業水利施設、農道や林道等の維持管理が増加するため、それぞれの機能診断を行い、その結果に基づいた施設の整備補修による長寿命化やライフサイクルコスト*の低減を図るとともに受益者と連携しながら保全管理を推進します。

多様な人材による地域の共同活動

農業・農村を有する国土や自然環境の保全、良好な景観の形成等中山間地域や多面的機能を維持していくため、日本型直接支払制度*を活用して多様な人材による地域の共同活動を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。

農作物の有害鳥獣被害防止

サル、イノシシ、クマをはじめとする有害鳥獣により、農作物の被害が拡大しています。侵入防止柵の維持・管理の支援とICT*技術の活用、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりや有害鳥獣に対する地域住民の意識の醸成に努め、民間企業とも連携しながら対応を進めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
スマート農業導入件数	0 件	5 件	10 件
地域資源の保全活動に取組んだ件数	4 件 (2020)	5 件	5 件
有害鳥獣による農作物被害額	661 千円	500 千円	400 千円

深める協働

農業者 民間事業者 ふくしま未来農業協同組合 西根堰土地改良区 鳥獣被害対策実施隊

あなたができること

主担当課

産業振興課

連携課

建設課

政策1 おいしい農産物のあるまち（農林業）

施策 4-1-2

担い手の育成と経営支援

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 地域計画
- 農業振興地域整備計画



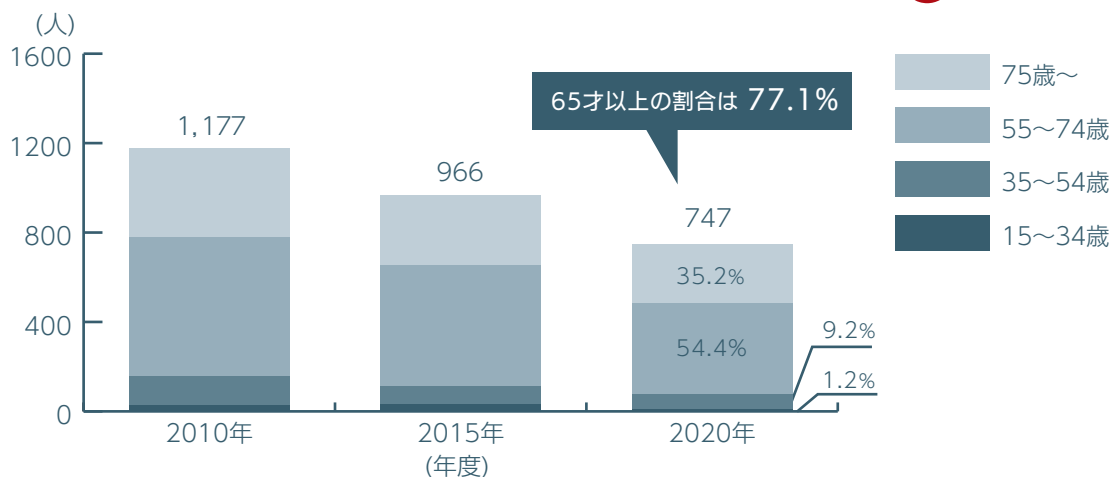
5年後の姿

専業、兼業問わずに農業に従事する方が増えており、人手不足が解消されています。また、農業法人も増えています。

現状と課題

- 国見町の農業従事者平均年齢は 67.8 歳と高く、34 歳以下の若手農業者については、全体の 3.3% となっており、高齢化や後継者不足などにより人手不足が深刻な課題となっています。
- 担い手となる農家が農業経営を拡大していくためには、農業経営の近代化・法人化及び農地の利用集積により効率的な農業経営ができるようにしていくことが必要です。
- 農業後継者や地域農業の中心となる認定農業者*の育成が重要です。新たに農業を志す人たちのためにも、魅力ある農業環境づくりや人材の育成体制を充実する必要があります。

農業従事者の推移及び年齢構成（出典：農林水産省「農林業センサス」再編加工）



これからの取組

くにみ農業ビジネス訓練所の活用



農業の担い手育成のため、くにみ農業ビジネス訓練所において新たに野菜栽培に取り組む農業者や新規就農希望者等に対して野菜栽培の基礎、実践技術の研修を行うとともに、地域に密着した施設として、親子収穫体験やあつかし農友会との連携事業などを実施し、農業を基軸とした多様な分野に貢献できるよう取り組みます。また、現在の運営方式等について見直しを進めます。

農業経営への支援



農業経営者向けの融資制度を利用し、農業経営に必要な施設・機械などの購入を促進し、スマート農業*の推進やICT*の推進に努めるとともに、耕作放棄地を減少させるため、農地の集約化及び農業団体の活動を育成・支援し、合理的かつ安定的な農業経営の確立を促進します。

新規就農者のマッチング



新たに農業を始めたい人と農家をつなぐことで新規就農者の農業参加の間口を広げ、農家の担い手の育成と人手不足解消をめざします。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
新規就農者数 (単年度)	1 人	8 人	10 人
耕作放棄地の面積	67 ha	65 ha	63 ha
農地の集積面積	562 ha	565 ha	568 ha

深める協働

農業者 ふくしま未来農業協同組合 国見まちづくり株式会社 農業法人

あなたができること

主担当課 産業振興課 農業委員会

政策1 おいしい農産物のあるまち（農林業）

施策 4-1-3

ブランド開発と販路拡大

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 地域計画 農業振興地域整備計画



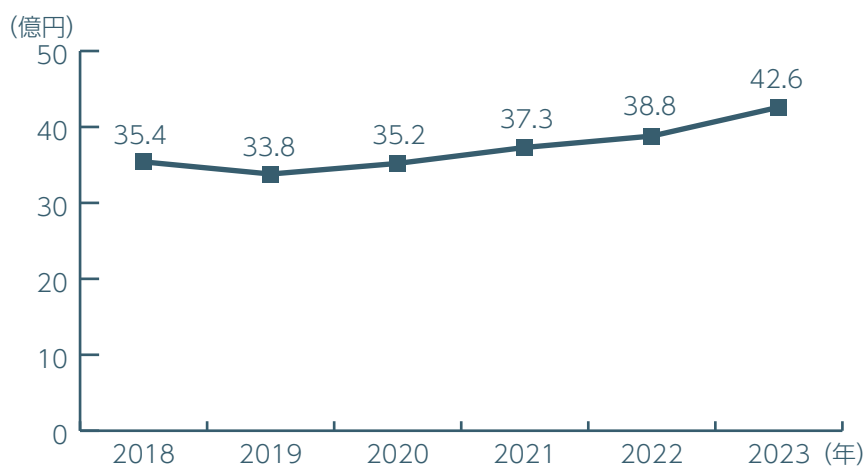
5年後の姿

おいしい農産物を積極的に販売し、農業経営者が儲かり、経営が安定します。また多くの方が国見町を知ることにより交流人口が増加しています。

現状と課題

- TPP 協定 * などによって、食をめぐるグローバル化が一層進展している一方で、パンデミックや災害時等に対応できるよう、食糧の生産基盤の強化が見直されており、食料自給率や自給力の向上を図ることが必要とされています。
- 社会構造やライフスタイルの変化によって食に対する消費者ニーズの多様化や高度化が進んでいます。

■ 農業産出額（総額）（出典：農林水産省東北農政局「市町村別農業産出額（推計）データベース」）



これからの取組

特産品開発の支援

町内で生産された安全・安心で高品質な農産物や加工品の開発を進めるとともに、農産物加工施設「momo・co」を活用した特産品開発を支援し、高付加価値化を推進します。

地場製品の販売拡大及び情報発信

首都圏や名古屋圏で開催する商談会や物産展などに参加し、販売を拡大するとともに地場製品のプロモーションと情報発信を進めます。

ローカルファースト*（地元消費）の推進

農産物の地産地消をさらに推進し、地域内循環による消費を拡大します。あわせて域外への販売も強化します。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
農産物の販売金額	13.8 億円	14.0 億円	14.2 億円

深める協働

国見まちづくり株式会社 民間事業者 ふくしま未来農業協同組合 連携協定締結市町村 県 国

あなたができること

主担当課 産業振興課

政策 2 魅力あふれる働きがいのあるまち（商工観光）

施策 4-2-1

商業の活性化

関連計画

— デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



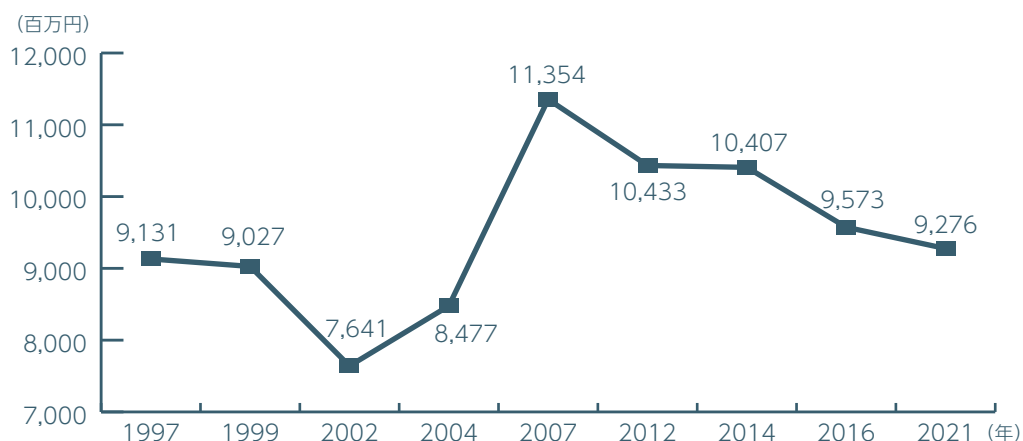
5年後の姿

商店街ににぎわいがあり、地域コミュニティの核となっています。

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行、消費者ニーズの変化やライフスタイルの多様化などにより、商業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。特に藤田商店街は、空店舗の増加による空洞化が進むなど、商業機能の低下がみられます。
- 物価高騰により、様々な業種に影響が及んでおり、経営の安定とともに消費者のニーズや新しい生活様式への対応が必要となっています。
- 商業は町民の生活を支えるだけでなく、雇用やにぎわいを生み、地域コミュニティに活力を与える重要な役割を担っていることから、消費者ニーズに対応したサービスの向上や、経営者・従業員の意識改革、後継者の育成、情報発信など将来を見据えた商業の振興が求められています。

■ 年間商品販売額（小売・卸売業）（出典：e-Stat 令和3年経済センサスより）



これからの取組

商店街のにぎわい創出

商店街の空店舗に対して出店や起業の誘導・支援を行うとともに、魅力ある店舗の存続を支援することで、商業の活性化をめざします。

生活・行動変容への対応

物価高騰やパンデミック※、災害等においても経済活動が滞らないよう、国・県等と協力して支援策を検討します。

経営支援とローカルファースト*(地元消費)

商工会や金融機関などの関係機関との連携により、経営の効率化、人材や後継者の育成、融資制度等の充実などを図り、継続的に安定した経営が行えるよう支援を進めるとともに、商工会や事業者による販促活動やキャンペーン等の取組の支援や道の駅国見あつかしの郷との連携により、地元消費の喚起と購買力の流出防止を進めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
空店舗を活用した出店・起業数	0 件	3 件	5 件

深める協働

町民 商工会 国見まちづくり株式会社 金融機関等

あなたができること

主担当課 産業振興課

政策 2 魅力あふれる働きがいのあるまち（商工観光）

施策 4-2-2

企業誘致と起業者支援

関連計画

- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画



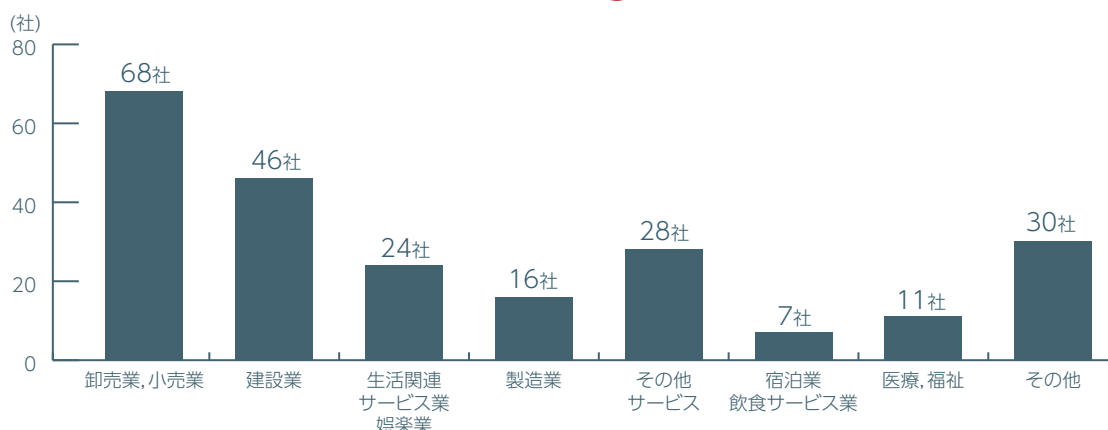
5年後の姿

事業者の経営が安定することで新たな雇用が生まれ、地域の活性化につながっています。また、新規起業者が増え、地域の特性を活かした新産業が創出されています。

現状と課題

- 創業支援事業計画に基づき、商工会、金融機関と連携した創業セミナーの開催や相談窓口の設置など、創業・起業者を支援してきましたが、人材確保や育成、販路の確保・拡大に課題を抱えています。また、企業誘致をするための適地が少ないといった課題があります。
地域経済活性化や雇用の創出を図るため、既存事業者に対する経営安定の支援や企業立地適地を確保する取組が必要です。
- 既存産業の構造変化が進む中で新しい産業が期待されています。国見町においても新規産業の積極的な誘致や、企業育成のための基盤整備、成長性の高い産業の支援・情報提供などの施策づくりが課題となっています。
- パンデミックや災害等に対応できるよう、在宅勤務やテレワーク*オフィス、サテライトオフィス*などの新たな働き方の取組が進んでいます。

国見町の産業構造（出典：2021（経済センサス活動調査））



これからの取組

企業誘致と経営基盤の強化

国道4号や東北自動車道などの良好な交通環境を活かし、企業立地適地を確保するための開発手法を検討しつつ、新産業を含む優良企業の誘致を進めるとともに、既存企業、関係機関、団体との連携を強化し、あわせて各種支援制度や融資制度の活用を進め、企業の経営基盤強化を図り、競争力のある企業を育成します。また、新規起業家やベンチャー企業*の育成・支援に取り組むことで、イノベーション*を促進し、地域の特性を活かした企業誘致と産業の育成を図ります。加えて、新規起業家への支援制度の充実や情報発信を強化します。

新しい働き方への環境整備

空家や空店舗を活用したテレワークオフィスやサテライトオフィス等の施設整備への支援やモデル事業の取組を進め、柔軟性を持ちながら多様な働き方に対応できる環境の整備を進めます。

重要業績評価指標（KPI）



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
新規創業者数	0 件	3 件	5 件
企業誘致数	0 件	0 件	3 件

深める協働

商工会 民間事業者 県 国

あなたができること

主担当課

産業振興課

連携課

企画調整課

建設課

政策 2 魅力あふれる働きがいのあるまち（商工観光）

施策 4-2-3

道の駅利活用と観光振興

関連計画

— デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



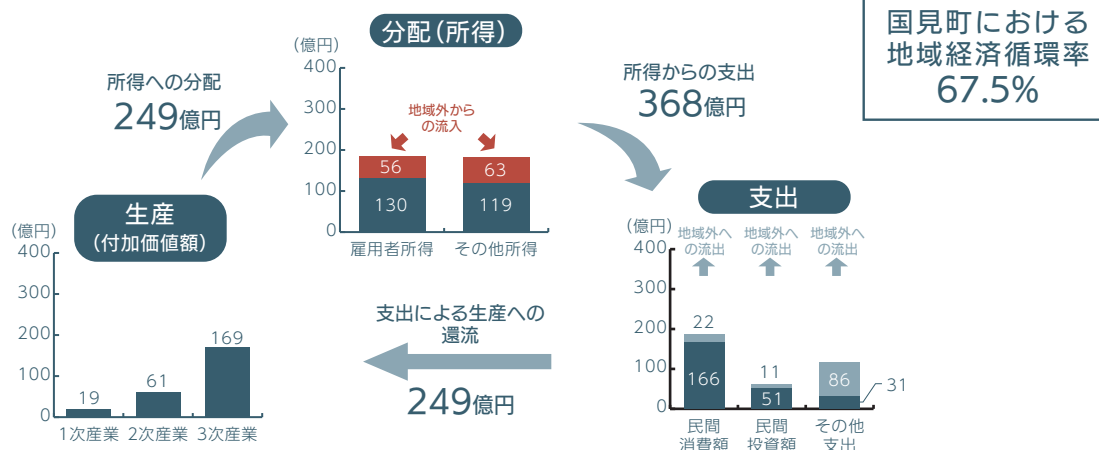
5年後の姿

国見町への誘客や交流人口が増え、「道の駅国見あつかしの郷」を核として産業・観光・経済の各分野が循環し、にぎわいのあるまちが創出されています。

現状と課題

- 「道の駅国見あつかしの郷」には、年間約 150 万人が来場するなど、国見町への誘客を増やしており、この効果をさらに町全体へ波及させる取組が必要です。また、地域経済の維持・発展には、地域の「ヒト・モノ・カネ」を地域内で活用することに加え、地域産品の地域外への販路拡大により、地域経済の好循環を生み出すことが必要です。
- 産業・観光・経済に携わる各種団体相互の連携・調整が必ずしも十分に図られておらず、戦略的なマーケティング*に基づく誘客に至っていません。また、インバウンド*需要は日本全体で大きなマーケットとなっていますが、国見町においてはその受け入れ態勢が整備されていません。
- 人々の生活様式や行動様式が変化したことから、観光分野などのビジネス、サービスもこれを想定した姿に転換する必要があります。また物価高騰やパンデミック、災害等に対応できるビジネス、サービスを構築する必要があります。

■ 地域経済循環率（2015 年 / 単位：億円）（出典：2018（RESAS））



これからの取組

道の駅の利活用とローカルファースト*（地元消費）

道の駅が及ぼす地域効果を客観的に捉えるため、利活用の状況を分析し、その効果を産業・観光・経済分野等へつなげるとともに、地域で消費されるものを地域で生産する地産地消と消費者の消費行動を連動させ、さらに、地域外から獲得した資金を地域内で循環させることにより、地域に雇用と所得を持続的に生み出す自立的な経済循環の構築を進めます。

観光客の行動変容への対応

観光客の行動様式に対応できるよう柔軟な組み合わせによる効果的な誘客、高い付加価値と安全・安心を担保した対面型プランなどの企画を進めます。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
道の駅交流人口	1,526 千人	1,550 千人	1,600 千人

深める協働

町民 地元民間事業者 国見まちづくり株式会社

あなたができること

主担当課

産業振興課

連携課

企画調整課



政策1 身近で信頼されるまち（行財政）

施策
5-1-1

持続可能な行財政運営

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 公共施設等総合管理計画
- 個別施設管理計画



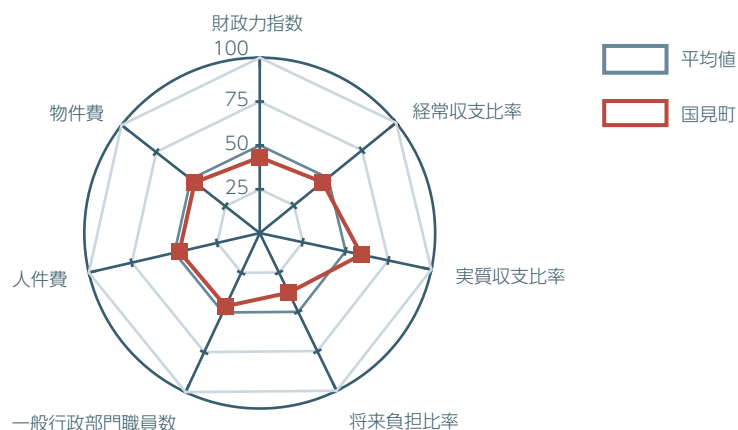
5年後の姿

社会や経済の変化に対応した、効率的・効果的な行財政運営が行われており、最小のコストで質の高い施策により、町民の利便性も向上しています。

現状と課題

- 多様な町民のニーズに応えるためには、時節にあった組織体制、職員配置、情報公開、情報発信を進める必要があります。また、限られた行政資産を最大限に活かすためにも、民間活力（地域住民や企業、関係団体など）と連携し、互いに相乗効果をもって課題に取り組むことが必要です。
- 国見町における個人住民税の収納率は99%を超え、県内全域でみても高い収納率ですが、超少子高齢化及び人口減少により、町税等の自主財源が減少する中で、扶助費等の経常経費は増加しており、ふるさと納税等の自主財源の確保や国・県と連携した財源の確保、企業版ふるさと納税制度を活用した事業展開、適正な受益者負担など、あらゆる財源の確保に努める必要があります。
- 公共施設等の維持管理に関しては、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、財政状況も踏まえた横断的なトータルマネジメントを推進する必要があります。

■ 主要財政指標比較レーダーチャート 2021～2023年度（出典：統計 Dashboard）



これからの取組

持続可能な行政運営と情報公開

時代にマッチした柔軟な組織となるように随時見直しを行うとともに、事業の必要性、優先度、費用対効果を確認し、あわせて、議会、監査、町民のチェックと情報の公開に努めます。また、民間企業や各種団体との連携を強化し、むだのない行政運営をめざします。

適正課税と自主財源の確保

町税の適正課税と適切な徴収により高い収納率を維持するとともに、受益者負担の見直し、ふるさと納税や企業版ふるさと納税などの制度を有効に活用した、あらゆる自主財源の確保に努めます。

公共施設等の維持管理

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、財政状況も踏まえた横断的なトータルマネジメントを推進するとともに、適正な受益者負担により施設の維持管理を図り、不用な財産は積極的に統合・用途廃止します。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
ふるさと納税額	136 百万円	171 百万円	330 百万円
将来負担比率	41.6%	27.9%	5.0% 以内

深める協働

町民 民間事業者 関係団体

あなたができること

主担当課

総務課

連携課

企画調整課

税務課

会計課

政策 1 身近で信頼されるまち（行財政）

施策 5-1-2

職員の人材育成

関連計画

- ー デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- ー 特定事業主行動計画 障がい者活躍推進計画
- ー 人材育成基本方針



5年後の姿

職員が能力を十分に発揮し、いきいきと業務にあたることで、町民ニーズに対応でき、町民から信頼される自治体となっています。

現状と課題

- 行政課題が複雑化・多様化・高度化しており、地域課題に的確に対応できる人材の育成が求められています。
- これまで以上に、環境の変化に柔軟に対応し、町民の視点に立って町の課題を的確にとらえ、業務遂行に必要な能力と意欲のある人材が求められています。職員の採用についても、これまでの手法だけにとらわれない採用方法の検討も必要です。
- 情報化が進んだことによって、過去の経験や成功事例が普遍化・陳腐化するスピードが加速しており、職員に求められる能力についても変化しています。

現在の職員研修の内容



研修の区分	研修の種類	回数等（2024 年度）
○ J T 研修 *	新規採用職員研修	2 回 / 年
○ f f - J T 研修 *	主にふくしま自治研修センター の各課程を受講	32 人 / 年
D X 人材育成研修	D X 推進リーダー育成研修	0 人 / 年

これからの取組

人材育成のための多様な研修 デ

〇JT 研修、Off-JT 研修、デジタル人材育成研修等の機会をバランスよく設け、異業種への研修にも積極的に参加させることにより、行政分野に固まらない複眼的な視点を持った職員の育成を進めます。また、組織として職員の自発性を引き出す環境づくりを進めます。

求められる職員の採用

職員の人材確保には、採用にかかる広報活動を全国的・戦略的にを行い、かつ、これまでにこだわらない評価手法による採用に取り組みます。あわせて障がい者雇用にも取り組みます。

柔軟な業務体制の構築 デ

各職員の業務量と内容を的確に把握するとともに、効率的かつ効果的に事務事業を遂行するために、適正な定員管理と政策別委員会の有効活用、デジタル技術を活用した業務の効率化など新たな変化に柔軟に対応できる組織機構の構築を進めます。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
〇JT 研修実施回数	1 回	3 回	5 回
Off-JT 研修参加率	25%	50%	70%
DX 人材育成研修受講者数 (延べ)	-	-	100 人

深める協働

民間団体 県 国

あなたができること

主担当課

総務課

連携課

すべての課

政策 1 身近で信頼されるまち（行財政）

施策 5-1-3

効果的な広報広聴

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



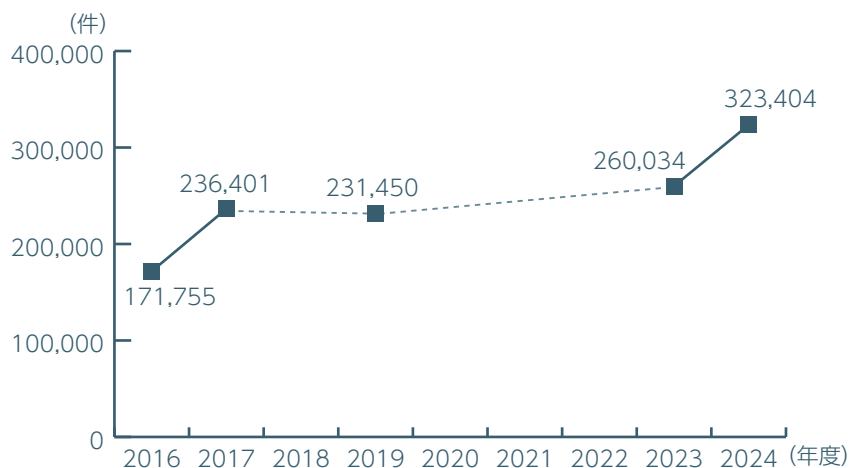
5年後の姿

町民誰もが町政の現状を把握でき、町政への理解とまちづくりへの参加意識が高まり、幅広い意見を把握し、町政へ反映できています。

現状と課題

- 町の施策や事業に関する情報は毎月発行する「広報くにみ」をはじめ、町公式ホームページやSNS*等の様々なメディアを活用して町民に提供しています。
- 町民が積極的に町政に参加できる環境づくりのため、町や地域の情報はタイムリーで的確に提供することが必要であり、即時性、広域性、拡散性などの各種情報発信媒体の特性を活かし、町の魅力やイベント情報、災害情報などを、各世代、地域などのターゲットに応じて発信することが求められています。
- 双方向コミュニケーションを向上させるため、町民との対話を通じて広聴による町民ニーズを把握し、政策に反映させることが重要となっています。

町ホームページのアクセス件数



※ 2018年、2020年、2021年、2022年は集計方法が異なっていたため実績値なし

これからの取組

| 広聴活動の充実



平常時の広聴活動を強化することで町民の意見を幅広く政策・施策に反映させます。また、対話を通じた各種懇談会や座談会などを通して、町民と行政との深いパートナーシップを構築し、まちづくりを進めます。

| 効果的な情報発信



「広報くにみ」などを通して、町に関心を持ってもらい、魅力を感じてもらえるよう、正確性はもとより、デザイン性や検索性に配慮した見やすく、わかりやすい誌面づくりに努めます。

| 広報手段の多様化



公式ホームページはもとより、既存の公式 X（旧ツイッター）、公式フェイスブック、公式Instagramなどのプル型 SNS*に加えプッシュ型 SNS*の公式 LINE を活用し、それぞれの長所を効果的に組み合わせることで、横断的で効果的な情報発信に取り組みます。

■ 重要業績評価指標（KPI）



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
国見町ホームページのアクセス件数	231,450 件	370,000 件	400,000 件

深める協働

町民 報道機関

あなたができること

主担当課

総務課

連携課

すべての課

政策2 力をあわせてつくるまち（協働）

施策 5-2-1

協働のまちづくりの推進

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



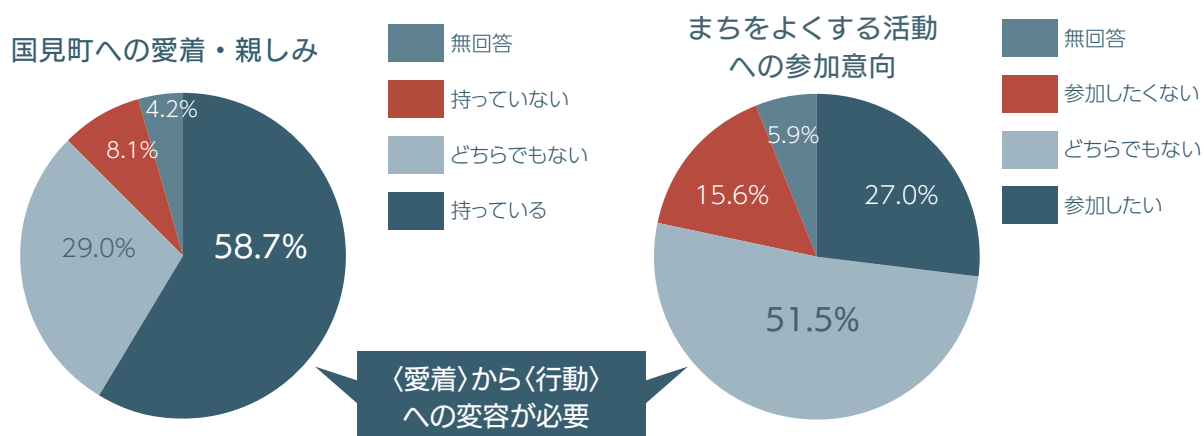
5年後の姿

年齢問わず一人ひとりが町政に関心を持ち、自ら「やりたいこと」が発言でき、実践できる土壌ができています。

現状と課題

- 町民、民間事業者、議会、行政が直接対話をする機会が限られており、このことから縦割りの関係性となっている問題があります。
- 地域での防災、防犯、子育てなどの自主的な活動を進めていくためには、そのまとめ役が必要ですが、人口減少、少子高齢化により人材が不足している現状もあり、地域の人材育成も急務となっています。
- 公共領域の課題を自主的に解決しようとする町民や企業の関心もあり、自らが町を支える視点を持って、まちづくりを担う側に立つ方向へと役割意識が大きく変化してきていることから、町民、企業、行政が信頼関係に基づくパートナーシップを築き、知恵や技術、資金などの資源を出しあって、課題を解決していくことが必要です。

国見町地域プロモーションアンケート（2017年）



これからの取組

座談会の開催



町民、民間事業者、議会、行政から多様な人が自由で気軽に参加できる「座談会」を開催し、対話を通して縦割りの関係性をなくすことで、様々な立場からの意見を町政に反映させるとともに、協働を創出します。

まちづくり人材の育成



まちづくりの様々な分野において意欲を持って活動する人材・担い手を継続的に確保・育成するため、次世代の人材育成や実践の場を提供するとともに、町民一人ひとりの能力が年齢、性別、国籍にとらわれずに地域の中で活かされる環境づくりを推進します。

協働型事業やコミュニティ活動への支援



分野横断的に協働型事業を展開し、町民、民間事業者、行政、各種関係機関それぞれがまちづくりへの「参加者」から「主体者」へとなることで協働型のまちづくりを展開します。

また、様々な分野における公共課題の解決のため、町民や団体が自主的に実施するコミュニティ活動に対し、支援体制を整えて、安定的・継続的に行われるための活動支援を行います。

重要業績評価指標 (KPI)



指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
座談会の参加者数 (年間・延べ)	0 人	100 人	500 人

深める協働

町民 民間事業者 関係機関

あなたができること

主担当課

総務課

企画調整課

連携課

すべての課

政策2 力をあわせてつくるまち（協働）

施策
5-2-2

人権の尊重

関連計画

ー デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



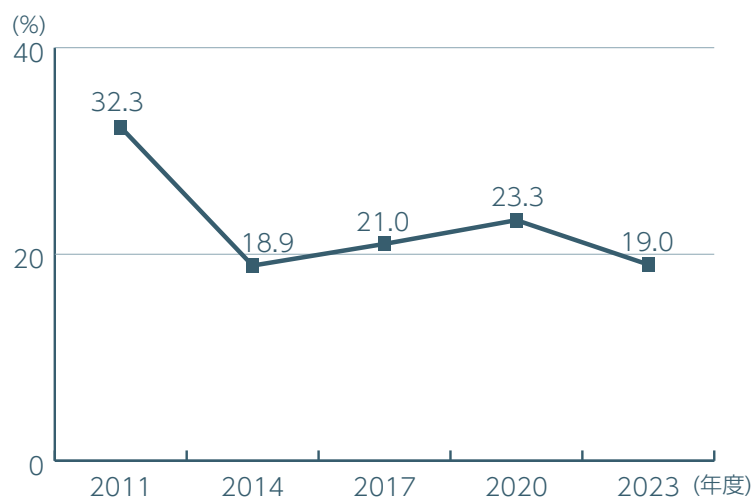
5年後の姿

あらゆる差別や偏見がなく、町民が互いに尊重しあうまちになっています。

現状と課題

- 女性、子ども、高齢者、障がい者などに対し、差別や偏見を持つことや、最近では、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見、さらに、外国人に対する差別やインターネットでのヘイトスピーチ*などの手法で差別的行動を行う人も現れています。
- 一人ひとりが、多様化する差別や偏見に対して、自分ごととして理解し、問題解決に向けて自分で行動できるようにし、社会もそのような環境にすることが必要です。
- 高齢者や子どもなどの虐待の増加は社会問題化しており、人権のみならず命を守るための対策が急務となっています。

■ 差別を感じている人の割合（当事者） ※障がい者福祉計画作成に係るアンケート調査から



これからの取組

情報モラルの学習活動

誰もが人権被害の加害者とならないように、基本的人権の尊重や情報発信のモラルについて学習する機会を作るとともに、人権尊重に関する情報の発信を行います。

啓発活動の推進と体制整備

社会情勢も踏まえた目標を設定し、すべての世代に対しての啓発活動に取り組むとともに、小学生を対象とした人権の花運動などの様々な取組を通して人権尊重の思想を育みます。また、法務局、人権擁護委員、福島県などと連携し、気軽に相談できる体制づくりを推進します。

あらゆる差別からの人権の保護

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染者患者、LGBT*、犯罪被害者など様々な差別を受けている方に対して、様々な関係機関と協力し、すべての人の自由と命を保障し、幸せを追求する権利を確保します。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
人権擁護に関する啓発活動回数	2 回	3 回	6 回

深める協働

人権擁護委員 民間事業者 近隣市町村 法務局 県

あなたができること

主担当課

福祉課

連携課

すべての課

政策2 力をあわせてつくるまち（協働）

施策 5-2-3

男女共同参画の推進

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針
- 男女共同参画計画 地域防災計画



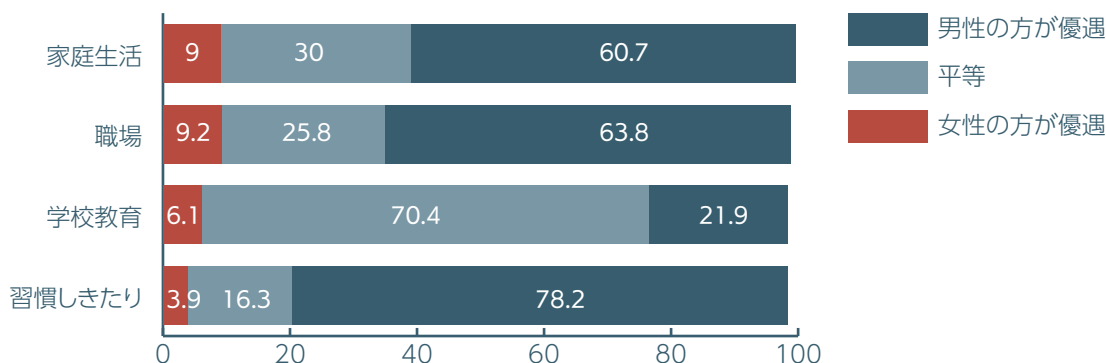
5年後の姿

性別にかかわらず、町民一人ひとりが個性や能力を活かして活躍できるまちづくりが実現されています。

現状と課題

- 今までも男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、現実的には、依然として男性優位の社会であるとの認識を持つ町民が多いことも事実です。特に、政治活動や経済活動、社会通念、慣習やしきたりなどで男性の方が優位であると感じている方が多い状況です。
- 平成27年（2015年）に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、国においても積極的に女性の活躍を推進していくこととしており、政策や方針の決定過程への女性の参画は、国見町に限らず全国的に求められている状況にあります。しかし、議会、協議会、審議会、委員会等でも女性は少ない状況にあります。
- ドメスティックバイオレンス（DV）*も増えてきており、被害者は圧倒的に女性が多い状況もあることから、男女が社会の対等なパートナーであることを確立する必要があります。

■ 各分野の男女地位の平等感（出典：男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月調査））



これからの取組

男女平等意識の教育及び啓発

小中学校との連携により、早い段階からの男女平等の意識をはぐくみ、講演会等による町民への意識啓発を図ります。

女性活躍の場づくりの推進



役員や各種委員への女性の登用を促進するとともに、国見版の女性フォーラムを立ち上げ、日常生活、職場生活の中など、あらゆる分野においての活躍を後押しするとともに、災害時でも男女共同参画の視点から必要な対応を検討し、誰もが安心して生活できるよう備えます。また、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりについて、町内の事業所への啓発を行い、環境改善に取り組みます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の支援

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の個々の状況に配慮して男女とも安心して相談できる環境を整え、安全に自立した生活が送れるよう支援します。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
地方自治法に基づく審議会等における女性の割合	20.7%	25.0%	30.0%

深める協働

町民 民間事業者 関係機関 警察署 県 国

あなたができること

主担当課

住民防災課

連携課

すべての課

政策3 人が集まりまた来たくなるまち（交流連携）

施策
5-3-1

交流連携の推進

関連計画

- 国土強靱化地域計画
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



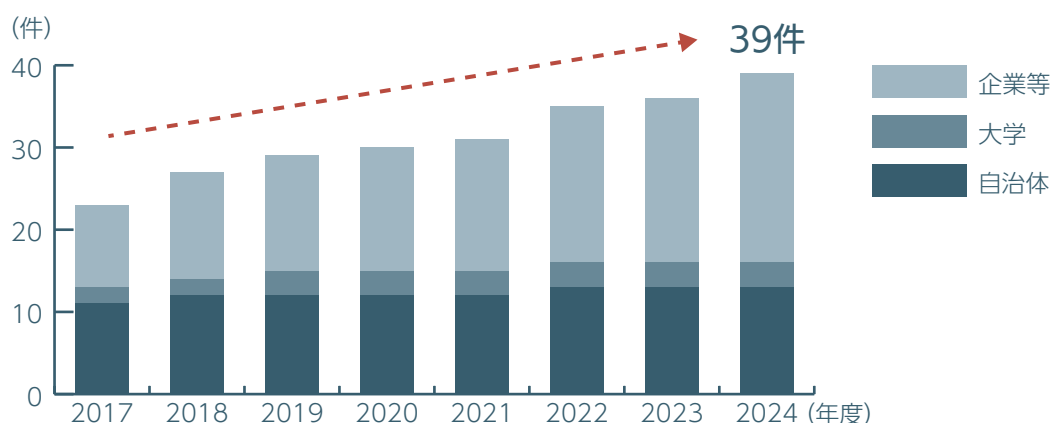
5年後の姿

様々な交流連携によって、人や物がつながり、経済が活性化し、まちににぎわいが創出されています。

現状と課題

- 人口減少下でも経済を発展させるためには交流連携が不可欠であり、多様な交流関係を築く必要があります。全国各地の市町村や企業、大学など町の活性化につながる連携をさらに強化する必要があります。
- 福島市を中心とした9市町村で令和3年度にふくしま田園中枢都市圏連携協約を締結しており、文化・保健・医療・福祉・消防・防災・交通・環境・公共施設の相互利用など、スケールメリットを活かした広域的対応によって効率・効果的に施策の展開が図られる事業については積極的に推進することが必要です。
- インターネットの普及や交通手段の発達によってグローバル化が急速に発展し、留学生や技能実習生などの在住外国人の数はますます増えています。これら外国人に対する情報提供、相談などへの対応に加え、外国人の地域社会への参加が重要になっています。

■ 協定締結市町村・団体等数（累計）



これからの取組

多様な交流連携の推進



協定を締結している県外自治体や、その他の県外自治体との交流連携を推進することで、災害時の協力体制の構築や、観光・物産を通しての振興を推進するとともに、民間事業者や大学との連携による経済や観光、インフラなど多面的な取組の活性化をめざします。

ふくしま田園中枢都市圏*との連携



ふくしま田園中枢都市圏を締結している自治体で連携することにより、共通課題や地域課題の早期解決を図るとともに、圏域に参画する市町村相互のローカルファースト*となるような関係の構築をめざします。

国際交流活動・多文化共生*の推進



福島県国際交流協会をはじめ、各種団体が実施する日本語教室等の国際交流事業と積極的に協働し、多文化共生の意識の醸成と外国人住民の地域参加の促進を図ることにより、技能実習生などが集まりやすい環境を整えます。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
他団体との連携協定件数	26 件	40 件	50 件
域学連携実施件数	5 件	5 件	8 件

深める協働

町民 民間事業者 国際交流協会 福島圏域連携推進協議会 連携市町村 県

あなたができること

主担当課

企画調整課

連携課

すべての課

政策3 人が集まりまた来たくなるまち（交流連携）

施策 5-3-2

移住定住と関係人口* 創出

関連計画

ー デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



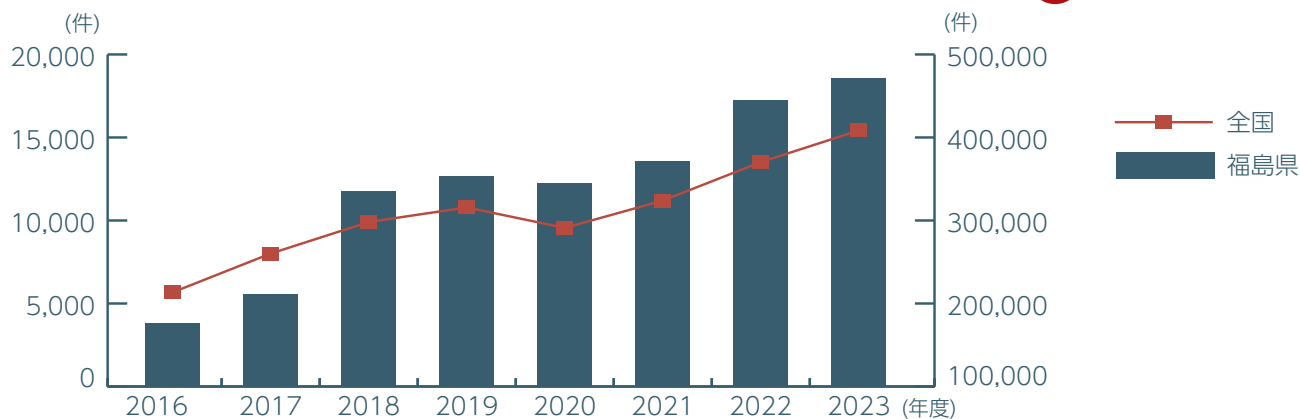
5年後の姿

若い世代の移住者が増えています。また、地域外からも関係人口としてまちづくりに積極的・継続的にかかわる人が増え、広い視点でまちづくりが進められています。

現状と課題

- 町では人口の社会減、少子高齢化が続いており、人口減少が進んでいますが、都市圏に在住する20代から30代の若い世代が地方移住や二地域居住に高い関心を持っていることから、移住者等に「選ばれる町」にするため、国見町独自の強みを明確にし、それを効果的に発信する必要があります。
- 若い世代、特にこれからの未来を担う子育て世代の移住を促進するため、地域との連携はもとより、子育て支援策との連携、新たな雇用創出、就農希望者への支援、空家等の情報提供や新たな活用方法の提案など、分野横断的な取組が必要です。
- 地域おこし協力隊*を導入することで意欲ある地域活動の担い手の定住化を図り、地域活動の活性化につなげるため、受け入れ態勢の整備や協力隊員各々のマネジメントなどが課題となっています。

■ 移住相談窓口等において受け付けた相談件数（出典：総務省「移住相談に関する調査結果」）



これからの取組

定住・二地域居住の促進



移住希望者のニーズを的確に把握し、町の魅力を効果的に発信するとともに、分野横断的な連携を重ねながら受け入れ態勢を整えます。特に若者の定着及び定住人口の促進を図るため、奨学金返還や住宅取得などの支援を推進します。また、定住に限らず、首都圏等にも居住地を置きながら、国見町との二地域居住など、新たな暮らし方の提案をしていきます。

関係人口の創出



地方創生の新しい軸として、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様なかかわりを継続する「関係人口」創出に取り組み、地域外の人材と地域内の人材との相互作用により、地域活性化や地域づくりの担い手を育成します。

地域おこし協力隊制度の活用



都市部から地方へと人材を積極的に受け入れ、地域活性化に資する活動をしてもらいながら移住定住を図る「地域おこし協力隊」制度の活用によって、意欲ある地域活動の担い手の育成を図り、地域の活性化につなげます。

重要業績評価指標（KPI）



指 標	現在値 (2024)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
移住定住者数（累計）	20 人	40 人	150 人
地域おこし協力隊卒隊後の事業継続件数	1 件	2 件	10 件

深める協働

町民 民間事業者

あなたができること

主担当課

企画調整課

連携課

すべての課

政策3 人が集まりまた来たくなるまち（交流連携）

施策
5-3-3

プロモーションの推進

関連計画

ー デジタル田園都市国家構想総合戦略 DX 推進基本方針



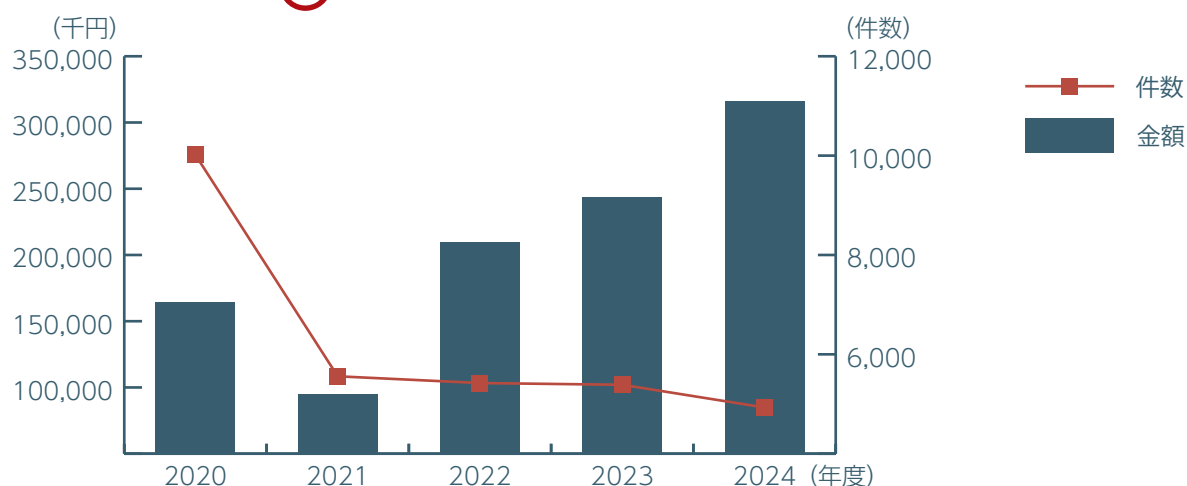
5年後の姿

国見町に対する愛着や誇りが醸成され、官民連携でのプロモーションが行われており、国見町のブランドイメージが定着し、定住人口や二地域居住人口が増えています。

現状と課題

- これまでも数多くのプロモーション活動を行ってきましたが、数値的な効果が不明瞭な状態です。緻密なデータの分析によりターゲットを絞った戦略が求められています。
- 国見町には、様々な地域ブランドとなる可能性を秘めた地域資源が存在しています。「国見町コーポレート・アイデンティティ（CI※）」によって、これからの国見町を創っていくための町民への具体的な行動指針を示すとともにロゴやキャッチコピー等の統一を図り、町民が同じ目標に向かって行動していくことが必要です。
- プロモーションは行政だけではなく、町民や事業者とともに展開する必要があります。そのためには町民が「国見町への愛着・誇り（シビックプライド）」を持つことが必要です。

ふるさと納税件数



これからの取組

戦略的なメディア活用

ソーシャルメディア（SNS*）など多様化する情報発信手法を活用し、そのデータの活用により、それによってかわりをもった人たちが何を求め、どんな交流を望んでいるかを把握し、新たな交流の場を企画していきます。

ブランドイメージと体制の構築

何を強み（差別的優位性）にするか、誰に（ターゲット）届けるかを明確にすることが効果的なプロモーションにとっては不可欠です。国見町コーポレート・アイデンティティ（C I）を推進し、町民や個人事業者、企業、団体が協働してプロモーションできる体制を構築します。

町への愛着・誇り（シビックプライド）の醸成

町には、国見町にしかない歴史や文化、暮らしがあります。町民一人ひとりがその素晴らしさを認識し、それを町外へ発信することにより、「国見ファン」を増やすことが重要であり、子どもから高齢者まで、すべての町民に対してその機運の醸成を進めます。

重要業績評価指標（KPI）

指 標	現在値 (2019)	中間目標値 (2025)	目標値 (2030)
ふるさと納税件数	9,039 件	12,000 件	15,000 件

深める協働

町民 民間事業者

あなたができること

主担当課

企画調整課

連携課

すべての課

01 SDGs とは

SDGs とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略であり、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和 12 年 (2030 年) を年限とする 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されます。SDGs は、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダー* が参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。

02 本計画と SDGs の関係

国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities and Local Governments) では、SDGs の 17 のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

アイコン	ゴール	自治体の役割
	(貧困) あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	(貧困をなくそう) 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての町民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	(飢餓) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	(飢餓をゼロに) 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのために適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	(保健) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	(すべての人に健康と福祉を) 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も町民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。

アイコン	ゴール	自治体の役割
 4 質の高い教育をみんなに	(教育) すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	(質の高い教育をみんなに) 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	(ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	(ジェンダー平等を実現しよう) 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	(水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	(安全な水とトイレを世界中に) 安全で清潔な水へのアクセスは町民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	(エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	(エネルギーをみんなにそしてクリーンに) 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	(経済成長と雇用) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	(すべての人に健康と福祉を) 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も町民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって町民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	(インフラ、産業化、イノベーション) 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	(産業と技術革新の基盤をつくろう) 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

アイコン	ゴール	自治体の役割
	(不平等) 各国内及び各国間の不平等を是正する。	(人や国の不平等をなくそう) 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	(持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	(住み続けられるまちづくりを) 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。	(つくる責任つかう責任) 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには町民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、町民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
	(気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	(気候変動に具体的な対策を) 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	(海洋資源) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	(海の豊かさを守ろう) 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	(陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	(陸の豊かさを守ろう) 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

アイコン	ゴール	自治体の役割
 16 平和と公正をすべての人に	(平和) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	(平和と公正をすべての人に) 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの町民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	(実施手段) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	(パートナーシップで目標を達成しよう) 自治体は公的 / 民間セクター、町民、NGO/NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）～導入のためのガイドライン」を改編

03 41の施策とSDGsの関係

政策	施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
いきいき健康のまちづくり	1-1-1 地域医療連携の推進			●					
	1-1-2 健康づくりの推進		●	●		●			
	1-1-3 継続的な保健事業の推進			●					
共に支えあい暮らせるまち	1-2-1 高齢者の日常生活支援			●					
	1-2-2 介護予防・支援の推進			●					
	1-2-3 障がい者の自立支援	●		●	●				●
	1-2-4 地域で支える福祉の推進	●		●	●				
安全・安心に暮らせるまち	2-1-1 防災と災害時対策の充実					●			
	2-1-2 消防・救急体制の充実								●
	2-1-3 交通安全・防犯の推進			●	●	●			
便利で快適なまち	2-2-1 有効な土地利用							●	
	2-2-2 利用しやすい公共交通								●
	2-2-3 住生活の安定確保と向上	●							
	2-2-4 道路・河川の整備								●
環境に優しいまち	2-3-1 循環・再生型社会の実現			●	●		●	●	
	2-3-2 公園緑地と景観の保全						●		
	2-3-3 上下水道の整備			●			●		●
安心して子どもを産み育てられるまち	3-1-1 子育て支援の推進	●	●	●	●	●			
	3-1-2 子どもの権利の保護	●	●	●	●	●			

施 策	9 産業と技術革新の振興をつくろう	10 人や国々の平等をなそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
1-1-1 地域医療連携の推進									●
1-1-2 健康づくりの推進				●				●	●
1-1-3 継続的な保健事業の推進		●							●
1-2-1 高齢者の日常生活支援		●						●	●
1-2-2 介護予防・支援の推進									●
1-2-3 障がい者の自立支援		●							●
1-2-4 地域で支える福祉の推進		●							●
2-1-1 防災と災害時対策の充実			●		●				●
2-1-2 消防・救急体制の充実			●		●				●
2-1-3 交通安全・防犯の推進			●	●				●	●
2-2-1 有効な土地利用			●		●		●		●
2-2-2 利用しやすい公共交通	●		●		●				●
2-2-3 住生活の安定確保と向上			●						●
2-2-4 道路・河川の整備	●		●		●				●
2-3-1 循環・再生型社会の実現			●	●	●	●	●		●
2-3-2 公園緑地と景観の保全			●		●	●	●		●
2-3-3 上下水道の整備	●		●		●	●			●
3-1-1 子育て支援の推進		●						●	●
3-1-2 子どもの権利の保護		●						●	●

政策	施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーと気候変動に持続可能な開発を	8 働きがいも経済成長も
育むまち 生きる力を	3-2-1 子どもの生きる力の育成	●		●	●	●			
	3-2-2 地域とともにある教育	●		●	●	●			
	3-2-3 学習環境の充実	●		●	●	●			
学び続けられるまち 誰もがいつまでも	3-3-1 生涯学習の推進				●	●			
	3-3-2 芸術文化の振興				●				
	3-3-3 スポーツの推進			●					
	3-3-4 歴史まちづくりの推進				●				
あるまち おいしい農産物の	4-1-1 農業生産基盤の整備充実	●	●				●		●
	4-1-2 担い手の育成と経営支援		●						●
	4-1-3 ブランド開発と販路拡大								●
働きがいのあるまち 魅力あふれる	4-2-1 商業の活性化								●
	4-2-2 企業誘致と起業支援								●
	4-2-3 道の駅利活用と観光振興								●
身近で 信頼されるまち	5-1-1 持続可能な行財政運営								
	5-1-2 職員の人材育成								
	5-1-3 効果的な広報広聴								
身近で 信頼されるまち	5-2-1 協働のまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●	●
	5-2-2 人権の尊重	●		●		●			●
	5-2-3 男女共同参画の推進	●		●		●			●
人が集まり また来なくなるまち	5-3-1 交流連携の推進								
	5-3-2 移住定住と関係人口創出								●
	5-3-3 プロモーションの推進								●

施 策	9 産業と技術革新の 振興を促そう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 適応化を図る	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップ で目標を達成しよう
3-2-1 子どもの生きる力の育成		●						●	●
3-2-2 地域とともにある教育		●						●	●
3-2-3 学習環境の充実		●						●	●
3-3-1 生涯学習の推進		●						●	●
3-3-2 芸術文化の振興			●						●
3-3-3 スポーツの推進									●
3-3-4 歴史まちづくりの推進			●						●
4-1-1 農業生産基盤の整備充実	●		●				●		●
4-1-2 担い手の育成と経営支援	●		●				●		●
4-1-3 ブランド開発と販路拡大	●			●					●
4-2-1 商業の活性化	●								●
4-2-2 企業誘致と起業家支援	●								●
4-2-3 道の駅利活用と観光振興	●								●
5-1-1 持続可能な行財政運営								●	●
5-1-2 職員の人材育成								●	●
5-1-3 効果的な広報広聴			●					●	●
5-2-1 協働のまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5-2-2 人権の尊重		●						●	●
5-2-3 男女共同参画の推進		●						●	●
5-3-1 交流連携の推進								●	●
5-3-2 移住定住と関係人口創出									●
5-3-3 プロモーションの推進									●

第4編



各地区計画

01 小坂地区

本地区は、旧小坂村を主とする地区であり、旧羽州街道の宿場町として栄えた小坂集落がまとまりのあるまちなみを形成しています。本地区は、藤田地区の市街地に隣接しているほか、東北自動車道国見インターチェンジを有し、交通利便性の高い地区です。一方で、高齢者福祉施設である「国見の里・杜・丘」や旧小坂小学校をリノベーション*した「こさかふるさと館」などの福祉型の交流施設も整備されており、福祉や教育の拠点としても位置付けされています。また、緑住区用地の利活用についても検討されており、農業と調和のとれた整備を進める必要があります。

小坂地区の将来像

地域で支えあう心やすらぐ里

整備計画

- 小坂集落周辺を地域生活拠点として周辺集落とのネットワークの強化を図るとともに、旧羽州街道としての歴史的環境を活かした調和のある景観づくりに努めます。
- 国見インターチェンジの機能を活かした流通業務施設の誘導を図ります。
- 緑住区用地の有効的な利活用を検討します。
- 桐目木花の里など、地域住民と連携した森林資源の保全を図り、緑豊かな環境整備とコミュニティづくりに努めます。
- 主要地方道の整備を促進します。(白石・国見線)
- 県道の整備を促進します。(福島・国見線)
- 生活道路と農林道の整備を推進します。
- 合併処理浄化槽の整備を促進します。



02 藤田地区

本地区は、旧藤田町を中心とする地域で市街化区域の設定の中で、役場庁舎・病院などの公共施設、国見小学校、藤田保育所、観月台文化センター（図書館）などの文教施設、そして「道の駅国見あつかしの郷」があり、そのほか、商店街、住宅団地、工業団地など町の中核機能の集積が進み、国見町の核としての機能が形成されています。今後も都市機能の更なる充実が求められます。また、商店街等中心市街地の活性化のため、コンパクトシティ*にふさわしい空間整備を進める必要があります。

藤田地区の将来像

人が行き交う魅力あふれる街並み

整備計画

- 市街化区域の立地適正化によるコンパクトシティを推進します。
- 主要地方道の整備を促進します。（白石・国見線、浪江・国見線）
- 県道の整備を促進します。（赤井畑・国見線、五十沢・国見線）
- 藤田駅ロータリー整備を進めます。
- 道の駅と連携した魅力ある街並み整備について検討します。
- 東北自動車道国見インターチェンジ周辺については、その利便性を活かし工場立地適地への企業誘致を進めます。
- 町営住宅の適切な維持管理を進めます。
- 町道の整備及び生活道路と農道の整備を推進します。
- 上下水道の加入を促進します。また、下水道区域外については合併処理浄化槽の整備を促進します。
- まちの駅の整備を推進します。
- 公共施設跡地の活用を検討します。



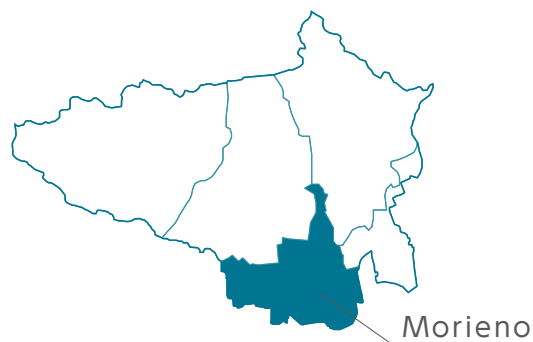
03 森江野地区

本地区は、旧森江野村を主とする地区で、古くから国見町の農業生産の土台を担う豊かな田園地帯として発展してきました。県北中学校、くにみ幼稚園、くにみもたん広場、上野台運動公園が配置されており、子どもが交流するゾーンにもなっています。今後もこの恵まれた条件を活かした農業の生産基地としてのまちづくりを進めていく必要があります。

森江野地区の将来像 恵まれた「たから」を活かす里

整備計画

- 森江野町民センター周辺を地域拠点とし、周辺集落とのネットワークを強化し、地域の生活・文化活動の充実を図ります。
- 農業生産基盤及び生活基盤の充実、整備を図ります。
- 主要地方道の整備を促進します。(浪江・国見線)
- 県道の整備を促進します。(五十沢・国見線)
- 合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 生活道路と農道の整備を推進します。



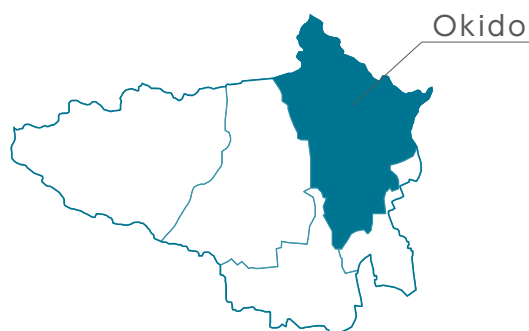
04 大木戸地区

本地区は、旧大木戸村を主とする地区であり、福島県の北玄関口として古くからの歴史的遺産を有するとともに、北部の森林地帯は、優れた自然景観に恵まれています。また、貝田集落は、旧奥州街道の宿場として発展し、現在も JR 貝田駅、東北自動車道国見サービスエリアがあります。特に改築工事が終了した国見サービスエリアは、国見町と県内外の人達との新たな出会いの場であり、ハイウェイオアシス*としての交流の拠点でもあります。旧大木戸小学校には「あつかし歴史館」が設置され、国見町の歴史と文化を訪ねる拠点となっています。今後も北の玄関口としてイメージアップを図る必要があります。

大木戸地区の将来像 歴史をつなぐ古（いにしえ）の里

整備計画

- あつかし歴史館と隣接する大木戸ふれあいセンターを地域拠点として位置づけ、周辺集落とのネットワーク化を強化し、地域生活・文化活動の充実を図ります。
- 貝田地区の歴史的背景を活かした街並みの景観保存と整備を図ります。
- 国見サービスエリアの機能を物・人・情報の交流の場として活用を図ります。
- 県道の整備を促進します。(五十沢・国見線)
- 優良農地の保全を図り、農作物生産基地としての生産及び生活基盤の整備を図ります。
- 阿津賀志山周辺の歴史及び自然景観を活かしたレクリエーションの場づくりと豊かな森林資源の保全に努めます。
- 牛沢川の維持管理を促進します。
- 上水道の加入促進と合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 生活道路と農林道の整備を推進します。
- 阿津賀志山の山頂整備を推進します。



05 大枝地区

本地区は、旧大枝村の一部を主とする地域で、比較的平坦な地勢であり、水稻・果樹・野菜の栽培が盛んです。しかし、阿武隈川よりも低い土地も多く、水害時には人家や農地などが大きな被害を受ける場所ともなっており、災害に対する強靱化が必要な地区となっています。また、国指定史跡である阿津賀志山防塁があり、令和3年度（2021年度）にはあつかし千年公園が開園しました。今後も農業生産基地として優良農地の保全を図り、農業生産基盤の整備と歴史を守る活動を進める必要があります。

大枝地区の将来像

くだものと歴史が交わる里

整備計画

- 国見東部高齢者等活性化センターを拠点とし、地域生活・文化活動の充実強化を図ります。
- あつかし千年公園の利活用を図ります。
- 農業生産の場として生産及び生活基盤の整備を図ります。
- 県道の整備を促進します。（五十沢・国見線）
- 湛水防除対策を推進します。
- 牛沢川の維持管理を促進します。
- 上水道の加入促進と合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 生活道路と農道の整備を推進します。



第5編



国土強靱化 地域計画

01 国土強靱化の概要

(1) 東日本大震災と原子力災害

東日本大震災は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、上下水道施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、町内全域に甚大な被害をもたらしました。

また、原子力災害は、若い世代を中心とした県外への人口流出や町内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、町の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こしました。

(2) 国土強靱化の取組

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、国は、平成 26 年（2014 年）6 月に基本法第 10 条の規定に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進しています。

福島県においても、平成 30 年（2018 年）1 月に東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するため「福島県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）を策定し、福島県の強靱化に取り組んでいます。

国見町においても、本計画を各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

02 基本目標

国及び県の基本方針を踏まえ、国見町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定します。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも・・・

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興が図られること

03 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定します。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

04 強靱化推進の基本的な方針

(1) 強靱化の取組姿勢

- 国見町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討します。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取組ます。
- 国見町の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 町及び町民が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取組ます。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進します。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、農業、交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じます。
- 医療、福祉、教育の確保、新産業や雇用の創出、事業や営農の再開支援、風評払拭、風化防止等に取り組む、国見町の復興を加速させていきます。
- 人のつながりやコミュニケーション機能を向上するとともに、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

05 国見町における主な自然災害リスク

(1) 地震災害

福島盆地西縁断層帯は宮城県白石市から国見町、桑折町を経て福島市大笹生、庭坂、白津、佐原にかけて連続するとされている複数の断層の総称で、「新編・日本の活断層」（活断層研究会編）によれば「越河断層」「藤田東断層」「藤田西断層」「半田山東断層」「桑折断層」「飯坂付近の断層」「台山断層」「土湯断層」の8本の断層から構成されています。そのうち町内を通る断層は、宮城県白石市から貝田地区北部にかけた越河断層と、大木戸地区から藤田地区を通り桑折町、福島市飯坂町と抜ける藤田東断層、藤田西断層、貝田から石母田小坂地区を通り半田山のふもとへ抜ける半田山東断層の4本の断層が存在するとされています。

主な既往災害

宮城県沖地震 昭和 53 年（1978 年）6 月 12 日

マグニチュード 7.4 福島市震度 5

死者 1 名 軽傷者 22 名 半壊 30 棟 一部損壊 291 棟 など

東日本大震災 平成 23 年（2011 年）3 月 11 日

マグニチュード 9.0 国見町震度 6 強

死者 1 名 軽傷者 20 名

住家：全壊 186 棟、半壊 562 棟、一部損壊 509 棟

非住家：全壊 306 棟、半壊 170 棟、一部損壊 151 棟 など



宮城県沖地震で倒壊した家屋



東日本大震災で倒壊した家屋

(2) 風水害・土砂災害

国見町では、阿武隈川と阿武隈川に流入する多くの支川・枝川が流れているため、大雨による洪水発生のリスクがあり、浸水被害の増大のおそれがあります。

主な既往災害

昭和 61（1986 年）年 8 月 5 日 集中豪雨災害（8.5 水害）

床上浸水 16 棟、床下浸水 4 棟 など
公共土木施設、農業被害等の被害総額 112,179 千円

平成 10 年（1998 年）8 月 27 日～ 31 日 8 月末豪雨

床上浸水 8 棟、床下浸水 17 棟
公共土木施設、農業被害等の被害総額 98,411 千円

令和元年（2019 年）10 月 12 日～ 13 日 東日本台風

床上浸水 14 棟、床下浸水 2 棟



昭和61(1986年)年8月5日 集中豪雨災害



令和元年(2019年)10月12日～13日 東日本台風

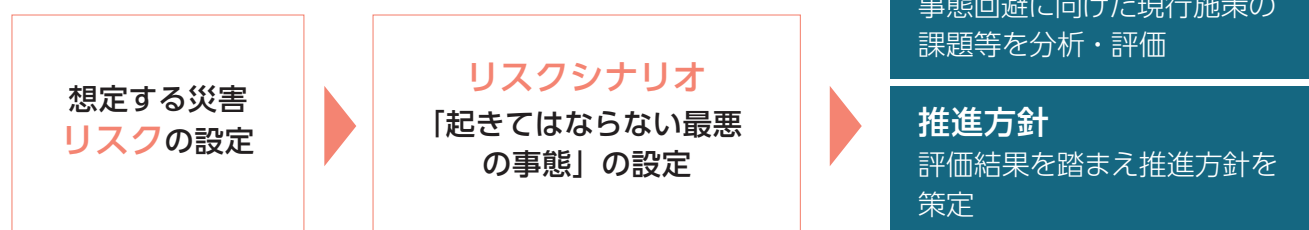
06 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

脆弱性の評価は、福島県を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、国見町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものです。また、国見町の強靱化に必要な施策の推進方法を策定するために必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、基本計画や県計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されています。

国見町は、様々な自然災害のリスクを抱えていることから、本計画における地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法などを参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取組状況や課題を整理したうえで、分析・評価を行い地域の弱点を洗い出す「脆弱性評価」を実施します。

脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



想定するリスク（自然災害）

県計画において、今後、福島県に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しており、それを参考として、過去に国見町で発生した自然災害を、今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定します。



(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画と県計画の調和を図り、国見町の地域特性を踏まえ 29 項目のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・公共施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助、救急活動及び医療、福祉施設の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害に必要な通信インフラ*の麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン*の寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
		5-3	異常渇水等による用水の供給の途絶
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期にわたる機能停止
		6-3	陸海空の基幹交通のインフラ及び地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評等による地域経済等への甚大な影響

(3) 脆弱性評価の結果

リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、8つの「備えるべき目標」ごとにまとめました。

1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない 最悪の事態	1-1	地震等による建物・公共施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

対象の事態	回避に向けた評価結果
1-1	火災や水害などの発生時に迅速で効果的な活動ができるよう、消防車両等の更新や資機材の配備を進め、消防体制の充実を図る必要があります。また、消火栓や防火水槽の整備を進め、消防水利の不足する地域をなくす必要があります。
1-1	東日本大震災で多くの建築物が被災しましたが、その中には耐震改修を行っていない老朽住宅も多くあり、安全な居住環境を支援する必要があります。
1-1	人口減少に伴い、空家は増加しており、管理不全空家への対応、使用可能な空家の利活用も課題となっています。町では民間事業者との協働での空家対策に取り組んでおり、国見町空家バンクと連携した取組を進めています。
1-1	公園、緑地、緑道は、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場として、生活に潤いを与えるとともに、災害時の避難場所としても重要な役割を担っており、令和3年度（2021年度）には、あつき千年公園が整備されます。
1-1	公園施設の老朽化が進んでいます。既存施設の有効活用や長寿命化を図るとともに、維持、改修、更新費用の軽減、平準化を図る必要があります。
1-1	少子化の進行に伴って保育・就学前の教育の充実のため、国見町では0歳児から藤田保育所による保育、くにも幼稚園による3年保育を実施してきました。更に少子化が進むにつれ、子どもの成長に必要な集団生活や異年齢の交流が困難となることから、幼保一体での保育・教育が課題となっています。
1-1	教育施設の老朽化が顕著に現れており、長寿命化の対策と、計画的な修繕・改修が必要となっています。
1-1	地域住民の文化活動の拠点である観月台文化センターが老朽化しており、施設の維持管理が課題となっています。

対象の事態	回避に向けた評価結果
1-1	スポーツ施設が老朽化しており、施設の維持管理が課題となっています。
1-1	公共施設等の維持管理に関しては、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を早急に策定するとともに、財政状況も踏まえた横断的なトータルマネジメントを推進する必要があります。
1-2	令和元年（2019年）の東日本台風で堤防決壊や越流による被害が発生したことから、無堤区間や未整備区間の早急な整備が必要です。
1-2	豪雨等の自然災害に備え、老朽化が進む排水機場等の維持管理や、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理が必要になります。
1-2 1-3	災害による被害を軽減し、迅速な避難を可能にするためには、一人ひとりが町やメディアが発する情報を的確に判断し、また、避難するための事前の備えを徹底し、自身の身を守る取組が重要です。
1-4	町道、林道や橋梁は、老朽化が顕著となっており、計画的な維持管理及び降雪時の迅速な除雪対応が求められています。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない 最悪の事態	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助、救急活動及び医療、福祉施設の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

対象の事態	回避に向けた評価結果
2-1	災害による被害を軽減し、迅速な避難を可能にするためには、一人ひとりが町やメディアが発する情報を的確に判断し、また、避難するための事前の備えを徹底し、自身の身を守る取組が重要です。

対象の事態	回避に向けた評価結果
2-1	水道事業は、良質で安定した摺上川ダムを水源とした福島地方水道用水供給企業団からの本格受水を開始し、長期安定的な供給体制が確立されていますが、災害時にも強い水道施設が求められています。
2-1 2-3	町内会ごとに組織された自主防災会が、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築するとともに、民間団体や企業と連携した取組を強化する必要があります。
2-2	町道、林道や橋梁は、老朽化が顕著となっており、集中的に更新時期を迎えることから、計画的な維持管理が求められています。
2-2	国道4号の拡幅事業が進行しており、それにあわせた町道との連結は重要です。ゆずりあい車線事業も進行しており、その他の狭あい町道の拡幅、林道の整備とともに計画的に整備する必要があります。
2-3	近年、地震などの自然災害の際に、消防に寄せられる期待はますます大きくなっていますが、消防団員への加入者が減少しており、団員の安定的な確保が必要となっています。あわせて、常備消防の更なる充実強化も重要です。
2-3	火災や水害などの発生時に迅速で効果的な活動ができるよう、消防車両等の更新や資機材の配備を進め、消防体制の充実を図る必要があります。また、消火栓や防火水槽の整備を進め、消防水利の不足する地域をなくす必要があります。
2-3	救命率の向上を図るため、医療機関との連携を強化することで救急業務の高度化を進める必要があります。更に、町民に対しても応急手当の普及啓発と救急車の適正な利用に対する理解が必要です。
2-3	積極的に女性の活躍を推進し、政策や方針の決定過程への女性の参画が求められている状況にありますが、各種会議等において女性は少ない状況にあります。
2-3 2-5 2-6	大規模災害が発生し、国見町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、広域応援協定や民間企業との連携協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制の充実・強化を図る必要があります。また、迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点施設の整備・機能充実や疫病対策、町民等への情報伝達手段の多様化が求められています。
2-4 2-5	高齢化や町民の健康や病気に関する意識の高まり、新型コロナウイルス感染症の問題など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、ニーズも多様化・高度化していることから、保健医療体制を強化していくことが求められています。また、大震災等の大規模災害時においても、医療関係団体等の協力のもと、迅速かつ適切な医療救護活動を行うことが求められています。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない 最悪の事態	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

対象の事態	回避に向けた評価結果	
3-1	近年、地震などの自然災害の際に、消防に寄せられる期待はますます大きくなっていますが、消防団員への加入者が減少しており、団員の安定的な確保が必要となっています。あわせて、常備消防の更なる充実強化も重要です。	
3-1	交通事故発生件数については、平成 28 年（2016 年）から減少傾向にありますが、高齢者の交通事故は増加傾向にあることから、自転車を含めた交通車両運転者のルール遵守及びマナー向上が求められています。	
3-1	犯罪が多様化・高度化し、後を絶たない状況にあるため、地域の防犯力の向上が求められています。犯罪の抑止や検挙につながる防犯灯の適正な維持・管理が必要です。	
3-1	児童生徒等が生き生きと活動し、学べるようにするためには、登下校時の安全対策及びスクールバス運行等を含め、総合的な安全対策と危機管理体制を検討する必要があります。	
3-2	大規模災害が発生し、国見町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、広域応援協定や民間企業との連携協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制の充実・強化を図る必要があります。また、迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点施設の整備・機能充実が求められています。	
3-2	災害時の協力体制を築くためには交流連携が不可欠であり、多様な交流関係を築く必要があります。全国各地の市町村や企業など町の活性化につながる連携を更に強化する必要があります。	
3-2	福島市を中心とした 11 市町村での連携中枢都市圏の構想を含めた福島圏域連携推進協議会で意見交換を進めており、文化・保健・医療・福祉・消防・防災・交通・環境・公共施設の相互利用など、スケールメリットを活かした広域的対応によって効率・効果的に施策の展開が図られる事業については積極的に推進することが必要です。	

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない 最悪の事態	4-1	防災・災害に必要な通信インフラ*の麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

対象の事態	回避に向けた評価結果
4-1	町や地域の情報はタイムリーで的確に提供することが必要であり、即時性、広域性、拡散性などの各種情報発信媒体の特性を活かし、災害情報などを各世代、地域などのターゲットに応じて発信することが求められています。
4-1 4-2 4-3	大規模災害が発生した際に、迅速かつ確かな災害対応を行うため、防災拠点施設の整備・機能充実や町民等への情報伝達手段の多様化が求められています。
4-3	自主防災会（町内会）との連携のために、要支援者の避難誘導について話し合いが必要です。
4-3	町内会ごとに組織された自主防災会が、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築するとともに、民間団体や企業と連携した取組を強化する必要があります。
4-3	災害による被害を軽減し、迅速な避難を可能にするためには、避難するための事前の備えを徹底し、自身の身を守る取組が重要です。
4-3	近年、地震などの自然災害の際に、消防に寄せられる期待はますます大きくなっていますが、消防団員への加入者が減少しており、団員の安定的な確保が必要となっています。あわせて、常備消防の更なる充実強化も重要です。
4-3	地域での防災、防犯などの自主的な活動を進めていくためには、そのまとめ役が必要ですが、人口減少、少子高齢化により人材が不足している現状もあり、地域の人材育成も急務となっています。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない 最悪の事態	5-1	サプライチェーン*の寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
	5-2	食料等の安定供給の停滞
	5-3	異常渇水等による用水の供給の途絶

対象の事態	回避に向けた評価結果
5-1 5-2	町道、林道や橋梁は、老朽化が顕著となっており、集中的に更新時期を迎えることから、計画的な維持管理が求められています。
5-1 5-2	国道4号の拡幅事業が進行しており、それにあわせた町道との連結は重要です。ゆずりあい車線事業も進行しており、その他の狭あい町道の拡幅、林道の整備とともに計画的に整備する必要があります。
5-2 5-3	年々農業就業者の高齢化と後継者不足が進み、耕作放棄地や遊休農地の増加や地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増えています。また、ため池、水利、渇水対策施設等の農業水利施設の維持管理が必要です。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない 最悪の事態	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
	6-2	上下水道等の長期にわたる機能停止
	6-3	陸海空の基幹交通のインフラ*及び地域交通ネットワークが分断する事態

対象の事態	回避に向けた評価結果
6-1	温室効果ガスの削減が喫緊の課題となっており、天然資源の消費を抑制し、環境にやさしい循環型社会への転換を進めていく必要があります。
6-2	水道事業は、良質で安定した摺上川ダムを水源とした福島地方水道用水供給企業団からの本格受水を開始し、長期安定的な供給体制が確立されていますが、災害時にも強い水道施設が求められています。

対象の事態	回避に向けた評価結果
6-2	下水道事業は、衛生的な都市環境の保全や公共用水域の水質保全のため、下水道未接続世帯の解消や、下水道計画区域外での合併処理浄化槽の更なる普及に取り組む必要があります。
6-3	まちなかタクシーの運行により、福島交通バス路線の廃止区間の代替機関として運行を行っていましたが、運行時間などの問題や他の交通手段との競合もあり、利用者が伸び悩んでいる状況のため、町民の利用しやすい交通網の整備を進める必要があります。
6-3	町道、林道や橋梁は、老朽化が顕著となっており、集中的に更新時期を迎えることから、計画的な維持管理が求められています。
6-3	国道4号の拡幅事業が進行しており、それにあわせた町道との連結は重要です。ゆずりあい車線事業も進行しており、その他の狭あい町道の拡幅、林道の整備とともに計画的に整備する必要があります。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない 最悪の事態	7-1	ため池、防災インフラ*等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃

対象の事態	回避に向けた評価結果
7-1 7-3	年々農業就業者の高齢化と後継者不足が進み、耕作放棄地や遊休農地の増加や地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増えています。また、ため池、水利、渇水対策施設等の農業水利施設の維持管理が必要です。
7-2	これまでの大規模災害の教訓を活かし、災害により発生した廃棄物は、民間施設の協力体制や広域処理の体制を整えることで適正に処理する必要があります。
7-3	国道4号の拡幅事業が進行しており、それにあわせた町道との連結は重要です。ゆずりあい車線事業も進行しており、その他の狭あい町道の拡幅、林道の整備とともに計画的に整備する必要があります。
7-3	老朽化が進む農業水利施設や農道等の農業生産基盤の持続的な保全管理が求められています。
7-3	耕作放棄地の増加や里山林の手入れの遅れ、狩猟者の高齢化や新規参入者の減少により、有害鳥獣による農作物被害が増加しています。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5	風評等による地域経済等への甚大な影響

対象の事態	回避に向けた評価結果
8-1	これまでの大規模災害の教訓を活かし、災害により発生した廃棄物は、民間施設の協力体制や広域処理の体制を整えることで適正に処理する必要があります。
8-2	大規模災害が発生し、国見町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、広域応援協定や民間企業との連携協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制の充実・強化を図る必要があります。
8-2	災害時の協力体制を築くためには交流連携が不可欠であり、多様な交流関係を築く必要があります。全国各地の市町村や企業など町の活性化につながる連携を更に強化する必要があります。
8-2	福島市を中心とした11市町村での連携中枢都市圏*の構想を含めた福島圏域連携推進協議会で意見交換を進めており、文化・保健・医療・福祉・消防・防災・交通・環境・公共施設の相互利用など、スケールメリットを活かした広域的対応によって効率・効果的に施策の展開が図られる事業については積極的に推進することが必要です。
8-3	核家族化や地域のつながりが希薄化しているため、地域で生活したい高齢者や障がい者、子どもたちが、安心して暮らせる、町民、各種団体、行政が相互に連携して支える仕組みづくりが必要です。
8-3	町内会ごとに組織された自主防災会が、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築する必要があります。
8-3	まちなかタクシーの運行により、福島交通バス路線の廃止区間の代替機関として運行を行っていましたが、運行時間などの問題や他の交通手段との競合もあり、利用者が伸び悩んでいる状況のため、町民の利用しやすい交通網の整備を進める必要があります。
8-3	阿津賀志山防塁をはじめとした町内の貴重な文化財等を後世に継承していくとともに、これまでの調査で把握した歴史的建造物などを、今後どのように保存・活用していくかが課題となっています。

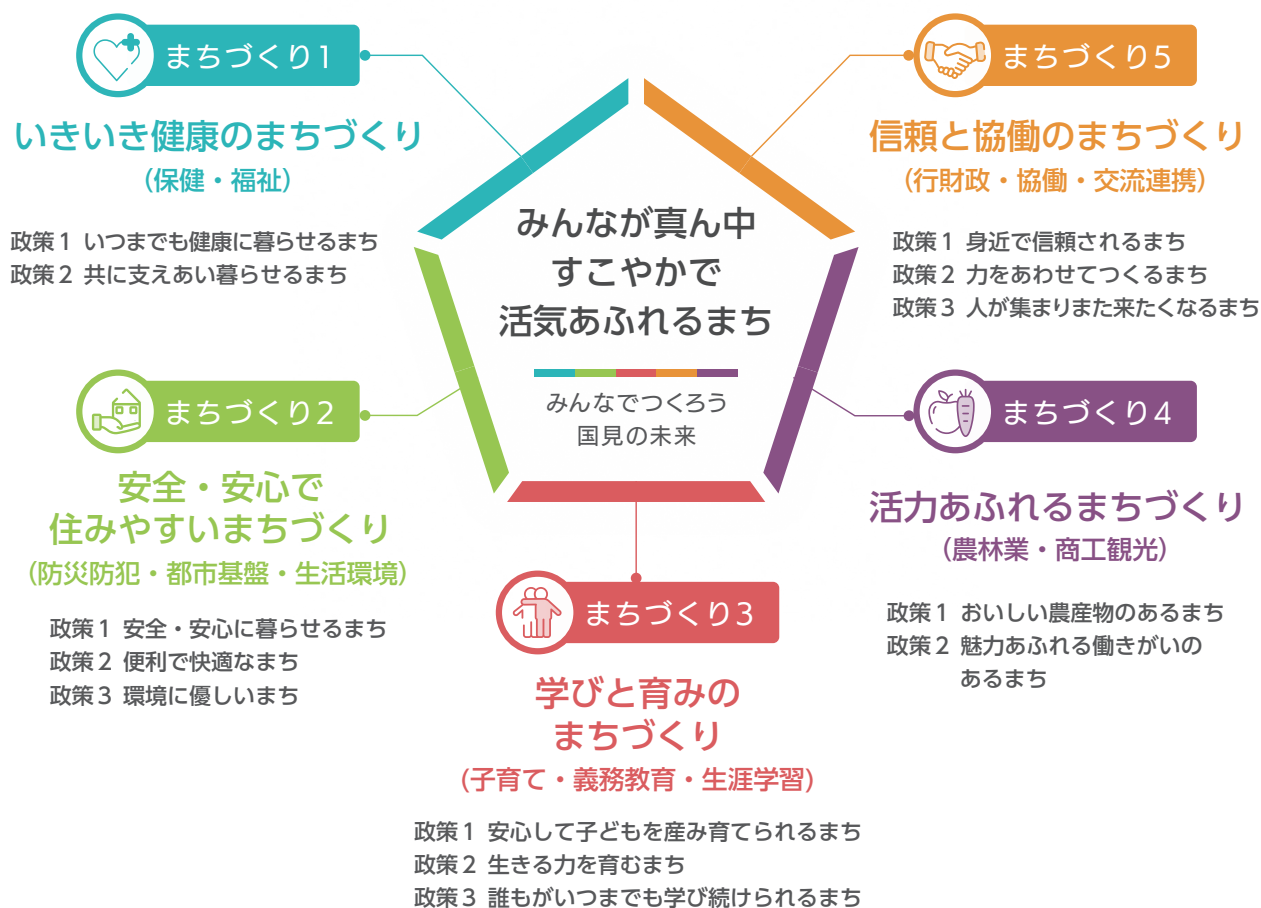
対象の事態	回避に向けた評価結果
8-4	町営住宅については、耐用年数を超えている建物の老朽化や施設設備の陳腐化が進んでいます。今後は、安全性を確保しつつ移住施策と政策間連携を進め、特に子育て世帯の生活スタイルにマッチした住宅を確保する必要があります。
8-4	人口減少に伴い、空家は増加しており、管理不全空家への対応、使用可能な空家の利活用も課題となっています。町では民間事業者との協働での空家対策に取り組んでおり、国見町空家バンク*と連携した取組を進めています。
8-5	原子力災害に伴う風評被害の払拭には未だに至っておらず、農林産物の販売環境は厳しい状況が続いています。

07 強靱化の推進に向けた取組

(1) 強靱化の推進に向けた分野の設定

リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために取り組むべき施策を検討しました。

取り組むべき施策については、本計画の5つのまちづくりの基本目標に基づき、分野を設定します。



(2) 各分野の強靱化に向けた取組

本計画の各分野(まちづくりの基本目標)における施策と脆弱性評価で設定した29のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の関係については、次表のとおり整理しました。

強靱化の推進に向けた取組については、各施策のページに記載しています。

08 41の施策とリスクシナリオの関係

事前に備えるべき目標		1 直接死を最大限防ぐ				2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						3 必要不可欠な行政機能は確保する	
		1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	3-1	3-2
リスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」		地震等による建物・公共施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	被災地での食料・飲料水等 生命にかかわる物資・エネルギー供給の長期停止	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	救急活動等の絶対的不足	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助、救急活動及び医療、福祉施設の麻痺	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
政策	施策												
いつまでも健康に暮らせるまち	1-1-1 地域医療連携の推進								●	●			
	1-1-2 健康づくりの推進												
	1-1-3 継続的な保健事業の推進												
共に支えあい暮らせるまち	1-2-1 高齢者の日常生活支援												
	1-2-2 介護予防・支援の推進												
	1-2-3 障がい者の自立支援												
	1-2-4 地域で支える福祉の推進												
安全・安心に暮らせるまち	2-1-1 防災と災害時対策の充実		●	●		●		●		●	●		●
	2-1-2 消防・救急体制の充実	●						●				●	
	2-1-3 交通安全・防犯の推進											●	
便利で快適なまち	2-2-1 有効な土地利用												
	2-2-2 利用しやすい公共交通												
	2-2-3 住生活の安定確保と向上	●											
	2-2-4 道路・河川の整備		●		●		●						
環境に優しいまち	2-3-1 循環・再生型社会の実現												
	2-3-2 公園緑地と景観の保全	●											
	2-3-3 上下水道の整備					●							
安心して子どもを産み育てられるまち	3-1-1 子育て支援の推進	●											
	3-1-2 子どもの権利の保護												

	4 必要不可欠な情報 通信機能・情報 サービスは確保する			5 経済活動を機能 不全に陥らせない			6 ライフライン、燃料 供給関連施設、交通 ネットワーク等の 被害を最小限に、 留めるとともに、 早期に復旧させる			7 制御不能な複合 災害・二次災害を 発生させない			8 社会・経済が迅速かつ 従前より強靱な姿で 復興できる条件を整備する				
	4-1	4-2	4-3	5-1	5-2	5-3	6-1	6-2	6-3	7-1	7-2	7-3	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5
	防災・災害に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が 必要な者に伝達できない事態	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・ 支援が遅れる事態	サプライチェーンの寸断等による企業の 生産力低下、経済活動の停滞	食料等の安定供給の停滞	異常渇水等による用水の供給の途絶	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	上下水道等の長期にわたる機能停止	陸海空の基幹交通のインフラ及び 地域交通ネットワークが分断する事態	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による 二次災害の発生	有害物質の大規模拡散・流出	農地・森林等の被害による国土の荒廃	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 復旧・復興が大幅に遅れる事態	復旧・復興を担う人材の不足により 復旧・復興が大幅に遅れる事態	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの 崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の 整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	風評等による地域経済等への甚大な影響
1-1-1																	
1-1-2																	
1-1-3																	
1-2-1																	
1-2-2																	
1-2-3																	
1-2-4			●												●		
2-1-1	●	●	●											●	●		
2-1-2			●														
2-1-3																	
2-2-1																	
2-2-2									●						●		
2-2-3																●	
2-2-4				●	●				●			●					
2-3-1							●				●		●				
2-3-2																	
2-3-3								●									
3-1-1																	
3-1-2																	

序
論

基本構想

基本計画

各地区計画

国土強靱化地域計画

資料編

事前に備えるべき目標		1 直接死を最大限防ぐ				2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						3 必要不可欠な行政機能は確保する	
リスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」		1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	3-1	3-2
		地震等による建物・公共施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	被災地での食料・飲料水等 生命にかかわる物資・エネルギー供給の長期停止	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療、福祉施設の麻痺	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
政策	施策												
育むまち 生きる力を	3-2-1 子どもの生きる力の育成												
	3-2-2 地域とともにある教育												
	3-2-3 学習環境の充実	●										●	
学び続けられるまち 誰もがいつまでも	3-3-1 生涯学習の推進												
	3-3-2 芸術文化の振興	●											
	3-3-3 スポーツの推進	●											
	3-3-4 歴史まちづくりの推進												
おいし 農産物	4-1-1 農業生産基盤の整備充実		●										
	4-1-2 担い手の育成と経営支援												
	4-1-3 ブランド開発と販路拡大												
魅力あふれるまち 働きの	4-2-1 商業の活性化												
	4-2-2 企業誘致と起業支援												
	4-2-3 道の駅利活用と観光振興												
身近で信頼 されるまち	5-1-1 持続可能な行政運営	●											
	5-1-2 職員の人材育成												
	5-1-3 効率的な広報公聴												
力をあわせて つくるまち	5-2-1 協働のまちづくりの推進												
	5-2-2 人権の尊重												
	5-2-3 男女共同参画の推進							●					
人が集まり また来たいまち	5-3-1 交流連携の推進												●
	5-3-2 移住定住と関係人口創出												
	5-3-3 プロモーションの推進												

	4 必要不可欠な情報 通信機能・情報 サービスは確保する			5 経済活動を機能 不全に陥らせない			6 ライフライン、燃料 供給関連施設、交通 ネットワーク等の 被害を最小限に 留めるとともに、 早期に復旧させる			7 制御不能な複合 災害・二次災害を 発生させない			8 社会・経済が迅速かつ 従前より強靱な姿で 復興できる条件を整備する				
	4-1	4-2	4-3	5-1	5-2	5-3	6-1	6-2	6-3	7-1	7-2	7-3	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5
	防災・災害に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が 必要な者に伝達できない事態	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・ 支援が遅れる事態	サプライチェーンの寸断等による企業の 生産力低下、経済活動の停滞	食料等の安定供給の停滞	異常渇水等による用水の供給の途絶	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	上下水道等の長期にわたる機能停止	陸海空の基幹交通のインフラ及び 地域交通ネットワークが分断する事態	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による 二次災害の発生	有害物質の大規模拡散・流出	農地・森林等の被害による国土の荒廃	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 復旧・復興が大幅に遅れる事態	復旧・復興を担う人材の不足により 復旧・復興が大幅に遅れる事態	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの 崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の 整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	風評等による地域経済等への甚大な影響
3-2-1																	
3-2-2																	
3-2-3																	
3-3-1																	
3-3-2																	
3-3-3																	
3-3-4															●		
4-1-1					●	●				●		●					
4-1-2																	
4-1-3																	●
4-2-1																	
4-2-2																	
4-2-3																	
5-1-1																	
5-1-2																	
5-1-3	●																
5-2-1			●														
5-2-2																	
5-2-3																	
5-3-1														●			
5-3-2																	
5-3-3																	

序
論

基本構想

基本計画

各地区計画

国土強靱化地域計画

資料編

第6編



資料編

01 計画見直しの経緯

月 日	会 議 名 等	内 容
令和7年2月5日	国見町総合計画管理本部会議	スケジュール、人口ビジョン素案
令和7年2月18日	国見町総合計画審議会	スケジュール、人口ビジョン素案
令和7年3月12日 ～3月28日	第6次総合計画における中間見直しに向けた 町民アンケート	対象：町内に住む中学生以上の男女 2,000 人
令和7年5月14日	第1回国見町総合計画管理本部会議	見直し方針、専門部会設置、人口ビジョン案
令和7年5月28日	第1回国見町総合計画審議会	諮問、見直し方針、専門部会設置、 人口ビジョン案
令和7年6月12日	国見町議会全員協議会	見直し方針、専門部会設置、人口ビジョン
令和7年7月2日	第2回国見町総合計画管理本部会議	見直し・専門部会の進め方
令和7年7月31日	第3回国見町総合計画管理本部会議	前期計画効果検証の進め方・第1回専門部会
令和7年8月5日	第1回子育て・義務教育・生涯学習専門部会	部会設置及び進め方
令和7年8月5日	第1回行財政・協働・交流連携専門部会	部会設置及び進め方
令和7年8月6日	第1回防災防犯・都市基盤・生活環境専門部会	部会設置及び進め方
令和7年8月7日	第1回保健・福祉専門部会	部会設置及び進め方
令和7年8月7日	第1回農林業・商工観光専門部会	部会設置及び進め方
令和7年8月28日	第4回国見町総合計画管理本部会議	第2回専門部会について
令和7年9月9日	第2回行財政・協働・交流連携専門部会	意見聴取
令和7年9月10日	第2回防災防犯・都市基盤・生活環境専門部会	意見聴取
令和7年9月10日	第2回農林業・商工観光専門部会	意見聴取
令和7年9月11日	第2回保健・福祉専門部会	意見聴取

月 日	会 議 名 等	内 容
令和7年9月11日	第2回子育て・義務教育・生涯学習専門部会	意見聴取
令和7年10月1日	第5回国見町総合計画管理本部会議	計画前期の検証、専門部会の協議状況
令和7年10月9日	第2回国見町総合計画審議会	計画前期の検証、専門部会の協議状況
令和7年10月14日	第3回子育て・義務教育・生涯学習専門部会	意見聴取
令和7年10月14日	第3回行財政・協働・交流連携専門部会	意見聴取
令和7年10月15日	第3回防災防犯・都市基盤・生活環境専門部会	意見聴取
令和7年10月15日	第3回農林業・商工観光専門部会	意見聴取
令和7年10月16日	第3回保健・福祉専門部会	意見聴取
令和7年10月23日	国見町議会全員協議会	計画前期の検証、専門部会の協議状況
令和7年12月2日	第6回国見町総合計画管理本部会議	計画素案
令和7年12月15日	第3回国見町総合計画審議会	計画素案
令和7年12月16日	国見町議会全員協議会	計画素案
令和7年12月23日～ 令和8年1月22日	パブリックコメント実施	意見提出人数：3名27件
令和8年1月28日	第7回国見町総合計画管理本部会議	計画案
令和8年2月5日	第4回国見町総合計画審議会	計画案、答申
令和8年2月12日	国見町議会全員協議会	計画案
令和8年3月5日	国見町議会定例会3月会議	議決

02 審議会委員名簿

役職名	氏 名	団 体 名 等
会 長	岩 崎 由美子	福島大学行政政策学類
副会長	八 島 富 一	国見町農業委員会
委 員	小 林 聖 治	国見町議会
委 員	渡 辺 勝 弘	国見町議会
委 員	高 橋 一 博	国見町選挙管理委員会
委 員	中 村 裕 美	国見町教育委員会
委 員	佐 藤 武	国見町消防団
委 員	星 野 正 博	国見町町内会長連絡協議会
委 員	菊 地 千津子	国見町民生児童委員協議会
委 員	寺 島 長 司	国見町介護保険運営協議会
委 員	村 木 陽 子	国見町健康推進員協議会
委 員	本 間 実	国見町生活環境推進員協議会
委 員	穴 戸 喜 幸	公立藤田総合病院
委 員	高 橋 恵 子	国見町交通安全母の会
委 員	五十嵐 美 佳	手をつなぐ親の会
委 員	阿 部 亨	ふくしま未来農業協同組合
委 員	安 藤 八千代	国見町商工会女性部
委 員	紺 野 由 美	国見町PTA連絡協議会
委 員	鴨 田 忠 幸	国見町文化団体連絡協議会
委 員	原 田 武 重	国見町体育協会
委 員	安 田 節 子	国見町婦人会連絡協議会
委 員	三栗野 万 帆	新規就農移住者

(令和8年3月5日議決時点)

03 専門部会委員名簿

保健・福祉専門部会

役職名	氏 名	団体名等
部 会 長	土 屋 久 美	福島県立医科大学健康増進センター
副 部 会 長	林 部 裕 樹	公立藤田総合病院
委 員	斎 藤 勇 子	国見町民生児童委員協議会
委 員	佐 藤 勢津子	国見町介護保険運営協議会
委 員	安孫子 美喜子	国見町健康推進員協議会
委 員	五十嵐 美 佳	手をつなぐ親の会
委 員	鈴 木 静 江	一般社団法人 伊達医師会
委 員	石 井 豪	ふくしま基幹相談支援センター

防災防犯・都市基盤・生活環境専門部会

役職名	氏 名	団体名等
部 会 長	近 久 寿 幸	国見町土木建設業協会
副 部 会 長	佐 藤 武 徳	国見町都市計画審議会
委 員	齋 藤 幸 雄	国見町消防団
委 員	鈴 木 一 之	国見町生活環境推進員協議会
委 員	古 山 恵	国見町交通安全母の会
委 員	穴 戸 サキ子	国見町地域公共交通あり方協議会
委 員	穴 戸 茂	森江野地区自主防災会
委 員	齋 藤 久美子	国見町水道事業経営審議会

子育て・義務教育・生涯学習専門部会

役職名	氏 名	団体名等
部 会 長	柳 沼 哲	福島大学人間発達文化学類
副 部 会 長	高 橋 幸 子	国見町教育委員会
委 員	齋 藤 仁 志	国見町PTA連絡協議会
委 員	舟 山 恵美子	国見町文化団体連絡協議会
委 員	齋 藤 幸 男	国見町体育協会
委 員	菊 地 なつみ	ニコニコ相談会利用者
委 員	鈴 木 道 代	国見学園コミュニティ・スクール委員会
委 員	高 橋 均	福島県中央児童相談所

農林業・商工観光専門部会

役職名	氏 名	団体名等
部 会 長	三 浦 崇 子	日特コーセイ株式会社（町内立地企業）
副 部 会 長	岡 崎 清 和	福島信用金庫国見支店（金融機関）
委 員	佐 藤 昭 文	国見町農業委員会
委 員	鈴 木 恵 子	ふくしま未来農業協同組合
委 員	野 村 和 枝	国見町商工会女性部
委 員	三栗野 祐 司	新規就農移住者
委 員	井 内 良 則	彩季亭（新規起業家）
委 員	齋 藤 規矩雄	国見町商工会青年部

行財政・協働・交流連携専門部会

役職名	氏 名	団体名等
部 会 長	安 藤 信 男	国見町選挙管理委員会
副 部 会 長	安孫子 孝 由	国見町町内会長連絡協議会
委 員	奥 山 美智子	国見町婦人会連絡協議会
委 員	佐 藤 由 美	行政相談委員
委 員	佐 藤 祐 奈	移住・定住者
委 員	上神田 健 太	株式会社家守舎桃ノ音（まちづくり事業者）
委 員	原 田 つむぎ	国見町地域おこし協力隊（移住者）
委 員	伊 藤 愛	国見町地域おこし協力隊（移住者）

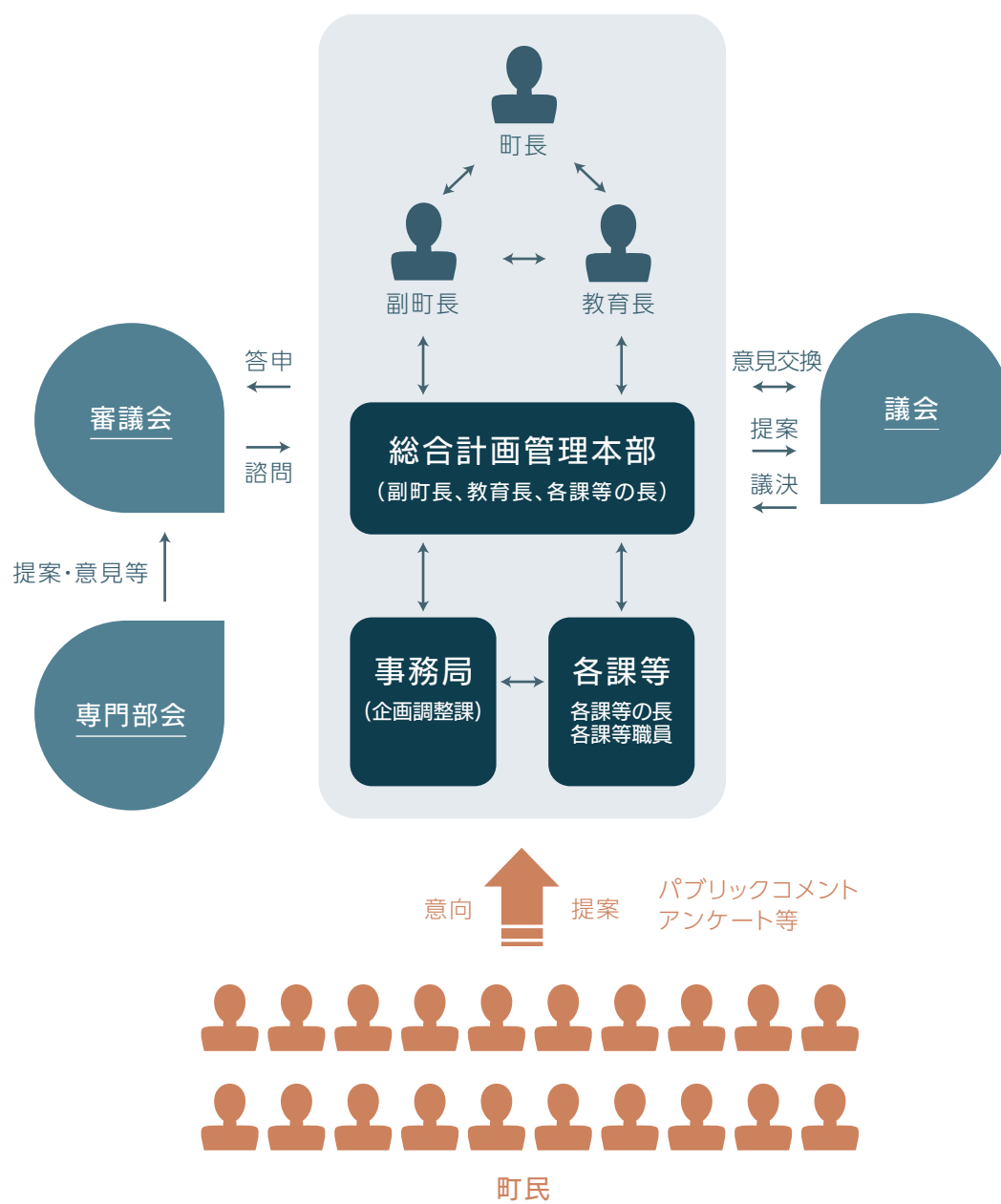
(令和8年3月5日議決時点)

04 管理本部名簿

役職名	氏 名	職 名
本 部 長	鈴 木 伴 承	副町長
副本部長	石 幡 良 子	教育長
	村 上 幸 平	総括参事兼総務課長
本 部 員	佐 藤 智 昭	企画調整課長兼文化財センター所長
	安 藤 充 輝	税務課長
	榑 英 則	住民防災課長
	大 勝 晴 美	ほけん課長
	黒 田 典 子	福祉課長兼こども家庭センター所長
	大 勝 宏 二	産業振興課長兼農業委員会事務局長
	中 條 伸 喜	建設課長
	佐 藤 温 史	上下水道課長
	渡 邊 和 巳	会計管理者兼会計課長
	実 沢 隆 之	議会事務局長兼監査委員事務局長
	穴 戸 浩 寿	参事兼教育次長兼教育総務課長兼教育支援センター所長
	佐 藤 智 宏	教育施設課長兼給食センター所長
	小 野 笑 子	生涯学習課長兼公民館長兼図書館長
	佐 藤 光	企画調整課総合政策係長
事 務 局	佐久間 法 仁	企画調整課総合政策係主査
	鈴 木 俊 大	企画調整課総合政策係主査
	西 條 朋 華	企画調整課総合政策係主事
	村 木 貴 紀	企画調整課主任主査兼過疎対策係長兼地域振興係長
	大 栗 行 貴	企画調整課過疎対策係兼地域振興係主査
	小 西 真 彦	企画調整課過疎対策係兼地域振興係主査
	佐久間 快	企画調整課過疎対策係兼地域振興係主査

(令和8年3月5日議決時点)

05 中間見直し組織図



06 条例及び要綱

国見町総合計画条例

平成 28 年 3 月 10 日 条例第 1 号

令和 3 年 3 月 9 日 条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 町の将来の姿を明確に示し、まちづくりの総合的な指針となる基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成するものをいう。

(2) 基本構想 町が目指すべき将来の姿を示したものをいう。

(3) 基本計画 基本構想に掲げた、目指すべき将来の姿を実現するための計画であり、まちづくりの施策の方向性を示したものをいう。

(4) 実施計画 基本計画に掲げる施策を実現するために策定する計画であり、当初予算の概要及び個別の主要施策の概要をいう。

(基本構想の策定及び変更)

第 3 条 町長は、第 1 条の目的を達成するため、町民の意見を聴き、基本構想を策定しなければならない。

2 町長は、社会情勢の変化に伴い、必要が生じたときは、基本構想を変更することができる。

(議会の議決)

第 4 条 町長は、基本構想を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(公表及び進行管理)

第 5 条 町長は、総合計画を策定し又は変更したときは、これを公表しなければならない。

2 町長は、総合計画の実効性を確保するため、総合計画の進行管理及び施策の効果検証を実施し、基本計画及び実施計画に速やかに反映させるものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 6 条 町長は、第 4 条の議決を経た基本構想に基づき、町民の意見を聴き、基本計画を策定しなければならない。

2 町長は、前条の基本計画に基づき、町の財政状況を踏まえ、実施計画を策定しなければならない。

3 町長は、基本計画及び実施計画を必要に応じて変更することができる。

(基本計画と個別計画との関係)

第7条 個別計画は、基本計画に掲げる施策の方向性を、特定の行政分野において具体的に明らかにするための計画として位置づけるものとする。

(審議会)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、国見町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合計画の策定、変更及び推進について審議するほか、町政に関する重要な事項に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(審議会の構成)

第9条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係する機関及び団体の役職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 住民や町内に勤務する者の代表
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員は非常勤で任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱当時の前項第1号又は第2号の職を離れたときは、同時に委員の職を失う。この場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、識見を有する者その他適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

5 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(審議会の組織)

第10条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名により選任された副会長がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長及び副会長がともに事故あるとき又はともに欠けたとき若しくはともに定められていないときの会議は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要により委員以外の意見を聴くことができる。

(部会)

第 12 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催方法の特例)

第 13 条 会長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な会議の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分配慮するものとする。

(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により会議の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合

(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により会議の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した会議の開会の求めがある場合

2 前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により会長の許可を得て出席した委員は、会議の出席委員とする。

(庶務)

第 14 条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(審議会への委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されている総合的な計画については、第 3 条第 1 項に規定された総合計画とみなし、同条の規定にかかわらず、この条例に基づく総合計画が策定されるまでの間は、引き続き効力を有する。
- 3 国見町振興計画審議会条例（平成 4 年国見町条例第 22 号）は、廃止する。

4 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の国見町振興計画審議会条例の規定により設置されている国見町振興計画審議会の委員である者、会長及び副会長である者は、第9条の規定により任命され、第10条の規定により互選されたものとみなす。

附 則（令和3年3月9日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

国見町総合計画管理本部設置要綱

令和2年3月9日訓令7号

（設置）

第1条 国見町総合計画条例（平成28年国見町条例第1号）第5条第2項の規定に基づき、各施策の策定、見直し及び進行管理を行うため、総合計画管理本部（以下「本部」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本部は、町長の命を受けて国見町総合計画（以下「計画」という。）の策定及び推進を図るとともに、各施策の進捗について検証し、施策の見直しや新たな施策の策定につなげ、もって町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（組織）

第3条 本部に本部長1名及び副本部長1名を置く。

2 本部長には副町長をもって充て、副本部長には教育長及び総務課長をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を総括し、第2条に規定する目的達成のため本部の職員を指揮監督する。

4 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理し、その順位は教育長を第1順位とする。

5 本部員は、町職員で課長相当職以上の者のうちから町長が指名する。

6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（委員会）

第4条 本部に第2条に規定する目的達成のため、政策別（プロジェクト別）に委員会を置くことができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が指名する。

（1）本部員

（2）町職員（係長相当職以上）

（3）前2項に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は本部員のうちから本部長が指名する。

3 委員長は委員会の事務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(本部会議、委員会及び合同会議)

第6条 本部会議は本部長が招集し、会議を主宰する。

2 第4条に規定する委員会は委員長が招集し、会議を主宰する。

3 本部長が必要と認めるときは、各々の委員会との合同会議を開催することができる。4 前項に規定する合同会議は本部長又は主たる議題を所管する委員長が招集し、会議を主宰する。

5 本部会議及び委員会は、必要があるときは別に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務及び委員会との総合調整は、総合計画担当課において処理する。

2 委員会の庶務は、本部長の指名する課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部及び委員会に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

07 用語解説

数字・アルファベット

3R(すりーあーる)

Reduce = リデュース、Reuse = リユース、Recycle = リサイクルの3つのRの頭文字を取ったもので、それぞれ、ごみの発生抑制、繰り返し再使用、資源としての再生利用などを指す。

8050問題(はちじゅうごじゅうもんだい)

引きこもりの長期化、高齢化から生じる問題で、主に50代前後の引きこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指す。

AI(えーあい)

Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。人間にしかできなかった高度で知的な作業や判断を、コンピューターを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

ALT(えーえるていー)

Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手をいう。児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する。

CI(シーアイ)

Corporate Identity (コーポレート・アイデンティティ) の略で、組織の理念、事業、文化を体系化し、統一されたロゴやメッセージなどで組織内外へ発信するブランド戦略。

DX(でいーえっくす)

Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション) の略で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること。

ICT(あいしーていー)

「Information and Communication Technology」の略で、日本語では「情報通信技術」と訳される。インターネットのような通信技術を利用したコミュニケーション、産業、サービスなどの総称として使用される。

LGBT(えるじーびーていー)

Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者) の頭文字をとった単語で、性的少数者の総称のひとつ。

NBC災害(えぬびーしーさいがい)

核 (Nuclear)、生物 (Biological)、化学物質 (Chemical) による特殊災害のことをいい、この中には事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。

Off-JT(おふじえーていー)

「Off-The-Job Training」からその名が付けられ、業務から完全に切り離して、職場とは異なる場を設けて行う研修のこと。

OJT(おーじえーていー)

「On the Job Training」の頭文字を取ったもので、職場内において実務経験を通して、職員の教育を行うこと。

SNS(えすえぬえす)

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

Society 5.0(そさえてい5.0)

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）をAIやロボットなどの活用によって連携できるシステムを構築し経済発展と社会的課題の解決を両立することで、一人ひとりが生き生きと暮らせる人間中心の社会のこと。

TPP協定(ていーぴーぴーきょうてい)

環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership Agreement）の略称。太平洋を囲む国同士で関税などをなくし、自由貿易化を）めざす経済的枠組みのことをいう。

あ行

空家バンク

空家物件情報を自治体のホームページ上などで提供する仕組み。

アセスメント

対象を客観的に調査、評価すること。

イノベーション

新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い意味での「変革」。

医療的ケア児(いりょうてきけあじ)

生活の中において医療的ケアが必要な子どものこと。

インフラ

日々の生活を支える基盤のこと。公共施設、ガス・水道、道路・線路、電話・電気など、「それがないと生活がなりたたないもの」を指す。

インバウンド

主に日本の観光業界において「外国人の日本旅行（訪日旅行）」あるいは「訪日外国人観光客」などの意味で用いられる語。

家読(うちどく)

「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族で本を読み感想を話しあうなど読書習慣を共有することで、家族の絆づくりを図る運動のこと。

か行

関係人口(かんけいじんこう)

特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人。観光以上移住未満と例えられる。

ケアマネジャー

要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じ、介護サービスを受けられるように介護サービス等の提供についての計画（ケアプラン）の作成や、市町村・サービス事業・施設、家族などとの連絡調整を行う人のこと。

コミュニティ・スクール

保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校。

コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれをめざした都市政策のこと。

さ行

サテライトオフィス

企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみたときに、惑星を周回する衛星のように存在するオフィスとの意から命名された。

サプライチェーン

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売までの全体の一連の流れのこと。

シームレス

「縫い目がない・継ぎ目がない」という意味。複数の要素の間に、継ぎ目が見えない状態や気にならない状態などを表す。

市街化区域(しがいかくいき)

都市計画法で指定される、都市計画区域の1つ。すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、道路、公園、下水道などの都市施設の整備も重点的に実施される。

市街化調整区域(しがいかちょうせいくいき)

都市計画区域における区域区分のひとつ。都市計画法の定義としては、「市街化を抑制すべき区域」とされる。この区域では、開発行為は原則として行わず、都市施設の整備も原則として行われない。

食育(しょくいく)

食に関する様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる活動。

さ行

人生100年時代(じんせい100ねんじだい)

リンダ・グラットンとアンドリュー・スコットが『LIFE SHIFT100 年時代の人生戦略』で提唱した言葉。先進国では2007年生まれの2人に1人が100歳を超えて生きる「人生100年時代」が到来すると予測。新しい人生設計の必要性を説いている。

スクール・カウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名及び当該の任に就く者のこと。

スクール・サポート・スタッフ

教員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教員をサポートするスタッフのこと。

スクール・ソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

スクラップ&ビルド

非効率な行政機構（機能）を廃止し、新しい行政機構（機能）に置き換えることによって、行政機構（機能）の集中化、効率化などを実現すること。

ステークホルダー

企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者を指す。日本語では利害関係者という。

スマート・シュリンク(Smart Shrink)

「賢く縮む」を意味する英語。人口減少が進む中で、住民の暮らしの質や地域の活力を維持・向上させるため、身の丈に合った最適な機能の集中や縮小を図り、限られた資源を最大限に活かすまちづくりの考え方。

スマート農業(すまーとのうぎょう)

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や精密化などを進めた次世代農業のこと。

生活支援コーディネーター

(せいかつしえんこーでいねーたー)

別名「地域支えあい推進員」と呼ばれており、厚生労働省はその役割を、高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者と定められている。

精神包括ケアシステム

(せいしんほうかつけあしすてむ)

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助けあい、教育が包括的に確保されたシステム。

総合型地域スポーツクラブ

(そうごうがたちいきすぽーつくらぶ)

文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

ソーシャルワーク

社会一般とその社会に生きる個々人の発達を促す、社会変革をもたらすことを目的とする専門職。

た行

退院調整ルール(たいいんちょうせいるーる)

介護を必要とする患者が、退院後に切れ目なく介護サービスを受けられるようにするため、病院とケアマネジャーが入院時から情報を共有し、退院に向けた連絡・調整を行う仕組み。

多文化共生(たぶんかきょうせい)

国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

地域学校協働活動

(ちいきがっこうきょうどうかつどう)

幅広い層の地域住民、団体等が参画し、ネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制及び活動のこと。

地域学校協働本部

(ちいきがっこうきょうどうほんぶ)

中学校区単位を基本として設置され、その学区の学校に対する多様な協力活動の方針を話し合いボランティアの方々と連絡調整や協力依頼を行うコーディネート機能を備えているもの。

地域おこし協力隊

(ちいきおこしきょうりょくたい)

都市地域から移住し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るための取組。地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的としている。

地域生活支援拠点

(ちいきせいかつしえんきょてん)

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制。

地域包括ケアシステム

(ちいきほうかつけあしすてむ)

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

デマンド(タクシー)

利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと。

テレワーク

勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態をいう。「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語。

都市計画公園・緑地

(としけいかくこうえん・りょくち)

都市計画法に基づき公園として都市計画決定された公園や緑地。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

家庭内での暴力や攻撃的行動(家庭内暴力)のこと。

な行

日本型直接支払制度

(にほんがたちょくせつしはらいせいど)

農業の持つ多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度のこと。多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支援制度、中山間地域等直接支払制度の3つの総称。

認定こども園(にんていこどもえん)

都道府県知事が条例に基づき認定する、日本の幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。

認定農業者(にんていのうぎょうしゃ)

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業法人。

は行

ハイウェイオアシス

サービスエリアやパーキングエリアに接続し、高速道路を出ることなく、公園などの潤いスペースを利用できる施設。

パンデミック

複数の国にまたがったり全世界に広がったりするような、広域でまん延する深刻な感染症の大流行。

ふくしま田園中枢都市圏

(ふくしまでんえんちゅうすうとしけん)

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村で構成する市町村が協定を締結し、人口減少や地域の活性化などの課題を解決するために広域で連携して取り組むこと。

プッシュ型SNS(ぷっしゅがたえすえぬえす)

発信側で決めたタイミングでユーザーに情報を伝えていくもの。ユーザーは受動的に情報を受け取る。不特定多数のターゲットに向けて一斉に情報提供ができる。

不明水(ふめいすい)

汚水のみを処理する下水道処理施設に何らかの原因で流入する雨水や地下水。

プル型SNS(ぷるがたえすえぬえす)

ユーザーが自ら能動的に情報を取りに行くもの。情報提供のタイミングに制限がないが即効性に乏しい。

フルセット行政(ふるせつとぎょうせい)

市町村が、教育、福祉、文化など公共サービス提供のための施設等をすべて自らが整備し運営していこうとする考え方のこと。

フレイル

加齢に伴い身体の予備能力が低下し、健康障害を起こしやすくなった状態のこと。

プログラミング教育

(ぷろぐらみんぐきょういく)

2020 年度より小学校から高校までの各学校で順次必修化された情報教育で、プログラミング的思考や、状況に応じてコンピュータを適切に使える情報活用能力などを養う。

ヘイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康(障がい)、といった、自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

ヘルスケアモビリティ

医療機器などを搭載した車両で、患者の自宅などへ出向き、車内でオンライン診療ができるのが特徴。

ベンチャー企業(べんちゃーきぎょう)

一般的に独自のアイデアや技術をもとにして、新しいサービスやビジネスを展開する企業とされ、主に成長過程にある企業を指す。

ま行

マーケティング

企業などの組織が行うあらゆる活動のうち、「顧客が真に求める商品やサービスをつくり、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにする」ための概念。

木育(もくいく)

幼児期からの木材や森林との関わりを通して、知育、徳育、体育の 3 つの側面を効果的に育む活動。

や行

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることをめざした建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のこと。またそれを実現するためのプロセス(過程)。

要保護児童対策地域協議会

(ようほごじどうたいさくちいききょうざいかい)

要保護児童等のへの適切な支援を図ることを目的に自治体が設置・運営する組織。

ら行

ライフサイクルコスト

製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階までトータルで考えた費用のこと。

リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

リテラシー

物事を正確に理解し、活用できること。

ローリング方式(ろーりんぐほうしき)

毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾圧的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方。

ローカルファースト

農産物の地産地消をはじめとする、地元産を大事にする文化のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

序
論

基本構想

基本計画

各地区計画

国土強靱化地域計画

資料編



発 行 国見町

〒969-1792 伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7
TEL 024-585-2111
URL <https://www.town.kunimi.fukushima.jp>

編 集 企画調整課総合政策係

策 定 令和3年(2021年)4月

一部改訂 令和8年(2026年)3月
